

豊明市行政改革推進委員会議事録

日時 平成21年10月16日(金)

午前10時00分～

会場 市役所東館1階会議室4・5

〔市長挨拶〕

市長から各委員に対して行政改革推進に関する挨拶があった。

〔辞令交付〕

豊明市行政改革推進委員会設置条例に基づき、委員会の任務を確認し、続いて委員を代表して石川礼子委員に市長より辞令を交付した。

〔自己紹介〕

委員の紹介に続いて、市職員による自己紹介を行った。

〔役員選出〕

豊明市行政改革推進委員会設置条例第4条に基づき、会長を互選にて選出することとし、委員推薦によって神谷晋委員が推挙され、全会一致で会長に選出された。

また、同条例の規定に基づき、会長により副会長に中野幸夫委員が指名され全会の了解のもと選出された。続いて会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶が行われた。

〔諮問〕

市長より委員会を代表して、会長に諮問書が手渡され、第5次行政改革第2次アクションプランの策定に関して委員会に意見を求めるとする諮問が行われた。

〔議事〕

会長の進行により審議が行われた。まず、議題に入る前に全体概要の確認が行われ、事務局より次の6点について説明が行われた。

- ・ 委員設置について、資料「豊明市行政改革推進委員会設置条例」をもとに説明した。
- ・ 今年度の委員会スケジュールについて、資料「第5次行政改革推進委員会日程表」をもとに説明した。

- ・ 行政改革及び集中改革プラン全般について、資料「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針について」「集中改革プラン」をもとに説明した。
- ・ 委員会と議事録の公開について、資料「公開要領」をもとに説明した。
- ・ 豊明市の財政状況については、資料「第5次行政改革大綱」「第5次行政改革第1次アクションプラン」をもとに説明した。
- ・ アイデア五輪について、資料「豊明市行財政改革アイデア五輪関係資料」をもとに説明が行われた。

(以下、上記説明に関する質疑及び意見等)

・ この行政改革の目的について確認したい。細部ではなく、大きな目的を委員会で最初に共有するべきと考える。行政改革は、効率化を進めるということ、資源配分を適切に行うということなのか。

そのとおりです。市民の福祉や生活を守る行政サービスを行うための資源配分及び効率化を進めることが目的です。

「議事1 : 第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度実績報告」

事務局により20年度の実績報告を、資料「第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度実績」「第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度節減額一覧表」「平成19・20年度から新たに実施した行政改革事業」を元に行った。加えて参考となる情報として追加資料について説明をした。

(以下、議事1に関する質疑及び意見等)

・ 資料「第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度実績」の節減額は、いつが基準となっているのか。

集中改革プランにも記載されている事業は、平成17年度比です。それ以外は、18年度比となっています。

・ 平成20年度の達成率はどうなっているのか。

目標に対して118.5%となっています。

・ 資料「第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度節減額一覧表」の最後のページ(4ページ)に書いてある節減額と年度目標額の関係は、どのようなものでしょうか。また、追加資料「平成19年度節減額一覧表」に書かれている節減額との違いは何でしょうか。

節減額は、これまでの実績を積み上げたものです。年度目標額は各年の目標額であり、それを積み上げたものが年度目標額の合計欄に書かれています。追加資料の節減額は、平成19年度単年度の節減額です。そこに平成20年度の額を加算したのが、資料2の節減額です。

・人的資源の管理は、業務管理の要諦である。

資料「第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度節減額一覧表」の1ページや資料「集中改革プラン」の13ページについても定員管理などが書かれている。これらの資料は臨時職員を含むものか。

正規職員のみです。

・この定員管理の人員数の設定根拠はどうなっているのか。もし、正規職員が減っていても、臨時職員が増えただけでは仕事の管理ができていないとは言えない。

人事管理に関するデータが欲しい。

業務によっては短時間しか必要ないものがあります。こういった業務は臨時職員に行ってもらうようにして効率化を図っているところです。また、職員全体の定員は近隣自治体と比較しながら定めています。

・定員の管理に加えて、業務の管理を行わなければいけない。業務日報などで業務管理は行えるはずである。

〔議題2〕

第2次アクションプラン策定方針について、資料「第5次行政改革第2次アクションプラン策定方針」に基づき事務局より説明した。

〔その他〕

今後の日程は資料「第5次行政改革推進委員会日程表」のとおり。詳細が決定していない第4回、第5回は議会日程等が判明次第、日程を決めて各委員に連絡する。

第1回 平成21年10月16日(金)午前10時開会

第2回 平成21年12月15日(火)午後2時開会

第3回 平成22年1月19日(火)午後2時開会

第4回 平成22年3月予定

第5回 平成22年3月予定

出席者

委員

石川礼子、海老原勉、大橋清朗、加藤征夫、神谷晋、近藤治、中野幸夫、服部明美、橋本孝子、村松武己(敬称略)

推進本部

本部長(市長)、副本部長(副市長)、教育長、企画部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済建設部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育部長

事務局

企画部次長兼企画政策課長、企画政策課長補佐、政策推進担当係長、企画調整担当係長、政策推進係担当

欠席者

委員

服部錬太郎（敬称略）

|



相羽英勝市長挨拶



辞令交付



諮問

平成21年度 第1回 行政改革推進委員会 次第

日時 平成21年10月16日(金)

午前10時00分～

会場 市役所東館1階会議室4・5

挨拶

辞令交付並びに委員紹介

推進委員会役員の選出について

第5次行政改革第2次アクションプランについて(諮問)

議題

- 1 第5次行政改革第1次アクションプラン平成20年度実績報告について
- 2 第5次行政改革第2次アクションプランの策定について
- 3 その他

< 配布資料 >

- 資料 1 第 5 次行政改革第 1 次アクションプラン平成 20 年度実績
- 資料 2 第 5 次行政改革第 1 次アクションプラン平成 20 年度節減額一覧表
- 資料 3 平成 19・20 年度から新たに実施した行政改革事業
- 資料 4 第 5 次行政改革第 2 次アクションプラン策定方針

- 参考資料 豊明市行政改革推進委員会の公開等に関する取扱要領
- 参考資料 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針について
- 参考資料 集中改革プラン
- 参考資料 第 5 次行政改革大綱
- 参考資料 第 5 次行政改革第 1 次アクションプラン
- 参考資料 豊明市行政改革推進委員会設置条例
- 参考資料 第 5 次行政改革推進委員会日程表
- 参考資料 豊明市行財政改革アイデア五輪関係資料

第5次行政改革 第1次アクションプラン 平成20年度実績 (施策別)

行政改革大綱3 「組織制度の抜本改革」

事業名	改革内容	平成20年度の実績と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
1 経営戦略会議の充実	経営戦略会議にマネジメント機能の向上に寄与し、且つ職員のスキル向上の場としても機能するプロジェクトチーム活動は、横断型組織内シンクタンクとしての定着化を図っていく。	経営戦略会議は6回開催し、施策の見直し検討や予算編成の方針等の情報を通して職員に周知徹底を図った。経営戦略会議プロジェクトチームについては実施していないが、要綱設置による、より実効性の高い行政改革プロジェクトチームによる取り組みを行い、結果を経営戦略会議に報告した。				実施			企画政策課	新規
2 給与の適正化等	通勤手当の見直し/特殊勤務手当での見直し/福利厚生事業の見直し	・通勤手当 ・徒歩通勤者及び通勤距離2K未満者の通勤手当を廃止(H18.4~継続) ・特殊勤務手当 ・日曜常勤手当及び年末年始手当の廃止(H18.4~継続) ・税務手当(月額、賦課調査日額)、消防手当(消火作業)及び技術手当の廃止(H20.4~) ・消防手当(市外救急業務)及び不快手当(じん芥)の減額(H20.4~) ・福利厚生事業(互助会助成金) ・助成金の算定方法を「会員の互助会掛金総額と同額」から「助成対象経費の2分の1の額」に改めた。(H18.4~継続) ・事業の廃止及び見直しにより、助成対象経費を圧縮した。(H19.4~継続)	通勤手当の節減額4,967千円 従前の規定による廃止対象区分に係る所要額 413,900円/月×12月 4,967千円 特殊勤務手当の節減額5,537千円 ・17年度決算額 7,698千円 ・20年度決算額 2,161千円 福利厚生事業(互助会助成金)の節減額4,331千円 ・従前の規定 10,765千円 ・現行の規定 6,434千円 + + = 14,835千円 なお、及びは5に包括計上のため節減額は、4,331千円となる。	4,331 (14,835)	3,750	実施			人事秘書課	集中改革プランの再掲
3 県内、県外旅費の見直し	県内旅費について削減する。(5%) / 県外研修のあり方についても見直し、県外旅費を削減する。	県内日帰り旅行の日当を廃止し、県外及び県内宿泊旅行の日当を2分の1に減額。また、県内旅費について、特定旅費による定額支給から実費支給を原則とした運用に変更した。	[17年度決算額] [20年度決算額] 24,471千円 - 13,697千円	10,774	2,400	実施			人事秘書課	集中改革プランの再掲
4 超過勤務の削減	手当の超過勤務割合は平成16年度10.68%、平成17年度10.30%で1億6,000万円前後となるため、ノー残業デーの徹底、週休日等における超過勤務及び事前届出制の強化、週休日における超過勤務の振替強化を図り、各年度45,000時間以内を目指す。	当初予算策定時において、一律前年度比5%をカットした。 毎月、超過勤務実施状況を報告させ、超過勤務に係る関係書類の提出や振替を徹底させるなどにより、削減措置の更なる推進及び周知を図った。 また、労働安全衛生法に基づき、長時間の時間外勤務職員に対する個別面接制度を設けた。 平成20年度【手当全体に占める超過勤務手当割合】 6.84% 【超過勤務時間数】 35,650時間	[17年度決算額] [20年度決算額] 157,326千円 - 98,483千円 なお、節減額については5に包括計上	(58,843)	26,826	実施			人事秘書課	集中改革プランの再掲
5 定員管理の適正化 (純減への取り組み)	団塊世代の大量退職に対応して年齢層の標準化を図る暫定増の期間を経て、平成22年度で平成17年度比10人の減員(1.8%)とする。	退職者数に対する採用者数を計画より抑え、計画人数554人のところを7人の547人とした。	[16年度決算額] [20年度決算額] 3,419,672千円 - 3,319,297千円	100,375	54,393	実施			人事秘書課	集中改革プランの再掲
6 定員管理の適正化 (その他の手法)	正規職員配置の必要性が低い業務には非常勤職員等を配置 / 雇用形態を見直し、新たな任用制度の導入を図る。	再任用制度により6名の職員を再任用し、職員が長年培った能力・経験を行政に生かし、常勤職員が削減される中で、行政サービスの維持・向上に努めた。				実施			人事秘書課	集中改革プランの再掲
7 定員管理の適正化 (その他の手法)	IT利用や機構改革により事務の効率化を図る。 / 効率性、専門性、行政責任の確保等を踏まえ、民間活力の導入を推進する。	定員管理の適正化の手法として集中改革プランに記載している、今後の職員減少に備え効率的な組織体制に移行する具体策について、行政改革PTにより検討した。その結果、現生涯学習課は文化会館に事務室を移転すること、児童館は再任用配置による正規職員の減、経費削減を行うこととなった。				実施			企画政策課	集中改革プランの再掲
8 機構改革の推進	地方自治法の改正に対応し、副市長制へ移行する等新たな組織のあり方を図っていく。また指定管理者制度を始めとする民間活力の活用と連動した組織改革も行っていく。	平成21年度から消防署南部出張所が稼動することに合わせ、消防署の機構を変更した。これによる人事異動が平成21年4月1日付で実施された。				実施 検討	実施		企画政策課	新規
9 財務会計システム事務の効率化	財務会計システムはすでにシステム化されて長い年月が経過しているものの伝票については紙ベースとなっているため伝票の記入漏れや決裁漏れも少なくないのが現状である。このような人為的なミスを軽減し、さらに効率的な財務会計システムを構築する必要がある。	・財務会計のリリースにあわせて、一部で電子決裁を導入。 ・新財務会計導入後、源泉徴収に係るシステムの一部を活用。				一部実施	実施		出納室	新規
			節減額合計	115,480	87,369					

第5次行政改革 第1次アクションプラン 平成20年度実績 (施策別)

行政改革大綱4 「減量と効率化の推進」

事業名	改革内容	平成20年度の実績と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
10 防災訓練と水防訓練の同時開催	別々の時期に実施している訓練を同時開催することにより、地域の負担軽減と経費の節減を図る。	訓練当日大雨洪水警報発令中により中止。前年度との比較においては、当日の件数が大幅に減った。訓練については、水防訓練と防災訓練を同日実施の計画。	平成18年度 水防訓練経費(人件費、消耗品、整備委託料等)507,700円、防災訓練経費(人件費、消耗品、会場設営委託料等)2,586,200円 合計3,093,900円 平成20年度 防災・水防訓練経費(人件費、消耗品費、会場設営委託料等)1,556,397円 節減額 3,093,900円 - 1,556,397円 = 1,537,503円	1,537	1,000	実施			防災安全課	集中改革プランの再掲
11 環境フェアの単独開催中止	NPO法人との共催による環境フェアの単独開催から、豊明まつりでの実施による開催方法への変更により、企画運営委託を廃止する。平成12年度より行政主導を脱却し、市民の視点に立った意識の向上に寄ることができた。当初の目的は達成され事業を縮小	豊明まつり開催時においてボランティアにて「ごみのポイ捨てはやめましょう」「限られた資源を大切にしましょう」「ゴミの分別をしよう」等参加市民に啓発を行った。(啓発用品シャープペンシル @70円×2,000本)	平成17年度経費1,950千円	1,950	1,950	実施			環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
12 太陽光発電システム補助金の廃止	太陽光発電システム導入の普及促進をめざして、平成13年度より実施してきた補助金制度(補助内容:1KW当り10万円・上限40万円)を平成17年度にて終了した。この5年間に120基、38,330千円の補助を行った。	設置費も安価となり、地球温暖化防止に対する市民意識も向上し、自発的に太陽光発電システムを納入する家庭も見られるようになった。	平成17年度補助金額7,810千円	7,810	8,000	実施			環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
13 生ごみ堆肥化促進事業補助金の廃止	生ごみを堆肥化するコンポスト、電動生ごみ処理機及びその他堆肥化容器の購入者に対し一定割合の補助金を交付していたが、当初の普及促進の目的を達成したため事業を廃止した。	生ごみを堆肥化するコンポスト、電動生ごみ処理機及びその他堆肥化容器の購入者に対し一定割合の補助金を交付していたが、当初の普及促進の目的を達成したため事業を廃止した。	平成17年度補助金2,062,900円	2,062	2,150	実施			環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
14 家族介護ヘルパー受講費補助の廃止	介護保険法施行から経過し、在宅介護における介護給付のサービス利用も浸透したことにより、事業の所期目的が達成されたことから訪問介護養成講座の受講費補助を廃止する。	平成18年度より廃止	平成15～17年度平均9件 9×30千円	270	300	実施			高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度廃止に伴う)
15 在宅介護推進事業(お試し在宅サービス)の廃止	介護認定を受けながら介護サービスを受けたことがない方に対して、お試し在宅サービスを実施してきたが、民間事業所でも同様のサービスが受けられるので平成18年度にこれを廃止する。	平成18年度より廃止	平成17年度実績13人で328,145円	328	630	実施			高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度廃止に伴う)
16 A型機能訓練事業の廃止	介護保険法の改正により、健康課で実施している事業と趣旨の筋力トレーニング事業が実施されることとなったため廃止する。	事業集約により、人件費等の経費節減となった。	事業人件費等 = 760千円	760	760	実施			健康課	集中改革プランの再掲(平成18年度廃止に伴う)
17 研修費の経費削減	平成18年度より全国市町村海外派遣研修を隔年実施としたが、これを継続する。また前年度に受講希望調査を行い、希望者がいない場合は実施年度であっても派遣を見送ることとする。	隔年実施としていた愛知県市長会海外派遣研修への派遣を廃止した。	平成20年度は、市長会海外派遣研修への派遣年度ではないため経費節減なし。	0	0	実施			人事秘書課	新規
18 加除式図書の一部の加除を中止	インターネットの普及等により使用頻度が低下した加除式図書(職員用)について、その一部を中止する。	平成18年度から一部の加除を中止し、平成19年度から全部の加除を中止した。	平成17年度実績3,454,952円	3,454	800	実施			総務課	集中改革プランの再掲
19 職員駐車場の有料化	市有地の有効活用を図るため、職員駐車場を有料化する。	職員駐車場用地として土地の駐車に係わる金額の一部を利用者(職員組織である職員互助会)負担とする	使用料年額1,000千円	1,000	1,000	実施			総務課	集中改革プランの再掲

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
20 中型バス新規購入中止	市所有の中型バスの新規購入を平成18年度において中止する。	18年度実施済				H18.9 実施			総務課	集中改革プランの再掲
21 樹木剪定等委託料の削減 (庁舎)	庁舎花壇の一部に管理作業手間のあまりかからない地被類植物を植栽し、契約内容の見直しを図る。 (現状)庁舎・分庁舎樹木管理委託1,155千円 庁舎花壇管理委託602千円 合計1,757千円	庁舎・分庁舎の樹木管理を高木と低木・花壇とに区別し、高木管理は造園業者、低木・花壇管理はシルバー人材センターに委託することとし、管理内容も見直しを図った。 平成20年度高木管理委託費 414,750円 平成20年度低木・花壇管理委託費 521,655円	平成18年度樹木管理委託費1,757,885円 平成20年度樹木管理委託費 936,405円	821	574	実施			総務課	新規
22 軽自動車導入を重視した公用車の更新	普通車の公用車は、燃料費が多くかかり、不経済でありそれを是正する。主に市内を行動範囲とする車両の更新は、購入価格が廉価で、距離当たりの燃費のよい軽自動車とするよう努める。	平成20年度は、軽自動車への買換えはなし。 市外利用、市内利用を明確にし、引き続き市内利用専用車には軽自動車を導入した。 普通自動車との差 重量税 25200 8800、ガソリン代500リットル/年*@120円の概ね20パーセント減 28千円(1台あたり)				実施			総務課	新規
23 公用車へのETC採用	名古屋高速券の廃止に伴い、割引廃止と合わせ事務の煩雑さを招いている。マイクロバスに採用するとともに公用車の一部にETCの配備を検討することで割引制度を活用し通行料の軽減を図る。	マイクロバス(19年度設置済) 平成20年3月に設置し、4月から運用を始めた。 市外出張を予定する公用車については、買い替え時点において順次設置をする	通行料*ETC割引率(0.5~0.7)						総務課	新規
24 清掃委託料の削減	市役所、福祉体育館、文化会館等公共施設の清掃委託料の見直しを図る。(10%削減)	市役所を始め公共施設、小中学校の清掃委託料見直しや窓清掃の中止を行い費用の削減に努めた。	平成17年度実績額 59,253千円 平成20年度実績額 45,343千円 各公共施設(市役所、保健センター、街路・用地、図書館、文化会館、体育館)の合計	13,910	8,190	実施			財政課	集中改革プランの再掲
25 樹木剪定等委託料の削減 (全体)	小中学校や保育園、児童館等の樹木の剪定、草刈について委託料の見直しを図る。(10%削減)	小中学校や保育園児童館を始め公共施設の樹木剪定、草刈について見直しを行い費用の削減に努めた。	平成17年度実績額 101,269千円 平成20年度実績額 72,986千円 各公共施設(保育園・児童館、保健センター、公園、図書館、文化会館、体育館)の合計	28,283	2,470	実施			財政課	集中改革プランの再掲
26 経常経費の見直し	経常経費のうち消耗品について削減する。(5%削減)	平成19年度に続いて執行状況の精査、徹底により、予算の編成過程での指導を中心とした削減に努めた。 前年比14.5%の減額となった。	消耗品費 平成17年度実績額 188,712千円 平成20年度実績額 139,660千円	49,052	10,000	実施			財政課	集中改革プランの再掲
27 市民税等の前納報奨金の交付率の縮小	市民税及び固定資産税の全期分を第1期に納める際に、第2期以降の金額に乗ずる交付率を0.5%から0.3%に縮小する。限度額を5万円から3万円に引き下げる。	平成20年度の前納報奨金額は46,687,300円で前年比1.4%の増加であったが、税収においては41億1000万円で約5000万円の増収であった。件数割合においては、市県民税が-0.48%であったが、固定資産税が0.61%増えた。平成22年度から前納報奨制度を全廃するため平成21年度の納税通知発布時に前納報奨金の廃止をPRするための案内チラシを同封したり、ホームページ等に掲載した。	平成17年度の前納報奨金額72,226千円 平成20年度の前納報奨金額46,687千円	25,539	25,000	実施			収納課	集中改革プランの再掲
28 市長への手紙の(ハガキ)広報紙折込の廃止	例年5月号広報紙に料金受取人払いのハガキを折り込んでいるが、これを廃止し、ハガキを設置する公共施設を増やす。	平成19年度に広報紙への折込廃止し、ハガキの設置する公共施設場所を「12箇所」から「26箇所」にした。	平成18年度実績額 10.70円×26,600枚×1.05=298,851円 平成20年度実績額 25円×3,000枚×1.05=78,750円	220	300	実施			市民協働課	集中改革プランの再掲
29 豊明まつりを見直し	春、夏、秋と開催する豊明まつりについて、意義・内容・運営方法などについて全体的な見直しを図る。	夏まつりについては、市から実行委員会への補助金を150万円減額しながらも、イベント内容の見直しにより、例年通りの来場者数で実施できた。 秋まつりについては、開催日を1日にするとともに、これまでの行政主導イベントを改め市民の実行委員会による運営とすることを基本とし、各々の自主財源により多彩なイベント内容で実施できた。	22,100千円(平成17年度夏・秋まつり実績額) - 4,998千円(平成20年度夏・秋まつり実績額)	17,102	1,440	実施			市民協働課	集中改革プランの再掲

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
30 豊根村温泉券助成率の改定	友好都市豊根村の「湯～ランドパルとよね」の入湯券の助成をして販売している。これを大人1枚100円、小人1枚50円から、大人1枚200円、小人1枚100円で販売する。	左記入湯券を大人1枚200円、小人1枚100円で販売した。販売枚数は大人873枚、小人38枚であった。平成19年度の売上大人1,200枚、子供68枚に比べると値上げの影響があったのか販売枚数が落ち込んだ。	平成19年度 購入費482,800円 - 売上収入123,400円 = 市負担額359,400円 平成20年度 購入費375,000円 - 売上収入178,400円 = 市負担額196,600円	163	150	実施			市民協働課	集中改革プランの再掲
31 統計書の印刷廃止	電子情報での情報発信に改め、経費の削減を図る。統計書の一部が必要情報である場合が多く、インターネットの普及により印刷の必要性は低下している。ホームページの充実を一層図り、パソコン環境にない方への工夫も考慮しつつ実施する。	平成19年度から、とよあけの統計については、紙ベースでの印刷を取りやめ、ホームページ上に公開する形にした。パソコン不保持者用として、市民コーナー、図書館、担当課窓口に掲載用統計書を作成し、設置した。	平成17年度300冊 × @1,560円 × 1.05 = 491,400円 平成19年度 - 印刷廃止	491	585	検討準備 実施	実施		市民協働課 企画政策課	新規
32 無受診世帯表彰の見直し	国民健康保険加入者で、1年間又は3年間以上受診していない方を対象に記念品を配布しているが、これを見直す。	国民健康保険加入者で、1年間又は3年間以上受診していない方を対象に記念品を配布した。 次年度以降の見直しを実施、21年度廃止 平成18年度実績額 164世帯 605千円 平成20年度実績額 156世帯 579千円		0	600	実施 検討		実施	保険年金課	集中改革プランの再掲
33 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の推奨	増加する医療費抑制のため、安価で新薬と同じ成分・効果を持つジェネリック医薬品の処方について医師、薬剤師、被保険者に対し呼びかけ、推奨していく。	国保にて診療等を受けられた方に2ヶ月ごとに送付している医療費通知により啓発を進めた。		0	8,400	実施 検討		実施	保険年金課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
34 国保税課税本算定方式の導入	国保税課税額は市民税の確定により決定するが、現在は課税額決定前に仮算定により通知し納付する方式のため制度が複雑で理解が得られにくい。本算定方式で納付書送付は年6回から2回となり事務の簡素化が図られ納付書送付時は納税者に対しても分かりやすい。	平成19年度から本算定方式を導入、納付書送付が年6回から2回となり事務の簡素化が図られた。	郵送費 平成18年度実績額 3,441千円 平成20年度実績額 986千円 納付書作成費等 平成18年度実績額 5,024千円 平成20年度実績額 2,301千円	5,178	5,000	実施			保険年金課	新規
35 国保保健指導事業	訪問対象者をリスク選抜し適正受診へ誘導したり、健康手帳を活用してかかりつけ医への受診を促す等医療費の適正化を図る。なお、訪問指導事業は委託事業となるが全額国庫補助金で実施する。	豊明市国民健康保険加入者のうちハイリスク受診者の現状を把握し、健康相談や家庭訪問を実施することで適切な医療への誘導を促した。(国庫補助事業)		0	360	検討 実施			保険年金課	新規
36 健康老人表彰の見直し	表彰基準を5段階に分け賞状と記念品を配布しているが、対象者の4割が辞退している状況にあるため、これを見直す。	平成20年4月より老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度になったため、市独自に表彰をすることができなくなった。現在は県内同様の制度として、老年者の福利厚生のため、県内6箇所の保養所を利用すると1,000円の助成(最大4泊まで)事業が後期高齢者医療広域連合により始まった。			600	実施			保険年金課	集中改革プランの再掲
37 老人保健個人別医療費通知の回数削減	個人別医療費通知を年4回から3回へ削減する。	老人保健制度の廃止により、市では実施していない。愛知県後期高齢者医療広域連合が年4回送付している。			380	実施			保険年金課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
38 福祉給付金支給方法の見直し	老人保健受給者の精神障害者医療助成において、償還払いから包括申請による自動給付払いに改める。	平成20年4月から福祉給付金はなくなり、後期高齢者福祉医療費助成となった。被保険者のレセプトは広域連合に届くことになり、市では確認できないため、償還払いとなっている。			250	実施			保険年金課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
39 資源ごみ回収交付金の交付率の縮小	区町内会による行政回収及び子ども会による集団回収における回収奨励金の交付単価を平成17年度、平成18年度に1円ずつ引き下げた。平成18年度より年間基本額を4万円から2万円に引き下げる。	町内会における資源ごみ回収交付金については据え置きにしたが、町内会への基本額については廃止した。(1町内会4万円を平成18年度から2万円に、平成20年度から0円とした。該当町内会数116町内)	平成17年度交付額39,710千円 平成20年度交付額30,460千円	9,250	13,600	実施			環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
40 廃食用油の燃料化事業	廃棄処分の給食センター食用油をバイオディーゼル燃料として生成しバッカ-車の燃料として活用する。家庭用廃油の回収及び燃料化を検討していく場合に油の区分等課題がある。経費節減等の財政効果と循環型社会形成、地球温暖化防止効果を目指す。	給食センターから出された廃食用油8,520ℓを精製し燃料として7,641ℓをバッカ-車のバイオディーゼル燃料として活用した。家庭用廃食用油の回収を清掃事務所にて実施し、また21年度より毎月第2・4日曜日の市役所にて資源ごみ回収にても廃食用油の回収を検討する。	軽油71.9円・軽油取引税 32.1円 104円 精製燃料 7,641ℓ 104円×7,641ℓ	795	517	実施			環境課	新規
41 収集運搬における経費の削減	ごみの収集運搬に係る経費の見直しを図り、委託料の削減を図る。	委託区域範囲の見直しにより委託料の削減が出来た。今後も経費等の見直しを検討。	平成18年度委託料222,873千円 平成20年度委託料170,310千円	52,563	12,825	実施			環境課	新規
42 総合福祉会館の管理業務の合理化	会館業務委託の一部をシルバー人材センターから社会福祉協議会(職員の勤務時間帯である月~土9:00~17:00貸館業務を含み無償)に依頼する。	平成18年度から事業を社会福祉協議会に依頼し、実施した。	時間内(月~金・1年間)244日/年×5,180円/日×1.05=1,327,116円 土曜日 51日/年×6,640円/日×1.05=355,572円 + =1,682,688円	1,682	1,500	実施			社会福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
43 社会福祉協議会相談業務等事務の見直し	社会福祉協議会における相談業務等事務の見直しを図り、経費を削減する。	社会福祉協議会における結婚相談業務の見直しを図り、平成19年度から結婚相談業務を廃止して、社会福祉協議会に対する補助金を減額した。また、平成20年度から心配事相談業務を廃止して、社会福祉協議会の補助金を減額した。	・結婚相談事業費 503千円減額 ・心配事相談事業費 180千円減額	683	439	検討一部実施			社会福祉課	新規
44 敬老祝金支給対象者の見直し	敬老祝金の支給対象者(88歳以上高齢者全員支給)の見直しを行う。節目の歳米寿(数え88歳)及び数え95歳以上に対して支給する。	20年度から数え95~99歳の祝い金を10,000円から5,000円に下げるとともに、祝い品をなくし、数え100歳以上の祝い金を30,000円から20,000円に引き下げたことにより、対象者285人 2,315,200円となった。	平成17年度実績7,819,875円 平成20年度実績2,315,200円	5,504	5,300	実施			高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
45 高齢者安否確認訪問事業の見直し	ひとり暮らしの高齢者等に乳酸菌飲料を宅配するサービスを見直す。(現行65歳以上)	18年度から対象者年齢を1歳づつ引き上げ、20年度は68歳とした。これにより対象者が20年度現在 117,309本 対象者534人 4,223,124円となった。	平成17年度実績6,347,844円 平成20年度実績4,223,124円	2,124	0	実施			高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
46 みんなの生活展の見直し	みんなの生活展での啓発資料の配布を廃止し、展示等啓発方法についても見直しを図る。	平成20年度から「みんなの生活展」を取り止めた。	みんなの生活展チラシ 195,000円 みんなの生活展諸費用 502,000円 みんなの生活展委託費(5団体)40,000円×5=200,000円	897	218	検討 実施			産業振興課	新規
47 地域花いっぱい運動補助金の見直し	地域花いっぱい運動団体に対する補助金を、地域の事業内容により見直し、1団体30万円から10万円に減額する。補助対象地区数は増加させる。	地域花いっぱい運動団体に対する補助金を10万円にしたが、実施地区の増減はなし。	平成17年度実績2,100千円(7団体) 平成20年度実績 800千円(8団体)	1,300	600	実施			都市計画課	集中改革プランの再掲(平成18年度実施に伴う)
48 緑化啓発資料無料配布の見直し	緑化木・種子の無料配布を見直し、啓発方法の見直しを図る。花苗の無料配布の年2回を1回に改め、豊明まつりでの無料配布を1日に改める。	種子の無料配布を廃止。豊明まつりでの緑化木・花苗の無料配布を廃止。	平成18年度実績 ・花苗70円×6,000苗=420,000円 ・緑化木500円×600本=300,000円 ・種子 491,000円	1,211	240	実施			都市計画課	新規
49 消防庁舎清掃委託の事業内容の縮小	清掃委託内容(日常清掃/12ヶ月・定期清掃/隔月)の見直しによる経費節減を図る。定期清掃の年間回数を見直し、床面ワックス年12回 年6回、ガラス内面は隔年で実施(19年度実施分記載で20年度はガラス清掃なし)	見直しを実施した結果、経費削減の財政効果が図れた。	平成17年度契約金額6,489,000円 平成20年度契約金額3,675,000円 節減額2,814,000円	2,814	1,857	実施			消防総務課	新規

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
50 教職員海外視察研修事業の休止	教職員の海外視察研修事業について、事業効果の検討により平成18年度から休止をする。	平成18年度から休止した。	330千円×2人	660	660	実施			学校教育課	集中改革プランの再掲(平成18年度休止に伴う)
51 開館時間延長時(木曜日)における時差出勤の導入	平成13年7月より木曜日の開館時間延長(17時～19時)を実施しており、正職員3名、臨時職員3名の勤務体制で対応している。開館時間延長は市民要望であり、今後も継続していかねばならないが、時差出勤を導入することにより経費の削減を図る。	毎週木曜日の開館時間延長時に正職員3人が時間外勤務で対応していたが、2時間の時差出勤を導入したことにより超過勤務手当を削減することができた。	19,800円/日×48回/年=950千円	950	950	検討 導入 準備	実施		図書館	新規
52 下水道使用料の改定	82円/m ³ は県内51市町村の中で下から4番目に安く、維持管理に要する費用さえ賄えていないのが現状である。汚水処理に掛かる費用を利用者負担で賄えていない。また建設費用に充てた起債の償還も一般会計からの繰出金に依存している。	平成20年9月議会にて条例改正案可決。平成21年7月より料金改定を実施。		0	126,000	検討	実施		都市計画課	集中改革プランの再掲
53 農村集落家庭排水施設特別会計の経営健全化	施設設備の老朽化、利用者負担で運営ができていない現状から、農村集落家庭排水施設特別会計の長期経営計画の見直しを図る。平成19年度に委員会等で単価の改定を行う。	平成20年9月議会にて条例改正案可決。平成21年7月より料金改定を実施。		0	11,700	検討	実施		都市計画課	新規
54 業務改善運動の推進	職員主体、現場起点の改善運動を積極的に推進する。アウトカム志向の業務執行を常識化し、市民の視点に立った柔軟なサービス提供に努めていく。また運動をとおして学びの共有化を図っていく。現場でのコスト縮減運動を展開する。	制度開始4年目となる平成20年度からの3箇年を第2期と位置づけ、改善活動を展開した。さらに多くの職員が多様な場面で参画する中で組織における改善活動の定着化を進めた。第2期の改善活動では制度の目的である組織活性化を見える化することを目指し、その指標となるGJスコアを作成、実施した。これにより定量的に活性化を共有するに至った。				実施			企画政策課	新規
55 税の徴収対策	納税の公平性を保つため市税滞納者に面接、電話、文書等で催告し状況にあった納税指導を行う。納税者の利便向上を図り、時間外納税相談や納付機会の拡大を図る。納税意識向上への啓発を実施	平成20年度の徴収対策として、預金や生命保険などの債権や不動産の差押を777件実施した。それに加え滞納者宅の捜索を実施し、換価性の高い動産の差押をした。また納税者の利便性を図るため休日や夜間の納税相談日を設け、税金の収納や納税相談を行った。 ・夜間納税相談収納額 3,002,200円 ・休日収納日収納額 1,024,300円				実施			収納課	集中改革プランの再掲
56 インターネット公売の実施	インターネットオークションを活用して公売を行うことで多くの入札者を確保し、換価性の高い動産を公売することで税収増を図る。またせりによって高値が期待でき、従前売れなかったものも公売が期待できる。実施自体が納税者に対する啓発効果をもつ。	捜索により差押した動産27点(絵画、掛け軸など)をインターネット公売によりせり売りした。285件の参加申し込みがあり、210,580円を滞納市税に充当した。	インターネット公売による収納額・・・210,580円	210		実施			収納課	新規
57 使用料・手数料の料金改定	使用料負担の見直しを図り、適正な負担額に改定し、市財政の財源の確保を図るため、全ての使用料・手数料の見直しを図る。	公共施設使用料金改定調整会議を開催	平成21年度から4年間据え置くことに決定	0	0	検討	着手	実施	総務課	新規
58 補助金の削減	平成19年度早急に検討に着手し、平成21年度から10%目標に削減を図る。	平成19年度に続いて執行状況の精査、自立的な運営等の徹底により、予算の編成過程での指導を中心にした前倒し削減に努めた。	予算減などによる減額	26,845	0	検討		実施	財政課	新規
59 防災モデル地区補助金の廃止	防災モデル地区の目的は達成したので補助金を廃止する。(平成18年度)今後は、自主防災組織の育成に重点をおいた事業展開を行う。	平成18年度廃止にて継続中。	豊明市防災モデル地区補助金交付要綱 活動事業費50,000円、資機材等購入費100,000円 ただし、平成18年度より廃止のため無し。	150	150	実施			防災安全課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係	
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21			
60	交通安全モデル地区補助金の見直し	交通安全モデル地区補助金を各地区の事業内容により見直し、減額を図る。(20万円から10万円へ)	1地区100,000円で実施。事業効果は、削減前と変わらなかった。	100,000円(1地区×100,000円)	100	100	検討	実施		防災安全課	集中改革プランの再掲
61	健診事業の受益者一部負担金の導入	国民健康保険加入者に対して実施している健診事業(基本健診を除く)について、ガン健診に係る費用が高額となっているので受益者に一部負担金を求める。これにより生活習慣改善事業を実施する。	平成20年度よりがん検診受診者のうち国保加入者分の負担金を廃止した。	H19年度実績額 13,751,800円 各種がん検診等一部負担金	13,751	4,090		実施		保険年金課	集中改革プランの再掲
62	草刈機の貸出有料化制度導入	雑草の除去作業に市として協力する草刈機の無料貸出(平成17年度総経費1,040,730円、利用件数523件、1台あたり約2,000円)を行ってきた。平成18年度より「あき地の保全管理に関する条例」が施行され、地主にあき地の管理責任を明確化した。	雑草の除去作業として草刈機を無料にて貸し出していたが、平成19年10月より使用料として1回500円の有料とした(免除もあり)。20年度については利用件数386件(免除190件)であり、今後も引き続き貸し出しを行い環境保全の向上のため実施する。(20年度総経費1,088,200円 有料分98,000円)	貸付料500円×196件	98	100	実施			環境課	新規
63	ごみ袋の有料化の検討	ごみそのものを抑制するため可燃ごみ、不燃ごみ、プラごみ、生ごみの市指定袋の有料化を平成21年度までに検討する。課題としては現在の自由販売制からの切替え、在庫補償、販売店の登録等の問題。市単独での有料化を実施するのかを検討する必要がある。	現在、市指定の袋については、可燃ごみ 赤、不燃ごみ 透明、プラごみ 青であり、自由販売制となっており切り替えの問題等あり今後に向けて引き続き検討する。				検討			環境課	集中改革プランの再掲
64	宅配給食サービスの利用者負担の見直し	ひとり暮らしの高齢者等に給食を宅配するサービスの利用者負担金を1食当たり300円から400円に引き上げる。	平成18年度より本人負担を300円から400円としたため補助額が400円から300円と減少し、更に平成20年度より本人負担を400円から500円としたため補助額が300円から200円と減少した。	平成17年度実績 10,797,600円(26,994食) 平成20年度実績 4,288,400円(24,442食)	6,509	2,900	実施			高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
65	延長保育利用の有料化	保育園で実施している早朝(7:15~8:15)、延長(16:15~19:00)保育の無料を、1日につき100円の利用徴収に改める。	平成18年4月からの延長保育利用料の徴収を継続するとともに、真に延長保育が必要な人のみの利用をお願いした。延長保育の有料化によって、保護者の延長保育に対する判断が精査され、本来必要な場合に限定された申請が行われるようになった。	早朝(7:15~8:15)、延長(16:15~19:00)保育の利用1日につき100円を徴収(延長保育登録者数 563人) 延長保育使用料 8,255,700円 民間保育園延長保育利用料 むつみ・からたけ・マミーナ 合計3,496,100円 民間保育所運営費補助金から控除し、運営費補助金が減額となった。	11,751	9,000	実施			児童福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度実施に伴う)
66	保育料徴収基準額表階層区分の見直し検討	国の保育料徴収基準額表階層区分は7階層であるが、本市は17階層で運用している。階層を減らすなど受益者負担の適正化の観点から保育料についての検討委員会を設置して見直しを図る。	次世代育成支援地域行動計画推進協議会を検討委員会の場として協議検討を重ね、基準額表階層区分を17階層から12階層に減らし、低所得者層には減額し、高所得者層には相応の負担をして頂くよう、適正化を図った。	19年度保育料調停額 298,514,690円 第3子無料による減額分 4,447,400円 20年度保育料調停額 291,217,320円 第3子無料による減額分 20,768,500円			検討	実施		児童福祉課	集中改革プランの再掲
67	児童クラブの有料化	現在児童館で実施している児童クラブ事業は無料であるが、受益者負担の観点から利用料を徴収する。	平成19年度6月より毎月第2火・水・木曜日に利用料の徴収実施を継続した。	利用料 3,000円/月・人(8月のみ5,000円) 登録児童数 543人 利用料総額 15,638,000円	15,638		実施			児童福祉課	集中改革プランの再掲
68	基本健診の有料化	老人保健法で定められている基本健診を無料としてきたが、これを見直し一部負担金を徴収する。	平成19年度をもって老人保健法が廃止され「基本健診」事業がなくなった。			1,300	実施			健康課	集中改革プランの再掲(平成18年度実施に伴う)
69	前後駅南地下駐車場の料金改定等	前後駅南地下駐車場の利用実績、需要動向や周辺の民間駐車場の駐車料金などから、地下駐車場の駐車料金を改定する。前後駅前駐車場については増設により収益増を図る。	・平成19年度に前後駅南地下駐車場料金を改訂700円 900円 ・平成19年度に前後駅前市営駐車場のパーキング駐車桟を増設14ヶ所 21ヶ所	平成18年度収入額 17,808,710円 平成19年度収入額 19,665,640円 平成20年度収入額 19,055,700円	1,246	5,090	実施			都市計画課	集中改革プランの再掲

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
70 公民館講座受講料の改定	公民館講座受講料の受益者負担を1回100円から200円に引き上げる。	取組:豊明市生涯学習講座受講料等に関する要綱を制定し、平成19年4月1日から開催の講座受講料を1回100円から200円に変更して徴収している。 効果:講師謝礼の市負担分が減った	公民館講座等受講料 200円×3,360回=672,000円 67,200円×1/2 = 336,000円	336	260	検討	実施		生涯学習課	集中改革プランの再掲
71 ホームページ・広報紙への広告掲載	ホームページ・広報紙に民間企業の広告を掲載して収入増を図る。	ホームページバナー広告は、1枠5,000円で市ホームページのトップページに10枠募集、広報とよあけは1枠30,000円(半枠は半額の15,000円)で毎号4枠募集し広告を掲載した。	ホームページバナー広告525,000円(のべ19社) 市内業者は、のべ10社 広報とよあけ1,605,000円(のべ14社) 市内業者は、のべ10社	2,130	600	実施 (広報は 検討)	実施		人事秘書課	集中改革プランの再掲
72 未利用財産の売り払い等	公有財産の有効活用を図るとともに、未利用地のうち利用価値がないものは売却を検討する。	隣接地主と交渉 未利用地の地元活用の推進	地価公示価格 平成20年度3.1パーセント下落				実施		総務課	集中改革プランの再掲
73 ひまわりバスの有効活用	中吊り広告やバス停看板の広告、ネーミングライツ等路線と設備を有効活用し、市財政の財源確保に努める。広告募集を広報に留まらず商工会に依頼し、市内事業者のPR活動に寄与し商工振興に役立てる。	平成20年度よりひまわりバス有料広告を実施	バス車体8箇所 バス停5箇所	182	206	検討	実施		産業振興課	新規
74 ひまわり広場の見直し	市の催事案内コーナーとしての利用から、今後は観光、史跡、特産物等の情報発信コーナー及び写真展を企画することで、有効活用を図る。賃貸料も減額交渉を行う。	「ガンバルぼくす」を設置し、市内商店のPR等情報発信に寄与し、有効活用が図れた。また、賃貸料を交渉し、平成20年度より賃貸料を前年度の半額と減額が図れた。	月 50,000円×12月×1.05 = 630,000円	630	0	検討	実施		産業振興課	新規
			節減額合計	319,939	281,091					

第5次行政改革 第1次アクションプラン 平成20年度実績 (施策別)

行政改革大綱5 「住民自治とガバナンス・民間活力の活用」

事業名	改革内容	平成20年度の実績と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
75 地域協働の推進	地域における自主活動を支援し、市民自治力を高める。公共サービスについても多様な主体との連携、協働による役割分担を進め、市民協働推進基本計画の策定により基本的なルール作りを行い、行政主導型から市民協働型へ市民と職員の意識改革を進める。	市民や地域との協働により、地域において多種多様なサービスが生まれていくよう策定した「豊明市協働推進計画」の進行管理を行った。同計画では、総合計画のうち35の事業を市が市民と協働してすすめるべきモデル事業としており、担当者の意見交換会を行うなどして意識改革を図った。				実施			市民協働課	集中改革プランの再掲
76 子育て情報誌の市民参画型編集	市民参加型の編集により、きめ細かで市民起点の編集内容を確保し、かつ子育ての支援の輪を市民の中に構築する契機としていく。	就学前の子どもを持つ方へ、子育てに関する便利な情報やさまざまな悩み、心配事を相談できる公共機関を紹介した情報誌「すくすくこども」を3000冊作成。 子育て支援センター利用者数 29,768人 相談件数 1,324件				実施			児童福祉課	新規
77 民間活力の活用(指定管理者制度等の適正導入)	公の施設の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。情報の収集を積極的に進め、公共サービスの質向上に努める。公共サービス改革法(市場化テスト法)等の新たな公共サービスの提供手法も研究する。	民間活力の活用を含め、行財政改革PTにより施設の統廃合、あり方の見直しを行った。保育園は、耐震化の時期に合わせ平成25年度より子育て支援センターと内山保育園を統廃合するよう検討着手する。現在二つある給食センターは学校教育課(給食センター)において研究会を設置し、二つの施設を廃止し、新たに1箇所、PFI方式により新設することなどを検討する。				実施			企画政策課	新規
78 公用車運転の業務委託拡大	一部委託を継続し、議長車、マイクロバスの運転を委託化する。	議長車(及び市長車)の運転業務 職員 パート職員(再雇用) 業務委託(19年度一部実施)				実施			総務課	集中改革プランの再掲
79 老人福祉センターの指定管理者制度導入検討	老人福祉センターの運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。(検討)	福祉体育館は体育館・中央児童館・老人福祉センターの複合施設である。施設の運営・管理を統一的に行っているため、全体の意見を集約するために、意見交換を行った。高齢者事業計画において、老人福祉センターを高齢者の介護予防事業の拠点施設と位置付け、その利用の促進を図った。				検討		導入準備	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲
80 児童福祉施設の有効利用と指定管理者制度等の導入検討	児童福祉施設は地域の子育ての中心的な施設であり事業の多様化が求められる。複合的な役割ができるよう検討し、それに伴う指定管理者制度や業務委託等最適な民間委託を導入する。	保育園耐震補強工事完了後検討することとした。(経営戦略会議)				一部実施	検討	導入準備	児童福祉課	集中改革プランの再掲
81 文化会館の指定管理者制度等導入検討	文化会館の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。	既に、指定管理者制度を導入している自治体に対し、導入状況等について調査を実施した。文化会館に限っては、1,000席を超える大ホールを有する会館は、指定管理者制度の導入をしているものが多いが、中規模ホール(1,000席未満)の施設では、ほとんどが直営であった。また、文化会館のみでなく外の公共施設も含めて指定管理としている自治体も多い。指定管理料もばらつきが多く、豊明市の文化会館維持管理費を超える自治体もあり、指定管理料によっては公用利用を有料とすることも考えておく必要があるなど、検討を要する課題が多いことが分かった。				検討	導入準備	導入	生涯学習課	集中改革プランの再掲
82 福祉体育館及び体育施設の指定管理者制度等導入検討	体育施設の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。	体育施設の運営、管理について引き続き業務委託を検討し、適切な民間委託を導入する。 また、体育施設の利用料金が、業務委託を実施することにより大幅に増えることが考えられるので引き続き検討を要する。				検討	検討	導入準備	体育課	集中改革プランの再掲
83 図書館の指定管理者制度等導入検討	図書館の運営、管理について指定管理者制度等の導入を検討する。	研究会等で検討の結果、指定管理者制度等は図書館には適さないため、導入の検討を中止する。				検討 導入準備	導入		図書館	集中改革プランの再掲
84 統合型GISの構築	各部署で別々に管理されている地図情報の共有化を図る。また、インターネットで地図情報を公開する。	各担当業務における作業レイヤの追加				実施 拡大			情報システム課	集中改革プランの再掲

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係	
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21			
85 電子申請・届出システムの構築	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入しているが、これをさらに拡大する。	市民課(6手続き)、総務課(4手続き)、税務課(13手続き)、収納課(2手続き)、保険年金課(4手続き)、環境課(6手続き)、児童福祉課(7手続き)、健康課(1手続き)、都市計画課(1手続き)、					実施	拡大		情報システム課	集中改革プランの再掲
86 施設予約システムの構築	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入している。施設の電子予約、空き状況照会が可能になる。	3次稼働(市民活動室、総合福祉会館、農村環境改善センター、勤労会館、中央公民館、南部公民館) H20年度利用者登録件数 763件 H20年度予約申込件数 19,169件 H20年度抽選申込件数 15,262件					実施	拡大		情報システム課	集中改革プランの再掲
87 庁内ポータルサイトを中心とした共通基盤整備	グループウェア、イントラの再構築と各システムの管理を一元化し、共通基盤となる電子決裁を導入し、各職員毎のトップページを作成することで事務の効率化を図る。	POWER EGGのレポート機能を職員に周知させることで、紙使用量の減少及び事務の効率化を図った。(企画政策課、総務課との共同の業務改善運動による取り組み)	紙使用量の減少により(約28,000枚) 28,000円 労働時間の短縮により(160時間 0.5時間) 505,000円	533			導入	実施		情報システム課	集中改革プランの再掲
88 地域安心安全情報共有システムの推進	パソコンや携帯電話を利用して情報発信するシステムを導入しているが、グループ単位での情報発信へ拡大を図る。	H20年度情報発信件数 防犯・防災 59件、火災・防災 16件、児童・生徒 4件、こども 1件 H20年度新規情報配信登録者数 798名					拡大			情報システム課	集中改革プランの再掲
89 職員ポータルシステムの導入と出退勤ターミナルによる効率化	イントラネットと個人管理システム(ノーツ)を統合した職員ポータルサイトを構築し、電子決裁、ペーパーレスの推進を図る。また、職員の時間管理を一層効率化するため、出退勤ターミナルを設置し、効率的な事務事業推進を行い経費削減を図る。	新規施設である北部児童館分室及び消防署南部出張所へ出退勤ターミナルを拡大設置し、職員ポータルシステムの活用を推進した。	システム借上料等 平成18年度実績 15,780,996円 平成20年度実績 12,784,782円	2,996	4,386		実施			情報システム課	新規
90 統合型文書管理システムの導入	文書管理システムを導入することで、電子決裁と連携し事務の効率化と情報の効率的な管理を行う。	実施計画事業査定の結果、平成23年度以降に送ることとなった。					導入	実施		総務課	集中改革プランの再掲
							検討				
91 電子調達システムの構築	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入する。業者登録申請の電子化及び電子入札を実施する。	あいち電子調達共同システムにより、平成19年10月1日から予定価格1億円以上の建設工事で電子入札を試行導入し、平成20年度は16件の工事で電子入札を実施し拡大を図った。					導入	拡大		財政課	集中改革プランの再掲
92 公正の確保と透明性の向上 (は総務課)	市民から信頼される行政運営のため、パブリックコメント等の活用により情報公開を積極的に図る。	計画の策定に際して計画案をホームページ等を活用して情報発信し、これに対する意見募集を行った。合計36件の意見を計画策定に反映させる等参考とすることができた。 平成20年度パブリックコメント実施件数5件					実施			企画政策課	集中改革プランの再掲
93 行政評価制度の推進	業務管理型から、総合計画の進行管理型に改編した事務事業評価及び施策評価制度を全庁でPDCAサイクルの自己管理に活用し、結果を情報発信していく。また予算編成等との連携を図っていく。	行政評価により、これまで以上に行政改革を推進する一環として、平成20年度から評価の対象に各課の基幹事業を追加した。これにより、予算規模の大きなものや、人件費のみではあるが主要な事業について評価を行うことが可能となった。各課へのヒアリングを通じコスト縮減の更なる努力や、業務の成果を導く工夫について具体的な検討を行う。					実施			企画政策課	新規
94 公正の確保と透明性の向上 (は企画政策課)	市民から信頼される行政運営のため、行政手続き条例、情報公開条例等の活用により情報公開を積極的に図る。	情報公開及び個人情報の公文書及び登録簿の検索一覧を一般の利用者に供する。(市民コーナー設置) 情報公開及び個人情報の開示等の実施状況を公表(ホームページ、広報に掲載)					実施			総務課	集中改革プランの再掲
95 広聴内容のホームページへの公表	市民からの問い合わせに対する回答や、要望、意見提言といった情報は市民の中で共有化されることが求められるので、ホームページを活用して情報発信する。	平成20年4月1日に「市長への手紙」「市長へのファックス」「市長へのメール」公開事務取扱要領を策定し、四半期毎にホームページで公開した。					着手	実施		市民協働課	新規
			節減額合計	3,529	4,386						

第5次行政改革 第1次アクションプラン 平成20年度実績 (施策別)

行政改革大綱6 「ブランド力のあるまちづくりを創造」

事業名	改革内容	平成20年度の実績と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	集中改革プランとの関係
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
96 有機循環都市をめざして	生ごみの収集運搬は委託収集業者が行っているが、今後地区拡大により、コストの増大が課題となる。収集運搬コストの見直しを図り、さらに市民団体等による収集運搬業務の参画を検討し、収集コストの削減と有機循環のまちづくりを創造する。	20年10月の地区拡大に伴い生ごみ収集運搬委託業者の地区割を見直すことによりコストの削減をはかった。	生ごみ収集運搬委託料 19年度当初2,500世帯、10月から5,000世帯 委託料 9,348,150円 20年度当初5,000世帯、10月から8,000世帯 19年度より委託料を推計すると 16,203,460円... 20年度委託契約実績 14,962,500円... との差額 -1,240,960円	1,240	0	検討	検討	実施	環境課	新規
97 生ごみ堆肥の生産効率化	製品である生ごみ堆肥(土壌改良剤)の販売や、販売ルートの開拓等経費の削減と財源の確保を図っていく。	とよあけEco堆肥も袋詰めのみならずバラ堆肥の販売も軌道に乗りほぼ完売状態である。	20年度堆肥販売額 1,621,040円	1,621	800	実施			環境課	新規
98 生ごみ専用袋のコストダウン(生分解性プラスチック袋)	平成13年度から毎年購入している生ごみ専用袋の品質価格について見直す。平成18年度に他者メーカーのごみ袋で実験し品質価格面で検討した結果、従来品と性能的に遜色なく分解し、かつ1枚当たりの単価も安価であるため平成19年度から他者メーカー品の採用を実施する。これにより1トン当たり約1万円堆肥化コストが削減される。	20年度は原油価格の高沸という世界的事情もあり、生ごみ専用袋の入札価格にも少なからず影響があったが、同種類のものと比較すると安い価格で入手できていると考えている。また、新規業者の生分解性袋の使用実験も行い良好な結果が出ているので、採用に向けて検討したい。	平成20年度の生ごみ収集量は329,192kgであったため、専用袋にかかるコストダウン分については、およそ691万円であった。 21,000円×329,192kg = 6,913,032円	6,910	5,270	実施			環境課	新規
99 北部児童クラブの学校内設置	勅使台団地の建設に伴い、北部児童クラブの利用が増加している。放課後児童の健全育成には児童の安全確保が最大の課題であることから沓掛小学校校舎改築に伴い学校内に設置する。	沓掛小学校内に北部児童クラブ室が完成し、平成20年9月より利用が開始された。これにより、児童クラブ員が北部児童館まで片道20分(1.3キロ)かかっていた移動時間がなくなり、交通安全及び防犯面等での効果が高まった。児童クラブ定員50名(実績54名)。	大宮児童館建設経費 73,156千円 北部児童クラブ室内装工事費 28,098千円	45,058	37,857	着手	実施		児童福祉課	新規
100 観光情報の発信	ホームページの充実を図り、情報の収集と発信に特化した事業を推進する。桶狭間古戦場に特筆される内容と評価されるような魅力化と物語性を有した発信を行う。	平成19年度に尾張地区観光3ルートのうち1ルートに選定され本年度も情報発信した。成果として、武将観光バスツアーの中で桶狭間古戦場等がコースに取り上げられた。 11月1回(日帰りコース・県内対象) 2月 1回(2泊3日コース・県外対象) 3月 2回(2泊3日コース・県外対象)				検討	実施		産業振興課	新規
101 人材育成の推進	新たな人事管理システムの確立/職員研修の見直し・充実強化/人を育てる職場環境づくり/その他人材育成を実現するための諸施策	今まで実施した人事評価及び自己申告の結果を踏まえた研修を実施し、制度のレベルアップを図った。また、昨年度に引き続き、より高い研修効果を目指し、課目の選択制を採用した監督者選択型研修を実施した。				実施			人事秘書課	集中改革プランの再掲
102 市民満足度向上のための顧客志向の接遇推進	接客技術の向上を図り、市民の満足度を窓口においても高めていく。スマイル接客運動を多角的に推進していく。平成16年度より354名がCS向上研修を受講し、平成18年度より実施のクレーム対応研修は平成19年度より2日開催とし組織のコミュニケーション能力向上と顧客志向への意識改革を目指す。	昨年度に引き続き、住民満足度の向上及びコミュニケーションスキルアップを目指し、クレーム対応研修を実施した。また、同研修の成果として作成し、庁内LANに掲載している「クレーム対応事例集」の更なる充実を図った。				実施			人事秘書課	新規
			節減額合計	54,829	43,927					
			節減額総合計	493,777	416,773					

第1次アクションプラン 平成20年度 節減額一覧表

単位:千円

	事業名	節減額	年度目標額				課	単年度効果節減額 (H19 - H20)
			19	20	21	合計		
1	経営戦略会議の充実		0	0	0	0	企画政策課	
2	給与の適正化等	4,331 (14,835)	3,750	3,750	3,750	11,250	人事秘書課	39
3	県内、県外旅費の見直し	10,774	2,400	2,400	2,400	7,200	人事秘書課	7,424
4	超過勤務の削減	(58,843)	26,826	26,826	26,826	80,478	人事秘書課	
5	定員管理の適正化 (純減への取組み)	100,375	23,627	54,393	98,207	176,227	人事秘書課	57,849
6	定員管理の適正化 (その他の手法)		0	0	0	0	人事秘書課	
7	定員管理の適正化 (その他の手法)		0	0	0	0	企画政策課	
8	機構改革の推進		0	0	0	0	企画政策課	
9	財務会計システム事務の効率化		0	0	0	0	出納室	
10	防災訓練と水防訓練の同時開催	1,537	1,000	1,000	1,000	3,000	防災安全課	798
11	環境フェアの単独開催中止	1,950	1,950	1,950	1,950	5,850	環境課	0
12	太陽光発電システム補助金の廃止	7,810	8,000	8,000	8,000	24,000	環境課	0
13	生ごみ堆肥化促進事業補助金の廃止	2,062	2,150	2,150	2,150	6,450	環境課	0
14	家族介護ヘルパー受講費補助の廃止	270	300	300	300	900	高齢者福祉課	0
15	在宅介護推進事業(お試し在宅サービス)の廃止	328	630	630	630	1,890	高齢者福祉課	0
16	A型機能訓練事業の廃止	760	760	760	760	2,280	健康課	0
17	研修費の経費削減	0	1,000	0	1,000	2,000	人事秘書課	0
18	加除式図書の一部の加除を中止	3,454	800	800	800	2,400	総務課	0
19	職員駐車場の有料化	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	総務課	0
20	中型バス新規購入中止		0	0	0	0	総務課	
21	樹木剪定等委託料の削減 (庁舎)	821	574	574	574	1,722	総務課	238
22	軽自動車導入を重視した公用車の更新		0	0	0	0	総務課	
23	公用車へのETC採用		0	0	0	0	総務課	
24	清掃委託料の削減	13,910	8,190	8,190	8,190	24,570	財政課	3,497
25	樹木剪定等委託料の削減 (全体)	28,283	2,470	2,470	2,470	7,410	財政課	0
26	経常経費の見直し	49,052	10,000	10,000	10,000	30,000	財政課	23,752
27	市民税等の前納報奨金の交付率の縮小	25,539	25,000	25,000	25,000	75,000	収納課	0
28	市長への手紙の(ハガキ)広報紙折込の廃止	220	300	300	300	900	市民協働課	0
29	豊明まつりの見直し	17,102	1,440	1,440	1,440	4,320	市民協働課	14,005
30	豊根村温泉券助成率の改定	163	150	150	150	450	市民協働課	163
31	統計書の印刷廃止	491	0	585	585	1,170	市民協働課 企画政策課	0
32	無受診世帯表彰の見直し	0	600	600	600	1,800	保険年金課	0
33	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の推奨	0	8,400	8,400	8,400	25,200	保険年金課	0

第1次アクションプラン 平成20年度 節減額一覧表

単位:千円

	事業名	節減額	年度目標額				課	単年度効果節減額 (H19 - H20)
			19	20	21	合計		
34	国保税課税本算定方式の導入	5,178	0	5,000	5,000	10,000	保険年金課	211
35	国保保健指導事業	0	360	360	360	1,080	保険年金課	0
36	健康老人表彰の見直し		600	600	600	1,800	保険年金課	
37	老人保健個人別医療費通知の回数削減		380	380	380	1,140	保険年金課	
38	福祉給付金支給方法の見直し		250	250	250	750	保険年金課	
39	資源ごみ回収交付金の交付率の縮小	9,250	13,600	13,600	13,600	40,800	環境課	5,314
40	廃食用油の燃料化事業	795	258	517	517	1,292	環境課	455
41	収集運搬における経費の削減	52,563	6,825	12,825	18,825	38,475	環境課	949
42	総合福祉会館の管理業務の合理化	1,682	1,500	1,500	1,500	4,500	社会福祉課	0
43	社会福祉協議会相談業務等事務の見直し	683	439	439	439	1,317	社会福祉課	180
44	敬老祝金支給対象者の見直し	5,504	5,300	5,300	5,300	15,900	高齢者福祉課	1,238
45	高齢者安否確認訪問事業の見直し	2,124	0	0	0	0	高齢者福祉課	0
46	みんなの生活展の見直し	897	0	218	218	436	産業振興課	702
47	地域花いっぱい運動補助金の見直し	1,300	600	600	600	1,800	都市計画課	0
48	緑化啓発資材無料配布の見直し	1,211	240	240	240	720	都市計画課	381
49	消防庁舎清掃委託の事業内容の縮小	2,814	1,857	1,857	1,857	5,571	消防総務課	420
50	教職員海外視察研修事業の休止	660	660	660	660	1,980	学校教育課	0
51	開館時間延長時(木曜日)における時差出勤の導入	950	0	950	950	1,900	図書館	950
52	下水道使用料の改定	0	0	126,000	126,000	252,000	都市計画課	0
53	農村集落家庭排水施設特別会計の経営健全化	0	0	11,700	11,700	23,400	都市計画課	0
54	業務改善運動の推進		0	0	0	0	企画政策課	
55	税の徴収対策		0	0	0	0	収納課	
56	インターネット公売の実施	210	0	0	0	0	収納課	210
57	使用料の料金改定	0	0	0	3,000	3,000	総務課	0
58	補助金の削減	26,845	0	0	60,000	60,000	財政課	26,845
59	防災モデル地区補助金の廃止	150	150	150	150	450	防災安全課	0
60	交通安全モデル地区補助金の見直し	100	0	100	100	200	防災安全課	100
61	健診事業の受益者一部負担金の導入	13,751	0	4,090	4,090	8,180	保険年金課	13,751
62	草刈機の貸出有料化制度導入	98	50	100	100	250	環境課	76
63	ごみ袋の有料化の検討		0	0	0	0	環境課	
64	宅配給食サービスの利用者負担の見直し	6,509	2,900	2,900	2,900	8,700	高齢者福祉課	2,918
65	延長保育利用の有料化	11,751	9,000	9,000	9,000	27,000	児童福祉課	3,154
66	保育料徴収基準額表階層区分の見直し検討		0	0	0	0	児童福祉課	

第1次アクションプラン 平成20年度 節減額一覧表

単位:千円

	事業名	節減額	年度目標額				課	単年度効果節減額 (H19 - H20)
			19	20	21	合計		
67	児童クラブの有料化	15,638	0	0	0	0	児童福祉課	3,231
68	基本健診の有料化		1,300	1,300	1,300	3,900	健康課	
69	前後駅南地下駐車場の料金改定等	1,246	4,700	5,090	5,090	14,880	都市計画課	0
70	公民館講座受講料の改定	336	260	260	260	780	生涯学習課	336
71	ホームページ・広報紙への広告掲載	2,130	600	600	600	1,800	人事秘書課	1,410
72	未利用財産の売り払い等		0	0	0	0	総務課	
73	ひまわりバスの有効活用	182	0	206	206	412	産業振興課	182
74	ひまわり広場の見直し	630	0	0	0	0	産業振興課	630
75	地域協働の推進		0	0	0	0	市民協働課	
76	子育て情報誌の市民参画型編集		0	0	0	0	児童福祉課	
77	民間活力の活用(指定管理者制度等の適正導入)		0	0	0	0	企画政策課	
78	公用車運転の業務委託拡大		0	0	0	0	総務課	
79	老人福祉センターの指定管理者制度導入検討		0	0	0	0	高齢者福祉課	
80	児童福祉施設の有効利用と指定管理者制度等の導入検討		0	0	0	0	児童福祉課	
81	文化会館の指定管理者制度等導入検討	0	0	0	0	0	生涯学習課	0
82	福祉体育館及び体育施設の指定管理者制度等導入検討		0	0	0	0	体育課	
83	図書館の指定管理者制度等導入検討		0	0	0	0	図書館	
84	統合型GISの構築		0	0	0	0	情報システム課	
85	電子申請・届出システムの構築		0	0	0	0	情報システム課	
86	施設予約システムの構築		0	0	0	0	情報システム課	
87	庁内ポータルサイトを中心とした共通基盤整備	533	0	0	0	0	情報システム課	533
88	地域安心安全情報共有システムの推進		0	0	0	0	情報システム課	
89	職員ポータルシステムの導入と出退勤ターミナルによる効率化	2,996	4,386	4,386	4,386	13,158	情報システム課	0
90	統合型文書管理システムの導入		0	0	0	0	総務課	
91	電子調達システムの構築		0	0	0	0	財政課	
92	公正の確保と透明性の向上 (は総務課)		0	0	0	0	企画政策課	
93	行政評価制度の推進		0	0	0	0	企画政策課	
94	公正の確保と透明性の向上 (は企画政策課)		0	0	0	0	総務課	
95	広聴内容のホームページへの公表		0	0	0	0	市民協働課	
96	有機循環都市をめざして	1,240	0	0	3,000	3,000	環境課	1,240
97	生ごみ堆肥の生産効率化	1,621	500	800	1,000	2,300	環境課	841
98	生ごみ専用袋のコストダウン(生分解性プラごみ袋)	6,910	3,040	5,270	6,490	14,800	環境課	3,130
99	北部児童クラブの学校内設置	45,058	0	37,857	0	37,857	児童福祉課	45,058

第1次アクションプラン 平成20年度 節減額一覧表

単位:千円

	事業名	節減額	年度目標額				課	単年度効果節減額 (H19 - H20)
			19	20	21	合計		
100	観光情報の発信		0	0	0	0	産業振興課	
101	人材育成の推進		0	0	0	0	人事秘書課	
102	市民満足度向上のための顧客志向の接 遇推進		0	0	0	0	人事秘書課	
	合計	493,777	191,072	416,773	497,150	1,104,995		222,210

大綱別集計表

事業名	節減額	年度目標額				課	単年度効果節減額 (H19 - H20)
		19	20	21	合計		
3 組織制度の抜本改革	115,480						65,312
3-1 経営戦略会議及び推進室による マネジメント機能の充実	0	0	0	0	0		0
3-2 職員人件費の削減	15,105	32,976	32,976	32,976	98,928		7,463
3-3 定員管理の適正化	100,375	23,627	54,393	98,207	176,227		57,849
3-4 組織形態の見直し等	0	0	0	0	0		0
3-6 内部管理業務の効率化・合理化	0	0	0	0	0		0
4 減量と効率化の推進	319,939						106,096
4-2 事務・事業の再編・整理・廃止・統 合	14,717	14,790	14,790	14,790	44,370		798
4-3 経費節減等の財政効果	225,646	92,793	104,805	111,805	309,403		52,455
4-4 特別会計の経営健全化	0	0	137,700	137,700	275,400		0
4-5 業務改善運動による全ての現場で のコスト削減運動の展開	0	0	0	0	0		0
4-6 地方税財源の充実確保	210	0	0	0	0		210
4-7 受益者負担の見直し	76,424	18,360	22,990	85,990	127,340		50,411
4-8 ストックの有効活用による歳入増 加への取組み	2,942	600	806	806	2,212		2,222
5 住民自治とガバナンス・民間活力の活用	3,529						533
5-1 協働視座の環境整備	0	0	0	0	0		0
5-2 民間委託等の推進	0	0	0	0	0		0
5-3 電子化・電子自治体の推進	3,529	4,386	4,386	4,386	13,158		533
5-4 情報の積極的な発信	0	0	0	0	0		0
6 ブランド力のあるまちづくりを創造	54,829						50,269
6-1 広域的な中での豊明の価値を構 築していく取組み	54,829	3,540	43,927	10,490	57,957		50,269
6-2 その他の改革への取組み	0	0	0	0	0		0
合計	493,777	191,072	416,773	497,150	1,104,995		222,210

平成19・20年度から新たに実施した行政改革事業 平成20年度実績

事業名	改革内容	平成20年度の実績と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	備考
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21		
1 システム再構築	端末稼働監視システム「Cat5」のシステム一式借上げを見直し、ブレードサーバの空きを利用、ライセンス契約のみとした。 ファイルサーバのシステム構成を見直し、安価で同じ効果の発揮できる製品を導入した。	同左	平成18年度実績1,281,987円 - 平成20年度実績565,950円 = 716,037円 平成18年度実績1,790,674円 - 平成20年度実績674,100円 = 1,116,574円	1,832			実施		情報システム課	
2 リサイクルトナーの購入	通常仕様のプリンタトナーに比べ、価格が安価で環境に配慮したリサイクルトナーを購入する。 【効果】 リサイクル商品を購入することによる環境への配慮と購入費用の削減につながる。 【目標額】128千円 (1台当たりの購入差額1,428円×年間トナー購入数90)	リサイクルトナーとプリンタとの相性を検証するため、情報システム課及び企画政策課のプリンタで試験利用を開始した。 購入個数 6個		-	-	検証導入	実施		情報システム課	
3 パソコン使用期間の延長	通常5年のリース期間終了とともにパソコンの更新をしていたが、厳しい財政事情を考慮し、本年度リース切れとなる平成15年度リースパソコンが期間終了後無償譲渡を受け(無償譲渡契約)、本年度は原則的に新たな調達を行わない。	リース期間を満了した平成15年度導入のパソコンをリフレッシュ対象。 機種名: FMV-C601(計87台) 60ヶ月の使用において、レジストリの肥大化や数十種類のセキュリティパッチ適用によるHDDの断片化、現在では不十分な容量となったメモリに対し、リフレッシュ作業を実施した。	直近でのPC購入価格 100,200円 100,200円÷60ヶ月=1,670円(1ヶ月当たりのリース単価) 1,670円×87台×12ヶ月=1,743,480円 増設用メモリ購入価格 270,900円 【PCリース想定価格-メモリ費用】 1,743,480円 - 270,900円 = 1,472,580円	1,472	3,000	-	実施		情報システム課	
4 あいち国際女性映画祭事業の廃止	男女共同参画の周知理解を促し意識啓発を図るための事業として平成17年度から3年にわたり映画祭を開催してきたが、今後は別の手法を検討する。	あいち国際女性映画祭事業は廃止 文化活動に男女が平等に参画する・できるという意識啓発、性別や年齢に関係なく参加し、楽しむことができる音楽(吹奏楽)という題材で幅広い年齢層を対象に男女共同参画社会について意識啓発を図るため、講演会と演奏会の2部構成で開催した。	H19年度映画祭開催委託料 1,004,263円 1,004,263円 - 401,800円(チケット収入) = 602,463円 H20年度講演会 & 吹奏楽コンサート開催委託料 420,000円	182	1,004	-	廃止		市民協働課	
5 尾張市町交通災害共済組合会費の高齢者負担金交付を廃止	高齢者及び家族に交通安全に対する意識を喚起することを目的に施行され70歳以上の人の会費500円を市が負担しているが、本来受益を受ける個人が負担すべき主旨のものであり、この事業も12年を経過し初期の目的を達成したので、平成20年度から保険本来の受益者負担とする。	70歳以上の人にも負担をお願いした。	19年度実績は、3,822,000円(7,644人×500円) 20年度は、4,010,500円(8,021人×500円)の支出予定であった。	4,011	3,822	-	実施		防災安全課	
6 年末見舞いに要する経費の見直し	65歳以上のひとり暮らし1,035人、寝たきり100人高齢者の訪問、確認事業に要する経費、平成19年度1,260,000円の金・品の減額を図り、状況調査に主体をおく。	20年度は65歳以上のひとり暮らし1,035人、寝たきり55人高齢者の訪問に要する金・品の経費の内、一般高齢者925人分は1,000円の品物から500円に価格を下げたことにより、717,500円となった。	19年 1,260,000-717,500 = 542,500	542	378	-	実施		高齢者福祉課	
7 高齢者住宅改修費補助に要する経費の見直し	要支援・要介護認定者の段差解消、手すりの取付の住宅改修費を、介護保険給付18万円に上乗せする。市単独補助分10万円に所得に応じて、支給限度額を区分する。	市の補助一律10万円を、20年度から支給限度額を非課税世帯10万円、課税世帯5万円に区分したことにより、50件 2,791,000円となった。	19年 6,871,000-2,791,000 = 4,080,000	4,080	871	-	実施		高齢者福祉課	
8 福祉ベル要綱と日常生活用具要綱の見直し	65歳以上のひとり暮らし、寝たきり高齢者に交付していた火災感知器を、日常生活用具要綱の火災感知器との選択に変更し、課税世帯3/10の自己負担ありに変更する。	20年度の要綱改正により、福祉ベル貸与の火災感知器100件、日常生活用具給付の火災感知器20件 合計120件 1,020,000円となった。	19年1,385,500-1,020,000 = 365,500	365	208	-	実施		高齢者福祉課	
9 花いっぱいコンテストの中止	花と緑推進事業として、これまで13回にわたる開催によって一定の役割を果たしたことから事業を中止する。	平成20年度より中止した。	平成19年度経費122千円(審査員謝礼10,000円、賞品及び参加費等112,997円)	122	122	-	中止		都市計画課	
10 中学校海外派遣事業の縮小	シェパトン市(オーストラリア)への中学生海外派遣事業を縮小する。	人数配分を4:6:8の18人から3:4:5の12人に縮小した。	2160000-1729000 = 431000	431	687	-	実施		学校教育課	

平成19・20年度から新たに実施した行政改革事業 平成20年度実績

事業名	改革内容	平成20年度の取組と効果	平成20年度実績による経費節減額		平成20年度目標額	実施年度			課	備考	
			算出式等	節減額(千円)		19	20	21			
11	とよあけマラソン事業の休止	多くの市民ランナーやボランティア等によって親しまれてきたとよあけマラソンであるが、これまで20回にわたる開催によって事業目的として一定の役割を果たしたことから事業を休止する。	平成20年度より、とよあけマラソンの休止が決まり積立金等の処理についてスポーツ3団体と検討した。	平成19年度とよあけマラソン開催委託料実績5,700千円	5,700	5,700	-	休止		体育課	
12	加除式図書(消防関係)の一部中止	加除式図書の一部中止を図った。	インターネットの普及等により使用頻度が低下したため加除式図書の一部を中止し、追録代の経費削減が図れた。	平成18年度追録代実績307,240円 - 平成20年度追録代実績101,230円 = 206,010円	206	215	実施			消防総務課	
13	消防団活性化事業の委託料の見直し	豊明市消防団活性化事業委託料の額の見直しを図る。	見直しを実施した結果、経費削減の財政効果が図れた。	平成19年度委託料1,428千円 - 平成20年度委託料785千円 = 643千円	643	643	実施			消防総務課	
節減額合計					19,586	16,650					

第5次豊明市行政改革 第2次アクションプラン策定方針

本市においては、昭和60年度の第1次行政改革より4回の行政改革大綱を定め、行政改革に取り組んできたが、更なる行政改革の推進を図るため平成18年3月、第5次行政改革大綱及び第1次アクションプランを策定した。大綱については対象期間を定めず長期にわたる改革の方針として定め時代状況に応じて見直しを行うこと、アクションプランについては3年間を対象期間として策定することとし、行政全体が一丸となって改革に取り組んでいくものである。

この度、平成21年度をもって第1次アクションプランが完了することに伴い、間断なく行政改革を推進し、積極的に展開していくため、第2次アクションプランを策定するものである。

対象期間

第5次行政改革第2次アクションプラン...平成22～24年度の3年間

策定体制等

- ・策定及び推進体制は、行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会とする。
- ・行政改革推進委員会は、改めて選任して委嘱する。新たな推進委員会委員は、第2次アクションプランの策定と進行管理を担っていただくものとする。
- ・行政改革推進委員会は、条例の規定により公募委員を含む11名を委嘱する。

策定スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 第1回推進委員会(10月) | 第2次アクションプラン諮問等 |
| 第2回推進委員会(12月) | 行財政改革アイデア五輪審査等 |
| 第3回推進委員会(1月) | アクションプラン検討等 |
| 第4回推進委員会(2月) | アクションプラン検討等(パブリックコメント反映) |
| 第5回推進委員会(3月) | 答申 |

参考資料

行政改革推進委員会

豊明市行政改革推進委員会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、委員会が判断した場合は、公開しないことができます。

2 傍聴者の人数

傍聴者は、市内在住又は在勤の者を対象とし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定めます。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市のホームページ」に掲載します。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとします。

5 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、委員会に対する発言はできません。

また、委員会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできません。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、会長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとします。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び委員会が支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により配付します。

7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとします。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が委員会に諮って定めます。

9 施行

この要領は、平成18年10月12日から施行します。

各都道府県知事
各政令指定都市長
殿

総務事務次官

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について

国・地方を通じた厳しい財政状況の中においても、しっかりとした公共サービスを提供していくため、地方公共団体においては、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現することが求められております。

各地方公共団体においては、これまでも、各般の行政改革に真摯に取り組まれてきたところではありますが、地方自治に対する国民の理解や信頼のもとに、地方分権を一層推進していくためにも、不断に行政改革に取り組んでいく必要があります。

このため、今般、平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針

平成 18 年 8 月 31 日

総 務 省

総務省においては、平成 17 年 3 月 29 日、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、各地方公共団体に対し、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成していくことによって、行政自らの役割を重点化していくことを基本とした「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を示して、積極的な行政改革の推進に努めるよう助言した。

これを受け、各地方公共団体においては民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表をはじめ、各般の行政改革に積極的に取り組んでいるところである。

今後は、新地方行革指針及び各地方公共団体自ら住民に対して公表した「集中改革プラン」に基づき、「集中改革プラン」に明示した数値目標等の実現に向け着実に取り組むことが求められている。

さらに、新地方行革指針策定後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化されたところである。

このため、行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）を受け、新地方行革指針に加え、行政改革の更なる推進のための指針を以下のとおり示すこととし、これを参考として、各地方公共団体において、一層の行政改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第 1 総人件費改革

地方公共団体における総人件費改革については、行政改革推進法及び「基本方針 2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

1 地方公務員の職員数

地方公共団体の定員管理については、新地方行革指針に基づき、平成17年度中に公表することとされた各団体の「集中改革プラン」の中で、平成22年4月1日における数値目標を掲げるよう要請していたところであるが、行政改革推進法第55条においては、地方公共団体は、職員数の厳格な管理を行うこととされ、また、「基本方針2006」においては、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を2011年度まで継続することとされている。

以上を達成すべく、各地方公共団体においては、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取り組みについて適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。

2 地方公務員の給与

地方公務員の給与に関しては、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成17年9月28日総行給第119号）、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画について」（平成17年12月26日総行給第169号）において、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等を内容とする給与構造の見直しを速やかに実施するよう要請してきたところであるが、各団体においては、これを着実に実施するとともに、行政改革推進法第56条及び「基本方針2006」を踏まえ、以下の点に留意して必要な措置を講じること。

（1）地域民間給与の更なる反映に向けた取り組み

- ① 公民比較の方法について、これまでの公民較差算定の方法を検証するとともに民間の雇用形態の変化等を踏まえた必要な見直しを行い、公民較差のより一層精確な算定に努めること。
- ② 人事委員会勧告の基礎となる民間給与実態調査の対象企業については、地域の民間企業の従業員の給与をより広く把握し反映する観点から、企業規模50人以上に拡大し、その調査結果について適切に勧告に反映すること。
- ③ 人事委員会の勧告にあたっては、公民較差を適切に反映させた具体的な給料表

とともに、公民比較の具体的方法や民間給与実態調査の結果等を明示するなど、人事委員会における一層の機能の発揮及び説明責任の徹底を図ること。

- ④ 給与改定に当たっては、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、単純に国の改定に準じることなく、不適正な給与制度及びその運用の是正を含め、適切な措置を講じる必要があること。

特に期末・勤勉手当の支給月数については、国の改定を踏襲することで人事委員会の調査結果による当該地域の民間給与の支給月数を上回ることをしないよう適切な改定を行うこと。また人事委員会を置いていない市及び町村についても、期末・勤勉手当の支給月数に関する当該都道府県人事委員会の調査結果等を参考に適切な改定を行うこと。

(2) 一層の給与適正化に向けた取り組み

- ① 特殊勤務手当等諸手当については、一般行政職のみならず職種全般について点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急に是正すること。
- ② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。また、級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に必要な是正措置を講じること。

3 第三セクター等の人件費

- (1) 行政改革推進法第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請すること。
- (2) 「基本方針2006」においては、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しについて、法人への指導の強化・徹底等が盛り込まれた。これを踏まえ、2分の1以上の出えんを行っている公益法人に対しては、役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開をはじめ、役職員の報酬・退職金等について地方公務員の給与等の水準と比べて不当に高額に過ぎないように留意するほか、役員の在任年齢についての規程を整備するなど、国と特に密接な関係を持つ公益法人と同様の取り組みを行うよう要請すること。
- (3) 「基本方針2006」においては、公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取り組みの徹底に加え、あわせて国から支出される補助金等の抑制を

図ることとされており、地方においても同様の取り組みを行うことを要請することとされた。国の公益法人向け補助金等については、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図ることとされており、地方公共団体においても国と同様の対応を行うなど、第三セクター及び地方公社に対して支出する補助金、委託金について抑制を図ること。

- (4) 国の特殊法人等においては、政府が任命権を有する常勤役員について、国家公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取り組みが行われている。これを踏まえ、第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること。
- (5) 地方公共団体と第三セクター等との随意契約については、国の取組（「随意契約の適正化等について」（平成18年6月28日総行第96号））を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むこと。

4 その他

- (1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。
- (2) 知事等特別職の退職手当については、任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。
- (3) 教職員の人件費については、「基本方針2006」に基づく定員削減や給与の優遇措置等の見直しの結果を適切に反映すること。

第2 公共サービス改革

地方公共団体における公共サービス改革については、行政改革推進法、公共サービス改革法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

1 公共サービスの見直し

新地方行革指針においては、行政組織運営全般について、住民等の意見を反映する仕組みを整えた上で、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルに基づき不断に事務事業等の正当性の検証を行うこと等を助言したところであり、既に地方公共団体においては、様々な手法により事務・事業の再編・整理、廃止・統合に積極的に取り組んでいるものと承知している。

今般、行政改革推進法第55条第4項において「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

2 市場化テストの積極的な活用

上記1の公共サービスの見直しに当たっては、地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（公共サービス改革法に規定する官民競争入札及び民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を含む。以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むこと。この場合において、地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスについてもその対象であること。

その際、国における官民競争入札等の実施状況を踏まえるとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 市場化テストの実施に当たっては、公共サービスの質の維持向上に関する成果指標や経費の削減に関する数値目標など可能な限り明確かつ客観的な目標を設定して取り組むこと。

また、公共サービス改革法第8条第3項の規定に基づく手続等により、公共サービスの提供に関する民間事業者等からの意見を積極的に取り入れるよう取り組むこと。

- (2) 公共サービス改革法は、地方公共団体の公共サービスのうち法令の特例を講じなければ民間事業者が実施し得ないものを「特定公共サービス」と位置付け、法令の特例を講じることにより自ら率先して官民競争入札等を行うことを可能とする手続等の整備等を行うものであること。

なお、法令の特例措置を講ずることなく民間事業者が実施し得る公共サービスについては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例等に手続を整備することにより、官民競争入札等に準じた手続を実施することが可能であること。

- (3) 公共サービス改革法第4条第2項においては、「国の行政機関は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるもの」と

規定されており、地方公共団体が公共サービスの官民競争入札等を自発的に実施しようとする際に、これを阻害している法令等の規制があるため、特定公共サービスの拡大等の措置が必要と考える場合は、公共サービス改革法第7条第5項に基づく意見聴取の手続を積極的に活用すること。

- (4) 市場化テストの結果、民間事業者に公共サービスの実施の委託等を行う場合であっても、当該公共サービスの住民への提供について最終的に責任を負うのは委託等を行った地方公共団体であることを認識し、民間事業者が当該公共サービスを適正かつ確実に実施するよう契約等に基づき監督等必要な措置を講ずること。

特に、委託内容がブラックボックス化し、コストの増加や新規事業者が参入できない状況が発生しないよう、(1)の指標等に基づき適切に評価・管理を行うことができる措置を講ずること。

第3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

地方公共団体における公会計改革及び資産・債務改革については、行政改革推進法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の項目について取り組みを行うこと。

1 公会計の整備

地方公共団体の公会計の整備については、新地方行革指針等に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組むよう要請してきたところであるが、行政改革推進法第62条第2項においては、「政府は、地方公共団体に対し、(中略)企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」と規定され、また、「基本方針2006」においては、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進める」こととされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に

取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。

なお、現在「新地方公会計制度実務研究会」を設置し、「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針について、別途通知する予定であるので留意すること。

2 資産・債務管理

地方公共団体の資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産債務改革に一層積極的に取り組むことが必要である。行政改革推進法第62条第1項においては、地方公共団体においても国の資産・債務管理に関する規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。

国においては、国有財産の売却等により国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すとされており、上記の改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成18年度中に策定、公表することとされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること。

第4 情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化

（1）以下の点について、情報開示を徹底すること。

① 地方公共団体の給与、定員管理、人件費の状況については、平成18年3月より給与情報等公表システム（平成17年8月29日総行給第103号）を運用開始しているところであるが、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう、総務省で示した公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

なお、給与構造の見直しや地方公務員における総人件費改革の取り組みを踏まえた公表事項の充実については、別途通知する予定であるので留意すること。

② 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進めること。また、平

成18年3月より財政比較分析表の公表システム（平成17年6月22日総財務第106号）を運用開始しているところであるが、こうした取り組みをさらに進展させるとともに、公会計の整備を図ることにより、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進すること。

③ 市場化テストの実施に当たっては、住民等に対し、市場化テストの実施過程、実施実績等（公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果等）を分かりやすく公表すること。

(2) また、地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、地方行政のあらゆる分野で公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。

今回の地方自治法改正により地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員の定数を条例で増加することができることとされたことも踏まえ、当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。あわせて、外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大などにより、監視機能の強化に積極的に取り組むこと。

第5 総務省における推進方針

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、各取組項目（総人件費改革、公共サービス改革、公会計改革など）について、地方公共団体に対し情報提供を行っていくとともに必要に応じ地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、各取組項目の推進状況について毎年度フォローアップを実施し、その結果をできる限り住民等が団体間で比較分析を行いやすい形で広く国民に公表するものであること。

なお、各都道府県においても同様に、市区町村の組織及び運営の合理化に資する観点から、都道府県内市区町村の各取組項目の推進状況についてフォローアップを実施し、これを公表するとともに、適切に助言等を行うこと。

豊明市行政改革集中改革プラン

平成18年3月

豊明市

目次

1 集中改革プランについて	1
(1) 集中改革プランとは	1
(2) 推進体制	1
(3) 集中改革プランの実施期間	1
(4) 国が示した集中改革プランの項目	2
2 事務事業の再編・整理、廃止・統合等	3
(1) 再編整理等の目標	3
ア．事務事業の再編・整理等	3
イ．受益者負担の適正化	7
3 民間委託等の推進	10
(1) 公の施設についての取り組み	10
(2) その他の事務事業についての取り組み	12
4 定員管理の適正化	13
(1) 定員管理の適正化	13
(2) 定員管理の数値目標	13
(3) 定員管理適正化の手法	14
5 給与の適正化等	14
(1) 通勤手当の見直し	14
(2) 特殊勤務手当での見直し	14
(3) 超過勤務手当の見直し	15
(4) 福利厚生事業の見直し	15
(5) 人材育成の推進	15
6 経費削減等の財政効果	16
(1) 歳入関係	16
(2) 歳出関係	16
7 その他	21
(1) 電子自治体の推進	21
(2) 地域協働の推進	22
(3) 公正の確保と透明性の向上	23

1 集中改革プランについて

(1) 集中改革プランとは

総務省は、地方公共団体に対し人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換する必要があるとして、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、「集中改革プラン」を策定して平成17年度中に公表することを求めています。

本市は、この指針を受けて平成17年度を起点として平成21年度までの5ケ年間の行政改革の具体的な取り組みを明示した「豊明市行政改革集中改革プラン」を策定しました。これは事務事業の再編、整理や定員管理の適正化、給与の適正化などについて、可能な限り具体的な数値目標とスケジュールを設定して計画したものです。

また、本市は極めて厳しい財政状況の中で、自立した行政経営を確立するため、第4次行政改革を平成16年度～18年度を実施期間として進めております。この「豊明市行政改革集中改革プラン」は、簡素で効率的な行政運営や市民サービスの向上など第4次行政改革大綱の理念に基づき、具体的改革事項を平成22年4月まで追加して計画、実施するものです。行政改革への取り組みは待ったなしの状況であり、市民の皆様と協働し、危機感と改革意欲を持って推進してまいります。

(2) 推進体制

「豊明市行政改革集中改革プラン」は、市長を本部長とする「豊明市行政改革推進本部会議」において計画案を策定し、民間の有識者で組織する「豊明市行政改革推進委員会」において計画内容の審議をいただきました。全庁的な取り組みとして推進を図り、同委員会と議会に進捗状況の報告をするとともに、市民の皆様には広報とホームページ等にて公表してまいります。

(3) 豊明市行政改革集中改革プランの実施期間

本計画の実施期間は平成17年度から平成21年度までとします。

(4) 国が示した集中改革プランの項目

「新地方行革指針」において17年度中に公表することが求められた項目は以下のとおりです。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化

経費節減等の財政効果

その他

2 事務事業の再編・整理、廃止・統合等

(1) 事務事業の再編・整理等の目標

事務事業については、多様化する市民ニーズに対応するため、所期の目的を達成した事業の縮小・廃止や類似する事業を統合するなどの見直しを行います。見直しにあたっては、行政評価制度(PDCAのマネジメントサイクル)の手法により必要性、有効性、効率性などの観点からコスト意識、経費の節減を主眼において再編・整理、廃止・統合等を行います。

また、受益者負担の適正化についても公平の確保の観点から見直しを行います。改革に取り組む内容とスケジュールについては、具体的な数値と実施予定の年次計画を示します。

ア. 事務事業の再編・整理等

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	ホームページ・広報紙に広告掲載	ホームページ・広報紙に民間企業の広告を掲載して収入増を図る。 財政効果額 年間約80万円×3年 = 240万円		検討 (HP)	実施 (HP) 検討 (広報)	実施 (広報)		人事秘書課
2	職員駐車場の有料化	市有地の有効利用を図るため、職員駐車場を有料化する。 財政効果額 年間約100万円×3年 = 300万円			実施			総務課
3	中型バスの新規購入中止	市所有の中型バスの新規購入を中止する。 財政効果額 1台約1,700万円		中止				総務課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
4	市民税等の前納報奨金の交付率の縮小	市民税及び固定資産税の全期分を第1期に納める際に、第2期以降の金額に乗ずる交付率を0.5%から0.3%に縮小する。 限度額を5万円から3万円に引き下げる。 財政効果額 年間約2,500万円×4年 = 1億円		実施				収納課
5	防災訓練と水防訓練の同時開催	現在別々の時期に実施している水防訓練と防災訓練を同時に開催することにより、地域の負担軽減と経費の節減を図る。 財政効果額 年間約100万円×3年 = 300万円			実施			防災安全課
6	市長への手紙の(ハガキ)広報紙折込みを廃止	例年5月号広報紙に料金受取人払いのハガキを折り込んでいるが、これを廃止し、ハガキを設置する公共施設を増やす。 財政効果額 年間約30万円×3年 = 90万円			実施			市民協働課
7	豊明まつりの見直し	春、夏、秋と開催する豊明まつりについて、意義・内容・運営方法などについて全体的な見直しを図る。 財政効果額 年間約144万円×4年 = 576万円		実施				市民協働課
8	健康老人表彰の見直し	表彰基準を5段階に分け賞状と記念品を配布しているが、対象者の4割が辞退している状況であるためこれを見直す。 財政効果額 年間約60万円×3年 = 180万円			実施			保険年金課
9	老人保健個人別医療費通知の回数削減	個人別医療費通知を年4回から3回へ回数を削減する。 財政効果額 年間約38万円×4年 = 152万円		実施				保険年金課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
10	福祉給付金支給方法の見直し	老人保健受給者の精神障害者医療助成において、償還払いから包括申請による自動給付払いに改める。 財政効果額 年間約25万円×4年 = 100万円		実施				保険年金課
11	無受診世帯表彰の見直し	国民健康保険加入者で、1年又は3年以上受診していない方を対象に記念品を配布しているが、これを見直す。 財政効果額 年間約60万円×3年 = 180万円			実施			保険年金課
12	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の推奨	増加する医療費抑制のため、安価で新薬と同じ成分・効果を持つジェネリック医薬品の処方について医師、薬剤師、被保険者に対し呼びかけ推奨していく。 財政効果額 年間約840万円×4年 = 3,360万円		実施				保険年金課
13	環境フェアの単独開催中止	NPO法人との共催による環境フェアの単独開催から豊明まつりでの実施による開催方法の変更により企画運営委託を廃止する。 財政効果額 年間約195万円×4年 = 780万円		廃止				環境課
14	在宅介護推進事業(お試し在宅サービス)の廃止	介護認定を受けながら介護サービス受けたことがない方に対して、お試し在宅サービスを実施してきたが、民間事業所でも同様のサービスが受けられるのでこれを廃止する。 財政効果額 年間約63万円×4年 = 252万円		廃止				高齢者福祉課
15	敬老祝金支給対象者の見直し	敬老祝金等支給対象者88歳以上高齢者全員支給の見直しをする。節目の歳 米寿(数え88歳)及び数え95歳以上に対して支給する。 財政効果額 年間約530万円×4年 = 2,120万円		実施				高齢者福祉課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
16	A型機能訓練事業の廃止	介護保険法の改正により、健康課で実施している事業と同趣旨の筋力トレーニング事業が実施されることとなったため廃止する。 財政効果額 年間約76万円×4年 = 304万円		廃止				健康課
17	教職員海外視察研修事業の休止	教職員の海外視察研修事業について、事業効果の検討により平成18年度から休止する。 財政効果額 年間約66万円×4年 = 264万円		休止				学校教育課

イ. 受益者負担の適正化

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	豊根村温泉券助成率の改定	友好都市豊根村の「湯～ランドパルとよね」の入湯券の助成をして販売している。これを大人1枚100円、小人1枚50円から大人1枚200円、小人1枚100円で販売する。 財政効果額 年間約15万円×3年 = 45万円			実施			市民協働課
2	健診事業の受益者一部負担金の導入	国民健康保険加入者に対して実施している健診事業(基本健診を除く)について、ガン健診に係る費用が高額となっているので受診者に一部負担金を求める。これにより生活習慣改善事業を実施する。 財政効果額 年間約409万円×2年 = 818万円				実施		保険年金課
3	ごみ袋の有料化を検討	可燃ごみ、不燃ごみ、プラごみ、生ごみの市指定袋の有料化を平成21年度までに検討する。				検討		環境課
4	宅配給食サービスの利用者負担の見直し	ひとり暮らしの高齢者等に給食を宅配するサービスの利用者負担金を1食当たり300円から400円に引き上げる。 財政効果額 年間約290万円×4年 = 1,160万円		実施				高齢者福祉課
5	高齢者安否確認訪問事業の見直し	ひとり暮らしの高齢者等に乳酸菌飲料を宅配するサービスについて見直す。(現行65歳以上)		実施				高齢者福祉課
6	家族介護ヘルパー受講費補助の廃止	介護保険法施行から6年が経過し、在宅介護における介護給付のサービス利用も浸透したことにより、事業の所期目的が達成されたので訪問介護員養成講座の受講費補助を廃止する。 財政効果額 年間約30万円×4年 = 120万円		廃止				高齢者福祉課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
7	延長保育利用の有料化	保育園で実施している早朝(7時15分から8時15分)、延長(16時15分から19時)保育は現在無料であるが、1日につき100円の利用料を徴収する。 財政効果額 年間約1,300万円×4年=5,200万円	検討	実施				児童福祉課
8	児童クラブの有料化	現在児童館で実施している児童クラブ事業は無料であるが、受益者負担の観点から利用料を徴収する。		検討	実施			児童福祉課
9	保育料徴収基準額表階層区分の見直し検討	国の保育料徴収基準額表階層区分は7階層であるが、本市は17階層で運用している。階層を減らすなど、受益者負担の適正化の観点から保育料についての検討委員会を設置して見直しを図る。		検討		実施		児童福祉課
10	基本健診の有料化	老人保健法で定められている基本健診を無料としてきたが、これを見直し一部負担金を徴収する。 財政効果額 年間約130万円×4年=520万円		実施				健康課
11	公民館講座受講料の改定	公民館講座受講料の受益者負担を1回100円から200円に引き上げる。 財政効果額 年間約26万円×3年=78万円			実施			生涯学習課
12	下水道使用料の改定	公共下水道、農村集落家庭排水の使用料について、受益者負担の原則に基づき単価の改定に取り組む。		検討		実施		下水道課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
13	前後駅南地下駐車場の料金改定	前後駅南地下駐車場の利用実績、需要動向や、周辺の民間駐車場の駐車料金などから、地下駐車場の駐車料金を改定する。		検討		実施		都市計画課

3 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

本市は、これまで業務の民間委託など民間活力の導入を図ってきました。今後も指定管理者制度の活用などにより一層の民間委託を推進して、住民サービスの向上と経費の節減に努めていきます。

公の施設の管理についてのガイドラインとして、正規職員が配置されている施設は基本的に指定管理者制度の導入を図り、正規職員が配置されていない施設については直営(一部業務委託)で運営を図ります。

(1) 公の施設についての取り組み

ア. 平成16年度末時点における

指定管理者制度導入済み施設数	(0 施設)
業務委託実施済み施設数	(93 施設)
全部直営施設数	(27 施設)

イ. 平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

平成20年4月より図書館、21年4月より文化会館について指定管理者制度等を導入する予定です。また、22年度以降においても引き続き指定管理者制度等を導入する予定です。

民間委託等の推進

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	総合福祉会館の管理業務の合理化	総合福祉会館の業務委託の一部をシルバー人材センターから社会福祉協議会(職員の勤務時間帯である 月～土 9:00～17:00 貸館業務を含み無償)に依頼する。 財政効果額 年間約150万円×4年 = 600万円		実施				社会福祉課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
2	図書館の指定管理者制度等導入	図書館の運営形態について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。		検討	導入準備	導入		図書館
3	文化会館の指定管理者制度等導入	文化会館の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。		検討	検討	導入準備	導入	文化会館
4	福祉体育館及び体育施設の指定管理者制度等導入検討	体育施設の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。(平成22年4月導入予定)			検討	検討	導入準備	体育課
5	老人福祉センターの指定管理者制度等導入検討	老人福祉センターの運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。(平成22年4月導入予定)			検討	検討	導入準備	高齢者福祉課
6	児童福祉施設の有効利用と指定管理者制度等の導入検討	児童福祉施設は地域の子育ての中心的な施設であり、事業の多様化が求められているので、複合的な役割ができるよう検討する。また、それに伴い指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。(子育て支援センター、ファミリーサポートセンターは平成22年4月、保育園、児童館は平成25年4月導入予定)		検討	一部実施	検討	導入準備	児童福祉課

(2) その他の事務事業についての取り組み

NO	事務事業の種類	平成16年度末の委託状況	平成17年度～平成21年度までの取組目標
1	本庁舎清掃	全部委託	全部委託を継続する。
2	本庁舎夜間警備	全部委託	全部委託を継続する。
3	案内・受付	全部委託	全部委託を継続する。
4	電話交換	全部委託	全部委託を継続する。
5	公用車運転	一部委託	一部委託を継続する。
6	し尿処理	全部委託	全部委託を継続する。
7	一般ごみ収集	一部委託	平成20年度までに全部委託を検討する。
8	学校給食	一部委託	一部委託を継続する。(調理は直営、配送は委託)
9	学校用務員事務	直営	直営を継続する。
10	道路維持補修・清掃等	全部委託	全部委託を継続する。
11	ホームヘルパー派遣	全部委託	全部委託を継続する。
12	在宅給食サービス	全部委託	全部委託を継続する。
13	情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	一部委託を継続する。
14	ホームページ作成・運営	直営	直営を継続する。
15	調査・集計	直営	直営を継続する。

4 定員管理の適正化

(1) 定員管理の適正化

行政を取り巻く環境が大きく変わる中、限られた予算と人員で多様な行政需要に対する的確な対応が求められています。

本市の職員数については、第2次豊明市行政改革大綱(平成8年3月策定)の下に策定した定員適正化計画(平成8年度～平成10年度)で定めた職員数544人体制を引き続き堅持しながら定員管理の適正化に努めてきました。

このため、少子高齢化対策、介護保険制度の実施、地方分権の伴う事務移管など新たな政策課題が求められる中、職員の増員で対応することなく、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とし、市民サービスの向上を目指して事務事業の見直しを図ってきました。

しかしながら、団塊の世代の退職者数の増加により本市の場合は、平成19年度退職者数15人、20年度退職者数17人、21年度退職者数20人、22年度から25年度にかけては、毎年20人強の退職者で推移していきます。

このような退職者数の大幅な増加を目前にし、今後も市民サービスの向上を目指すため又平成21年度までは、職員の年齢層の平準化を図るため職員数暫定増の期間とし、その後はさらなる職員数の抑制をすることで、平成27年4月は職員数491人(平成17年度と比較して59人、10.7%減員)体制を目標とします。

(2) 定員管理の数値目標(平成17年4月1日～平成22年4月1日)

期間中の定員については、計画的な職員数の抑制に取り組み、平成17年度と比較して平成22年度においては10人(1.8%)減員する目標とします。

ア. 職員数の計画(平成17年4月1日～平成22年4月1日)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職員数	550	553	558	554	549	540
退職予定者	11	7	15	17	20	24
採用予定者	17	14	12	11	12	11

表の見方：当該年度職員数 = 前年度職員数 - 前年度退職予定者数 + 当該年度採用予定者数

イ. 職員数の実績(平成11年4月1日～平成16年4月1日)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
職員数	542	536	541	542	544	545

平成15年4月1日消防部局の職員 定員10人増(65人から75人)

定員管理の財政効果額(平成17年4月1日～平成22年4月1日)

1億5,273万円

(3) 定員管理適正化の手法

正規職員を配置する必要性の低い業務について、非常勤職員等を配置する。
 雇用形態を見直し、新たな任用制度の導入を図る。
 IT利用や機構改革により事務の効率化を図る。
 効率性、専門性、行政責任の確保等を踏まえ、民間活力の導入を推進する。

5 給与の適正化等

(1) 通勤手当の見直し(平成18年度)

徒歩通勤者及び2キロメートル未満通勤者の通勤手当を廃止する。
 廃止に伴う財政効果額 年間 192 万円(平成17年試算)

(2) 特殊勤務手当の見直し(平成18年度)

日曜常勤手当及び年末年始手当を廃止する。
 廃止に伴う財政効果額

日曜常勤手当 年間 43 万円(平成17年試算)
 年末年始手当 年間 50 万円(平成17年試算)

(3) 超過勤務手当の見直し(平成18年度)

業務の効率化により超過勤務時間を削減する。

見直しに伴う財政効果額

超過勤務手当 年間 790 万円(平成17年試算)

(4) 福利厚生事業の見直し

互助会事業の見直しに取り組み、助成金の減額を図る。(平成18年度から実施する)

互助会への助成金減額 年間 90 万円

(5) 人材育成の推進

地方分権時代の今日、地方自治体自らが考え行政を執行し、その結果に対しても地方自治体の責任で処理していく「自己決定」、「自己責任」の原則に沿った自治体経営を積極的に推進していくことで、個性ある政策を打ち出すことにより、今後ますます多様化・高度化する市民ニーズに応えていくことが求められています。こうしたことを踏まえ、平成14年4月に策定した「豊明市人材育成基本方針」に基づき、常に問題意識を持ち時代の先を見据えた新しい発想で公務を行うことのできる改革意欲に溢れた人材育成を計画的に推進します。なお、人材育成への取り組みにおける方針は以下のとおりです。

新たな人事管理システムの確立(人事評価システムの改革、ジョブローテーションシステムの確立、庁内公募制の導入など)

職員研修の見直し・充実・強化(自己啓発、職場研修、職場外研修など)

人を育てる職場環境づくり(職員が刺激し合える職場づくり、市民主体意識を醸成する職場づくりなど)

その他人材育成を実現するための諸施策(職員提案制度の充実、健康管理体制の充実など)

6 経費節減等の財政効果

(1) 歳入関係

ア. 税の徴収対策

納税の公平性を保つために、市税滞納者に対し面接・電話・文書等で催告して滞納者個々の状況にあった納税指導をします。また、納税者の利便性を図るため、時間外納税相談を実施するとともに納付機会の拡大に努めます。納税意識の向上についても、課税チラシをわかりやすくするとともに、税金の使われ方を広報、ホームページによりPRします。これらの対策により収納率の向上を図ります。

イ. 使用料・手数料の見直し

すべての使用料・手数料について受益者負担の適正化を図るため、コスト分析に基づき、公平の確保の観点から見直しを行います。

ウ. 未利用財産の売り払い等

公有財産の有効活用を図るとともに、未利用地のうち利用価値がないものは売却を検討します。

(2) 歳出関係

ア. 施設等維持費の見直し

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	清掃委託料の削減	市役所、福祉体育館、文化会館などの公共施設について、清掃委託料の見直しを図る。(10%削減) 財政効果額 年間約819万円×4年 = 3,276万円		実施				全庁

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
2	樹木剪定等委託料の削減	小、中学校や保育園、児童館などの樹木の剪定、草刈について、委託料の見直しを図る。(10%削減) 財政効果額 年間約247万円×4年 = 988万円		実施				全庁

イ. 補助金等の整理合理化

補助金、交付金等については、第2次行政改革大綱に基づく改革事項として、平成12年度において全面的な見直しを行いました。公共性、公益性や社会的実情などの観点から検討を加え、10%を削減する補助金、廃止する補助金、統合する補助金に分類して補助金等を削減しました。

今後は、このプランの期間中に新たな観点から基準を定めて補助金等の整理合理化に取り組みます。

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	防災モデル地区補助金の廃止	防災モデル地区の目的は達成したので、補助金を廃止する。今後は、自主防災組織の育成に重点を置いた事業を展開する。 財政効果額 年間約15万円×4年 = 60万円		廃止				防災安全課
2	交通安全モデル地区補助金の見直し	交通安全モデル地区補助金を各地区の事業内容により見直し、減額する。(20万円 10万円) 財政効果額 年間約10万円×3年 = 30万円			実施			防災安全課

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
3	資源ごみ回収交付金の交付率の縮小	区・町内会による資源ごみ行政回収及び子ども会による資源ごみ集団回収における回収奨励金の交付単価を平成17年度、18年度に1円づつ引き下げる。18年度より年間基本額を4万円から2万円に引き下げる。 財政効果額 年間約436万円(17年度)×1年 + 年間約716万円(18年度)×4年 = 3,300万円	実施					環境課
4	生ごみ堆肥化促進事業補助金の廃止	生ごみを堆肥化するコンポスト、電動処理機に対する補助金を18年度より廃止する。これは、同補助制度による当初の普及促進の目的を果たしたため。 財政効果額 年間約215万円×4年 = 860万円		廃止				環境課
5	太陽光発電システム補助金の廃止	太陽光発電システムに対する補助金を18年度より廃止する。同システムの普及促進の目的を果たしたため。 財政効果額 年間約800万円×4年 = 3,200万円		廃止				環境課
6	地域花いっぱい運動補助金の見直し	地域花いっぱい運動団体に対する補助金を、地域の事業内容により見直し、1団体30万円から10万円に減額する。補助対象地区数は増加させる。 財政効果額 年間約60万円×4年 = 240万円		実施				都市計画課

ウ. 内部管理経費の見直し

NO	改革する事業	改革する事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	加除式図書の一部の加除を中止	インターネットの普及等により使用頻度が低下した加除式図書(職員用)について、その一部を中止する。 財政効果額 年間約80万円×4年 = 320万円		実施				総務課
2	経常経費の見直し	経常経費のうち消耗品について削減する。(5%カット) 財政効果額 年間約1,000万円×4年 = 4,000万円		実施				全庁
3	県内、県外旅費の見直し	県内旅費について削減する。(5%カット) 県外研修のあり方についても見直し、県外旅費を削減する。 財政効果額 県内旅費 年間約40万円×4年 = 160万円 県外旅費 年間約200万円×4年 = 800万円		実施				全庁

(3) 経費節減の財政効果

平成17年度～21年度までの累積

財政効果項目	経費節減額(万円)
事務事業の再編・整理等	2億 898
受益者負担の適正化	7,941
民間委託による事務事業費削減	600
定員管理の適正化	1億5,273
給与等の適正化	4,660
施設等維持費の見直し	4,264
補助金等の整理合理化	7,690
内部管理経費の見直し	5,280
合計	6億6,606

7 その他

(1) 電子自治体の推進

ア. 目標

豊明市情報化推進計画(平成15年度～24年度)に基づき、行政分野へのITの活用により市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図ります。

ロ. 実現に向けた方策

庁内LANの再構築、事務職員1人1台のパソコン貸与、総合行政ネットワークへの接続、住民基本台帳ネットワークへの接続、情報セキュリティポリシーの施行等電子市役所実現のための基盤整備統合型地理情報システム(GISシステム)の導入等により、「情報共有」の考え方を進め、二重作業・二重管理を防止し、経費削減とセキュリティの確保に努めます。

あいち電子自治体推進協議会のデータセンターを活用し、電子申請や届出等のオンライン利用率を高めるとともに、施設予約や電子調達などの共同処理を進めます。

ITを活用した情報サービスの導入と情報格差を生じない、安心して利用できるような対策を検討していきます。

今後の導入業務

NO	実施する事業	事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	統合型GISシステム	各部署で別々で管理している地図情報の共有化を図る。 インターネットで地図情報を公開する。	導入		拡大			企画政策課 各課
2	電子申請・届出システム	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入しているが、これをさらに拡大する。	拡大	拡大				各課

NO	実施する事業	事業内容	年次計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
3	施設予約システム	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入します。施設の電子予約、空き情報照会が可能となる。		導入	拡大			各課(施設)
4	電子調達システム	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入します。業者登録申請の電子化及び電子入札を実施します。			導入	拡大		財政課
5	統合型文書管理システムの導入	文書管理システムを導入します。電子決裁と連携し、事務の効率化と情報の効率的な管理をします。			導入			総務課
6	庁内ポータルサイトを中心とする共通基盤システム整備	グループウェア、イントラの再構築と各システムの管理を一元化し、共通基盤となる電子決裁を導入し、各職員毎のトップページを作成し、効率の良い事務を実施します。			導入			企画政策課
7	地域安心安全情報共有システム	パソコンや携帯電話を利用して情報発信するシステムを導入していますが、グループ単位の情報発信へ拡大します。	導入	拡大				企画政策課

庁内ポータルサイト：職員のための情報処理検索の入り口となるウェブサイトの意味

(2) 地域協働の推進

本市は、第4次総合計画の基本理念に「協働で創るしあわせ社会」を掲げており、地域社会における区、町内会、NPO、ボランティアなどの自主的な活動を支援し、地域コミュニティの充実による市民自治力を高めます。

また、市民との協働によるまちづくりの必要性が高まっており、これまで行政が担ってきた公共サービスについても、市民、企業、NPO、ボランティアなど多様な主体との連携、協働による役割分担が求められています。このため早期に市民協働推進基本計画の策定に着手し、市民参加を推進するための基本的なルールづくりを行います。

(3) 公正の確保と透明性の向上

市民から信頼される行政運営のためには、公正の確保と透明性が重要であり、積極的な情報公開により説明責任を果たします。今後も行政手続条例、情報公開条例、パブリックコメント制度の活用により公正の確保と透明性の向上に努めます。

自己改革力ある自治体経営

第5次豊明市行政改革大綱

「人・自然・文化ほほえむ安心都市」

平成19年3月16日

改正 平成21年9月

豊明市

行政改革大綱の構成

1	行政改革に取り組む基本姿勢	4
2	財政健全化の指針	5
2-1	財政健全化と自己改革力		5
2-2	中長期の財政推計のための現状分析		6
2-3	必要とされる投資的経費の設定		13
3	組織制度の抜本改革	15
3-1	経営戦略会議及び推進室による政策マネジメント機能の充実		15
3-2	職員人件費の削減		15
3-3	定員管理の適正化		15
3-4	組織形態の見直し等		15
3-5	予算の編成及び配分システムの見直し		16
3-6	内部管理業務の効率化・合理化		16
4	減量と効率化の推進	17
4-1	人件費の削減(再掲)		17
4-2	事務・事業の再編・整理、廃止・統合		17
4-3	経費節減等の財政効果		17
4-4	特別会計の経営健全化		17
4-5	業務改善運動による全ての現場でのコスト縮減運動の展開		17
4-6	地方税財源の充実確保		17
4-7	受益者負担の見直し		18
4-8	ストックの有効活用による歳入増加への取組み		18
5	住民自治とガバナンス・民間活力の活用	19
5-1	協働視座の環境整備		19
5-2	民間委託等の推進		19
5-3	電子化・電子自治体の推進		19
5-4	情報の積極的な発信		19

6	ブランド力のあるまちづくりを創造	21
6-1	広域的な中での豊明市の価値を構築していく取組み		21
6-1	その他の改革への取組み		21
7	行政改革の進行管理	22
8	参考資料	23
	策定時点における財政状況の分析資料		23
	過去の行政改革の取組み		28

1 ◇ 行政改革に取り組む基本姿勢

本市においては、昭和60年度の第1次行政改革より4回の行政改革大綱を定め、行政改革に取り組んできました。これは、21世紀の新たな地方行政のあり方に対応するため、組織機能の強化、民間活力の活用、市民に開かれた透明性の確保、行政事務の効率化、電子化の推進等に取り組むことで、市民起点での地方行政の質の向上を目指す改革の取り組みでした。

第1次行政改革から第4次行政改革に至る間、市民の協力を得ながら多くのより良いまちづくりへの改革を進めてきました。しかし、少子高齢化の進展は予想以上に進み、地方制度の再設計ともいえる国から地方へという分権改革が加速しています。これに併せてグローバル化の波と情報技術の革新が、個人と個人を広く結びつけ、より一層の都市間競争時代の到来を加速させています。

このように本市を取り巻く状況は、財政状況の自立化が益々求められる中で、将来のために身を削るようなより厳しい具体的な改革努力と、一方、より柔軟で創造性の高い発想力と行動力を同時に求めてきているといえます。

こうしたなか、平成18年7月14日第4次行政改革推進委員会(第8回会議)において更なる行政改革の推進を図るため、第5次となる行政改革に取り組むことを決定しました。これは、第4次行政改革大綱及び実施計画(3年間)の終了に伴い、間断なく行政改革を推進し、積極的に展開していくため、第5次行政改革大綱及びアクションプランを策定するものです。

また、国においては「公共サービス改革法」の施行、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の閣議決定がなされ、平成18年8月31日に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が全国に通知されました。第5次行政改革大綱は、これらの趣旨に連動して定め、一層の行政改革の推進を図るものです。

なお、第5次行政改革に関する対象期間は、大綱については期間を定めず長期に亘る改革の方針として定め、時代状況に応じて見直しを行うものとします。行政改革大綱に基づき、集中改革プランとも整合を図り策定を行うアクションプランについては、3年間を対象期間として策定し、行政全体が一丸となって改革に取り組んでいきます。毎年行う進行管理は、行政評価制度とも連携して第4次総合計画の進行管理と連動をしていきます。

第5次行政改革大綱(長期方針)

第5次行政改革第1次アクションプラン(平成19年度～平成21年度の3年間計画)

第5次行政改革第2次アクションプラン(平成22年度～平成24年度の3年間計画)

第5次行政改革第3次アクションプラン(平成25年度～平成27年度の3年間計画)

2 ◇ 財政健全化の指針

2-1 ● 財政健全化と自己改革力

(深刻な財政状況と戦略的な自治体経営)

この第5次行政改革大綱に従い、各課・施設で実施する施策・事務事業を抽出して具体的に改革していくアクションプランを3年ごとに別に定め、それぞれの改革目標に向かって実行していきます。アクションプランでは、市民の負担や協力をこれまでより求めていくものも多く位置付けていきます。

このような総合的な改革に取り組むのは、深刻な財政状況と戦略的な自治体経営への転換が迫られているからです。全国的には比較的堅調といわれる県内経済状況の中にあつて、本市の自治体財政状況は近隣自治体との競争に取り残される危惧が生じてきています。このような状況にあつて、行政がこれまでの行動様式を断ち切ることなく、改革への努力を遅らせるようなことがあつてはなりません。

具体的には、改革が進まないのは、自分の仕事とは関係がなく、誰かが責任を果たさないからだという責任回避の蔓延、全体として進むべき方向と自分の仕事を結び付けることなく日々を繰り返す責任の放棄、このような個々の職員の責任回避の風土と全体視座の欠如を改革し、自分の担う仕事が他の仕事とどのような良い循環を産み出すのか、全体にとってのリスクは抱えていないのかということを想像し、感じる責任感と感性を知的な努力で培っていきます。

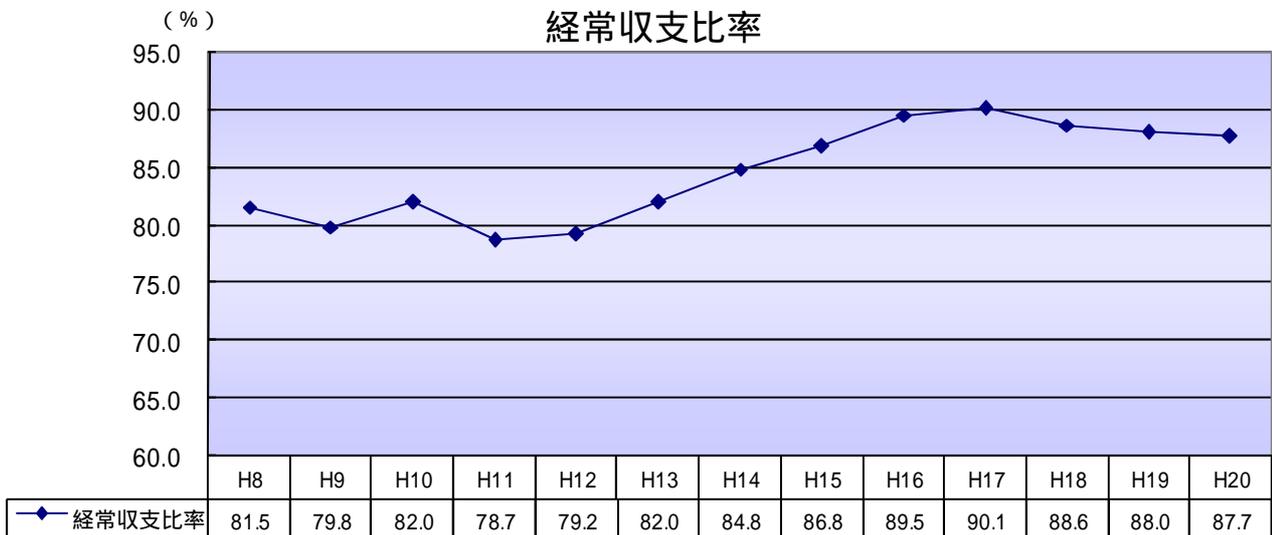
この第5次行政改革大綱は、豊明市のまちづくりの全ての関係者に改革のための協力を呼びかけ、財政健全化を目指していくものです。そして、何よりも率先して施策・事務事業の遂行に携わる職員一人ひとりがそれぞれの現場で変革をしていくという自己改革力を宣言するものです。

2 - 1 中長期の財政推計のための現状分析

(財政状況の現状)

本市の決算時の財政収支は単年度ごとにはいわゆる黒字経営で推移をしています。しかし、投資的な事業に充てられる経費は、平成18年度当初予算ベースで約17億円であり、平成8年度と比較をすると、7割程度までしか充当できなくなっています。こうした投資的経費や、その他の行政運営に対して不足する財源は、基金を取り崩すことによって財政的な運営をしてきました。

今後は更に、国の推し進める三位一体の改革により、地方自治体の財政規模が抑制され、本市においても市税、交付税を中心とする一般財源収入の伸びは全く期待できません。加えて歳出においては扶助費を中心とする簡単には削れない義務的経費が、伸び悩む歳入をよそに増え続けていきます。



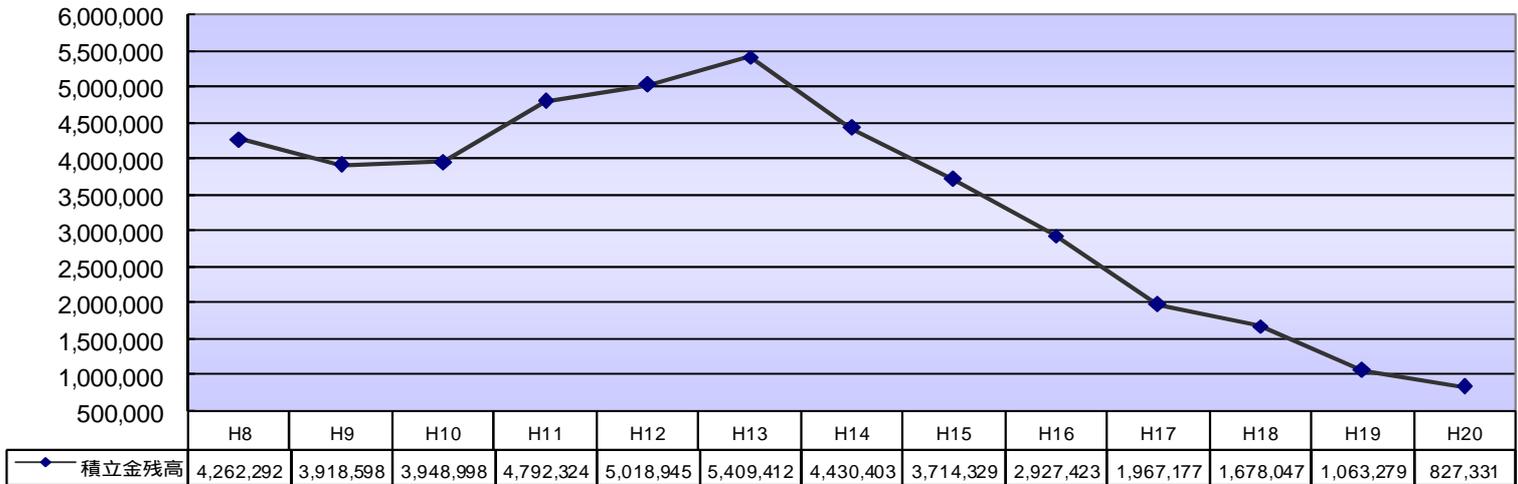
本市の経常収支比率の状況を見ると、平成7年度までは都市において妥当とされる70%台での推移を堅持していましたが、その後一般的に財政構造の弾力性が低下していくとされる80%台に上り、特に平成12年度より硬直化傾向が進んでいます。この状況は経常収支比率の分母である市税などの経常一般財源収入が減少する中、分子である扶助費や繰出金などの経常一般財源支出が確実に増加していることを示しています。

経済の長期にわたる低迷を背景に市民税の大幅な減少が続いており、平成16年度では、平成9年のピーク時に比べ約10億円の減収となっています。

今後、個人市民税は、税制改正等による増加要因がありますが、一方でその分地方交付税を削減されることになり、全体の増収を期待することができません。また、今後退職者層が大幅に増加し、高齢化が急速に進むため、将来にわたり納税者人口の減少が予測されます。刻々と本市の財政環境は厳しくなっていくのです。

(千円)

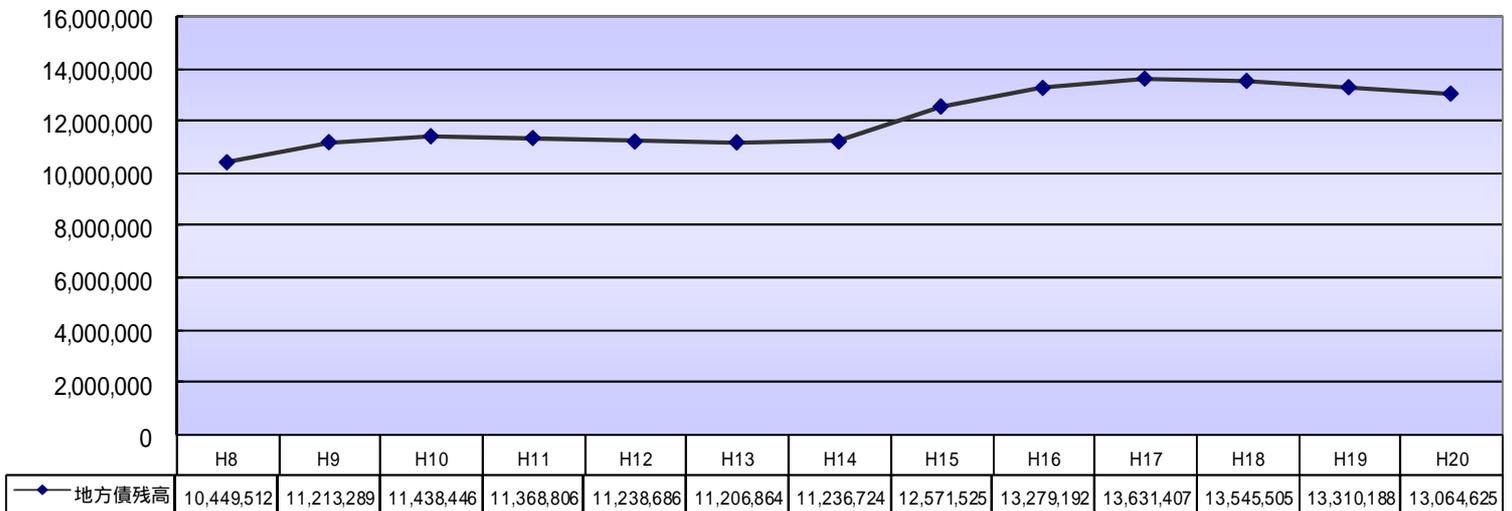
積立金残高



厳しい財政状況のもと、ピーク時には約54億円あった基金も総額で平成17年度末には約19億円になり、財政不足を補うために自由に使える財政調整基金に関しては約9億円となっています。

(千円)

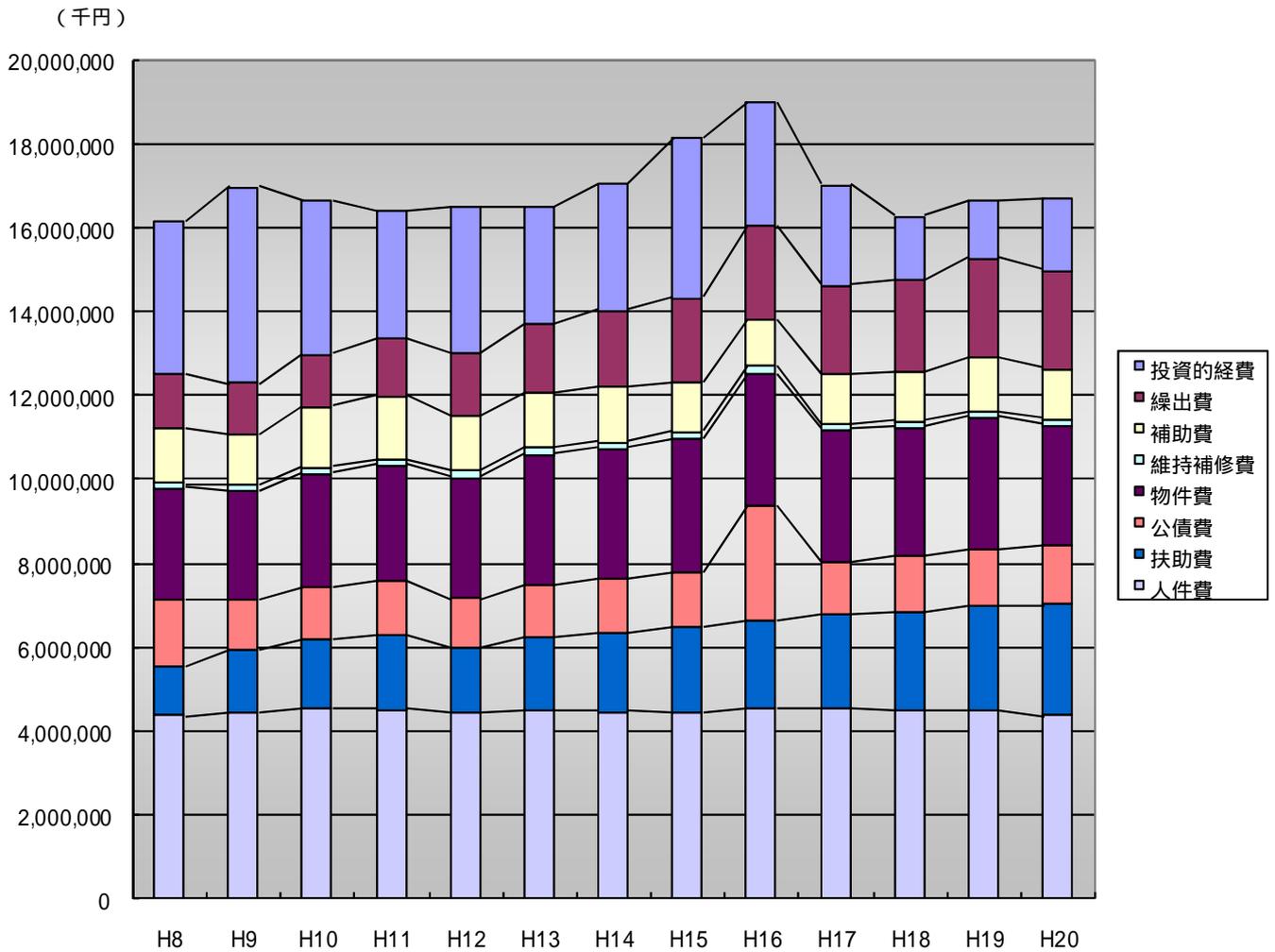
地方債残高



平成17年度末の地方債残高は約136億円となっており、定期的な償還に努めているものの、その分起債も多く、減少する傾向にはありません。

平成14年度から市債額が増加したのは、臨時財政対策債等の三位一体改革による国の交付税制度の変更によるものです。現在の市債残高のうち、国の制度による市債残高は約68億円であり、136億円の2分の1を占めています。特定事業に要した市債残高が68億円となっています。

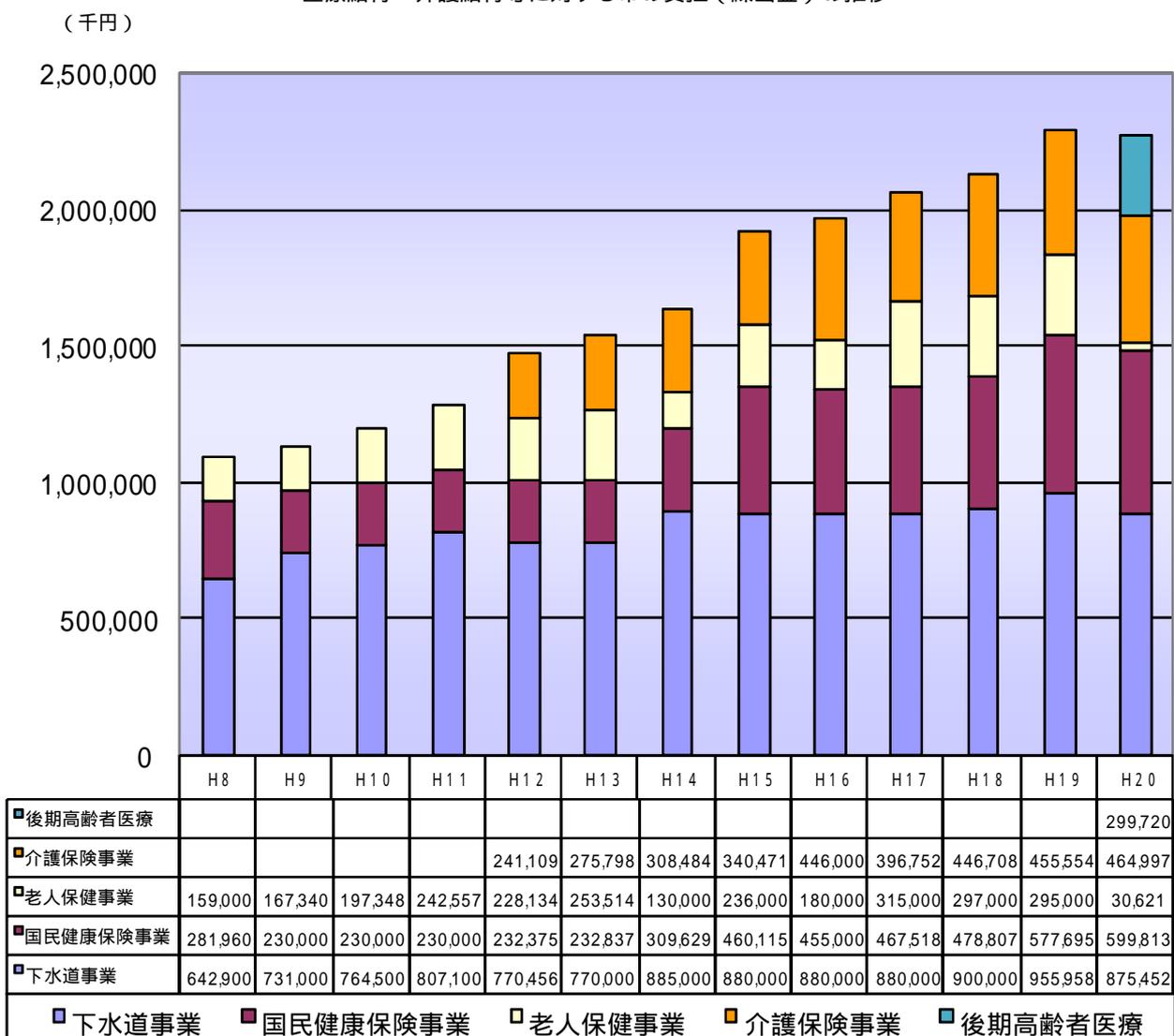
性質別歳出の推移



右肩下がりの歳入と逆に、歳出は年々増加しています。特に近年加速する高齢化社会の影響を受け、特別会計への繰出金、扶助費の伸びが高くなっており、財政を圧迫してきています。平成8年度と平成17年度を比較した場合、総額では約8%の伸びを示しているのに対し、繰出金は約60%の伸びです。扶助費の伸びも著しく、約2倍にもなっています。

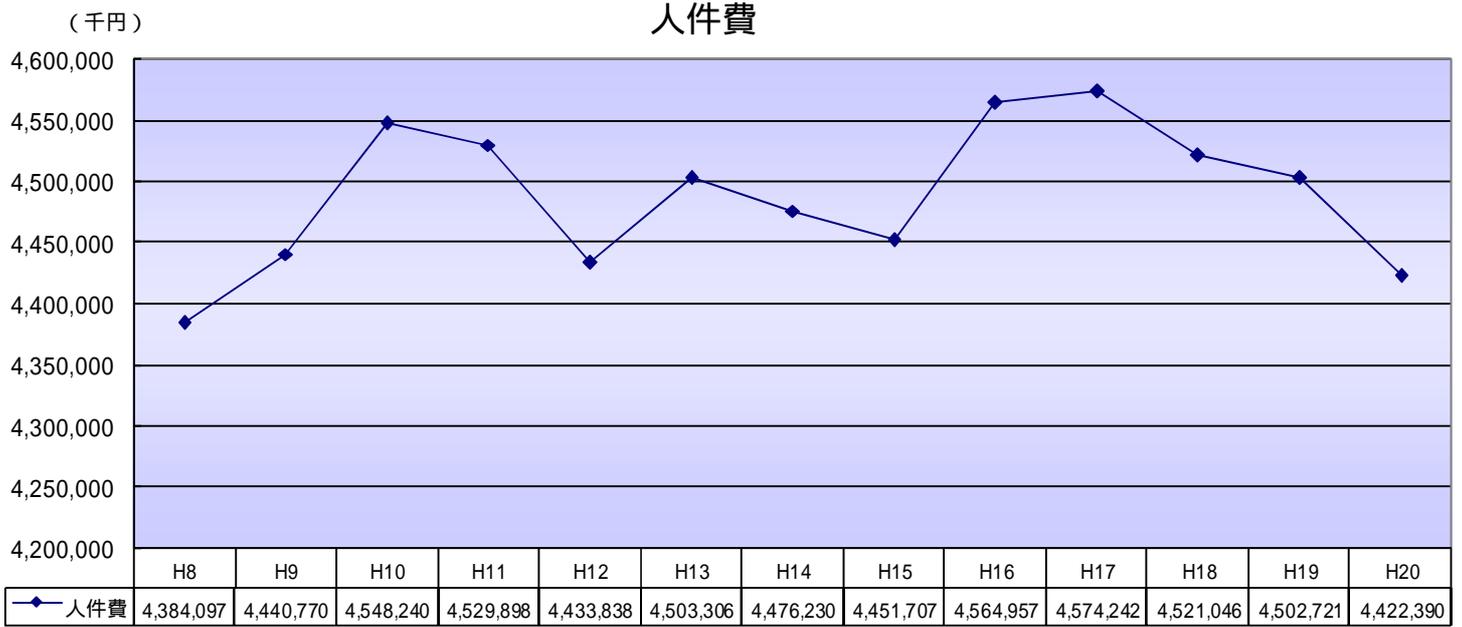
また、歳出のうち、一般的に義務的経費と言われる人件費・扶助費・公債費も平成8年度と平成17年度を比較した場合約13%増と高い伸び率を示しています。これらが増加することは必然的に政策的経費に充てる財源が少なくなることを示しています。

医療給付・介護給付等に対する市の負担（繰出金）の推移



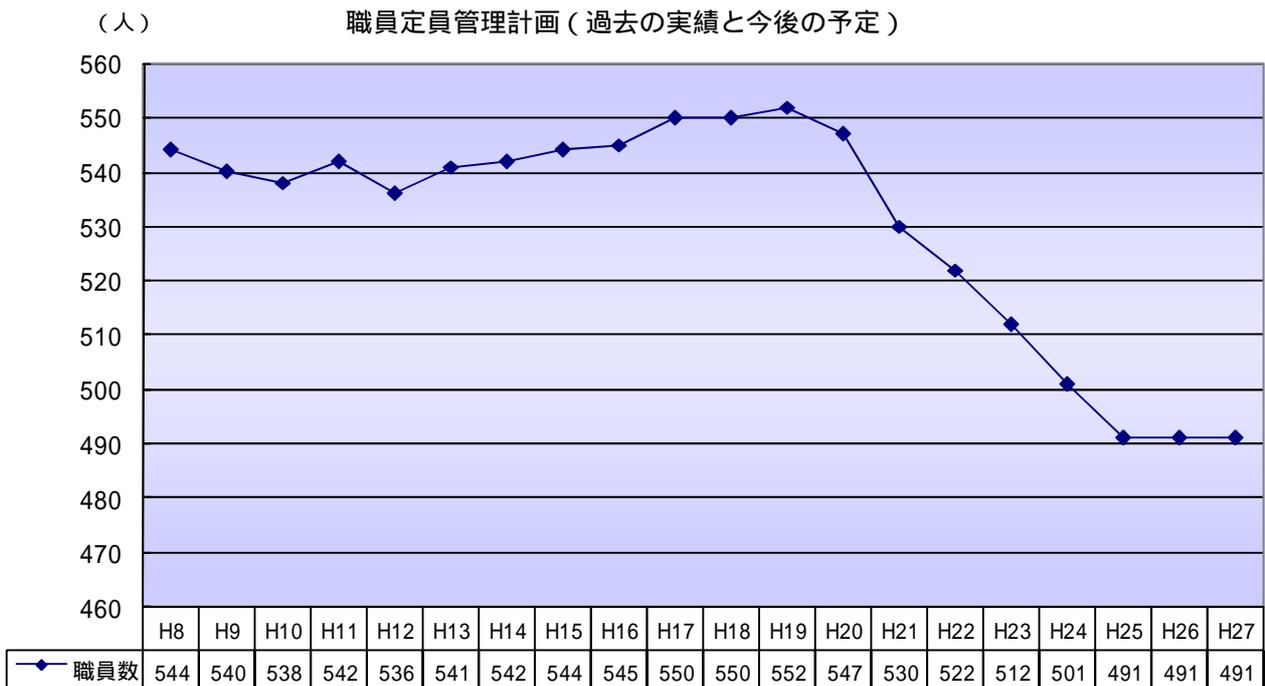
繰出金の増加傾向には、急速な高齢者の増加や、不況や社会構造の変化による国民健康保険被保険者の増加等にもなう給付額の増加、老人保健制度の改正による市の負担割合の増加等の要因があります。一般会計から特別会計への繰出金のうち、市民の医療や介護に関わる、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金(市の一般会計からの負担)が急激に増えています。

また、繰出金に占める割合が全体の4割を超えるのが下水道事業であり、今後の経営健全化が求められます。



人件費については、給与改定、各種手当での見直し等により、一定の効果は見られるものの、団塊の世代の高齢化による人件費上昇がみられます。今後の大量退職に備えた対応が求められます。平成17年度では、平成8年と比較して、約2億円の増加となっています。

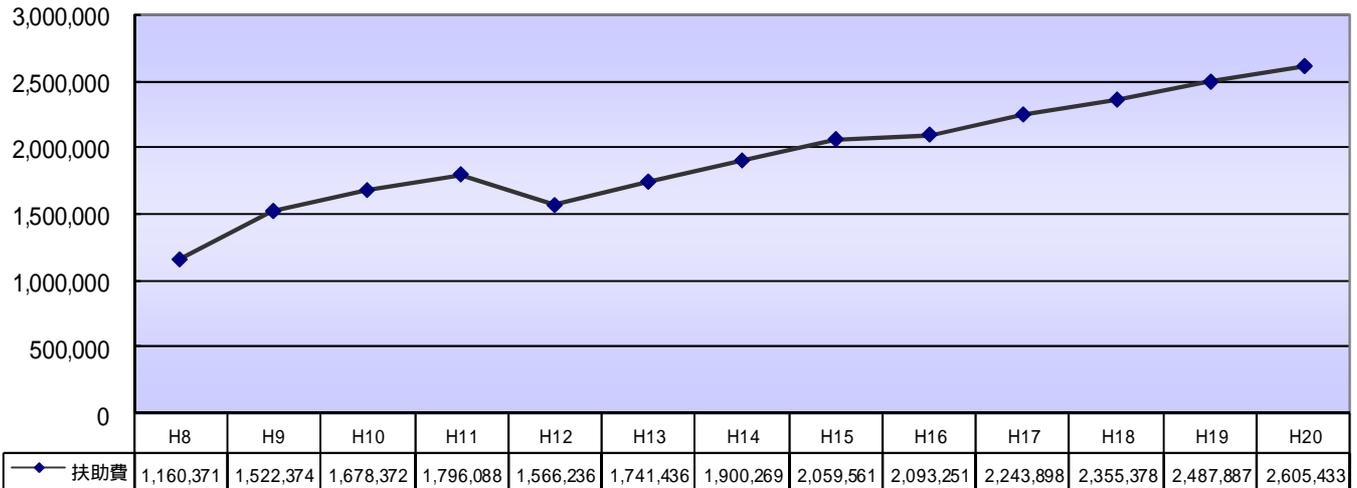
なお、第4次総合計画による職員の定員管理の計画は以下のとおりとなっており、年齢構成の偏りを解消しながら最小限の採用を行い、職員数を削減していきます。



(各年度4月1日現在)

(千円)

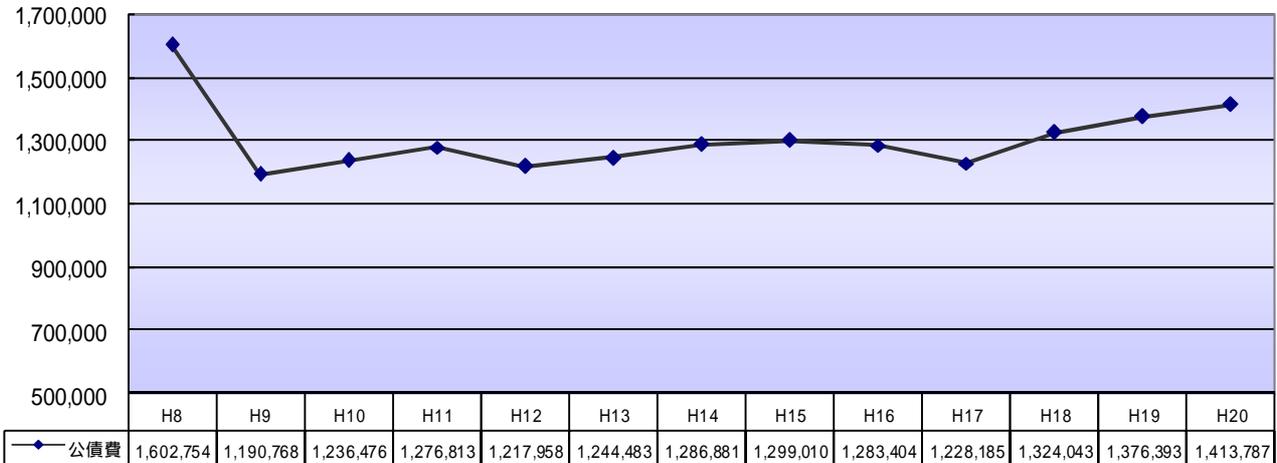
扶助費



扶助費の伸びは顕著であり、平成8年度と比較して、約2倍となっています。平成12年度に介護保険制度が導入され、扶助費の一部が特別会計に移行したため一旦減少したものの、平成13年度には再び増加に転じました。今後の高齢化の進展によって、より増加が著しくなる歳出といえます。

(千円)

公債費



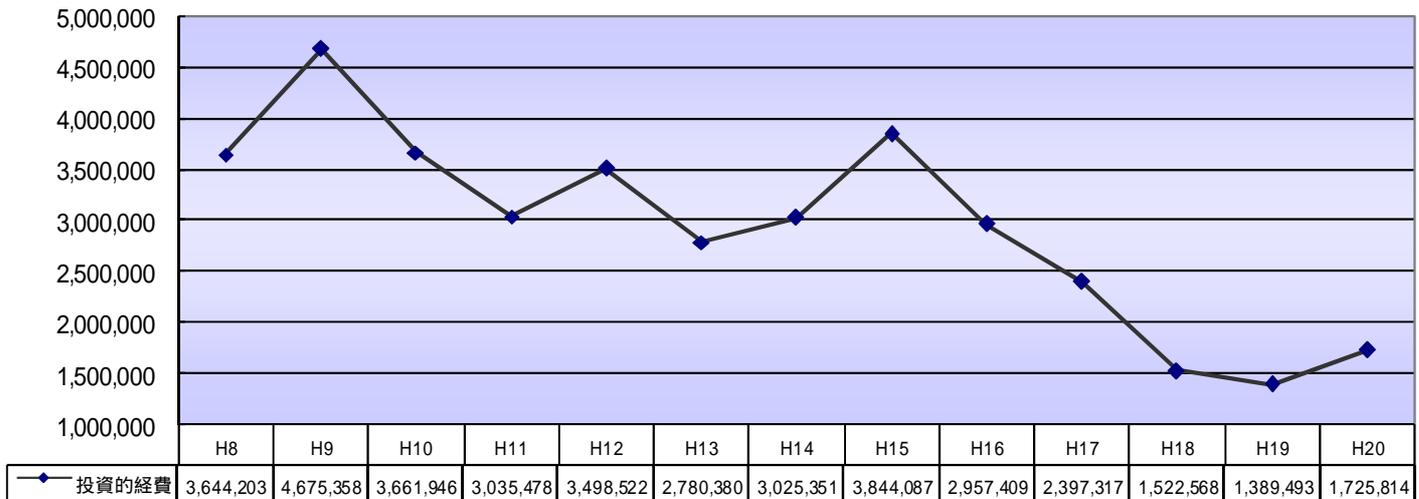
本市の地方債残高は、年々増加しています。この要因は、国の景気対策としての、交付税算入や充当率引き上げなどによる地方単独事業の奨励等により、各種の単独事業を実施してきたことによるものです。

本市だけでなく類似団体においても地方債残高が増大し、その償還金である公債費の必然的な増加が全国的な財政状況につながっている状況は、容易にうかがえるところですが、公債費率の増大は財政硬直化に大きく影響を及ぼします。

地方債発行の抑制効果は収支改善に直ちに現れるものではありません。しかし発行抑制した分は、長期にわたり公債費を縮減し、中長期的に考えれば、その積み重ねにより歳出規模を圧縮できるものとなります。

投資的経費

(千円)



市税が減少し、義務的経費が増加していく中で、その影響を受けて投資的経費に充てられる割合は大幅に減ってきました。投資的経費を抑えることでその他の歳出のための費用を捻出しているのが本市の財政運営の現状です。

2-2●必要とされる投資的経費の設定

(財政健全化に向けた財政推計)

中長期の財政見通しと今後の経済状況を勘案し、第5次行政改革では財政的に極めて深刻な状況にあると認識をします。数年のうちに行政改革の取組みにより財政健全化がなされなければ、将来の市民のためのまちづくりを進めることができない状況になります。

第5次行政改革の目標効果額の根拠ともいえる投資的経費は、健全な行政活動が行われる範囲を確保することを考慮して年間18億円と設定すると、平成20年度から不足額が生じます。この不足額を3年ごとに別に定めるアクションプランによって補完していくものとします。

推計の条件設定等について

平成19年度から平成21年度までは、第4次総合計画第2次実施計画の3ヵ年財政推計を基に国の制度改正による歳入の減少等を勘案して推計

平成22年度から平成27年度までは、第4次総合計画基本計画第6節第2項3財政運営に掲載の将来推計の各項目の増減率を参考に、第5次行政改革の設定する投資的経費を反映するなどして推計した。

各項目の条件設定は以下のとおり

[歳入]

市税(景気の動向や今後の税制改正等推測可能な要素を見込み推計)

地方譲与税(平成22年度以降同額で推計)

交付金(平成22年度以降は伸率2.1%で推計)

地方特例交付金(平成19年度以降同額で推計)

地方交付税(平成19年度以降同額で推計)

地方債(平成20年度以降同額で推計)

その他(繰入金の減少等平成22年度から1億円の減額で推計)

[歳出]

人件費(平成22年度以降は第4次総合計画基本計画の将来推計の伸率に基づいて推計)

扶助費(高齢者人口の増加を勘案し、平成22年度以降3%の伸率で推計)

公債費(平成22年度以降同額で推計)

物件費(平成22年度以降伸率-0.5%で推計)

維持補修費(平成22年度伸率2%で推計)

補助費等(平成22年度以降伸率1%で推計)

その他(平成22年度以降同額で推計)

投資的経費(平成22年度以降18億円(一般財源9億円)と設定し、以降同額で推計)

第5次行政改革大綱による財政推計

歳入（百万円）

歳入科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市 税	9,421	9,421	10,122	10,135	9,972
地方譲与税	446	695	210	210	210
交付金	1,003	998	1,017	1,038	1,060
地方特例交付金	373	299	150	150	150
地方交付税	449	231	150	150	150
地方債	1,316	990	1,100	1,000	1,000
その他	5,677	5,030	4,590	4,477	4,477
歳入合計 ①	18,685	17,664	17,339	17,160	17,019

歳出（百万円）

歳出科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	4,574	4,562	4,560	4,469	4,397
扶助費	2,244	2,515	2,578	2,642	2,708
公債費	1,228	1,323	1,378	1,422	1,428
物件費	3,146	3,089	3,073	3,058	3,042
維持補修費	142	216	218	221	223
補助費等	1,203	1,062	1,073	1,084	1,095
その他	2,799	2,686	2,622	2,612	2,627
投資的経費	2,398	1,673	1,837	1,800	1,800
うち一般財源	963	1,338	948	900	900
歳出合計 ②	17,734	17,126	17,339	17,308	17,320

歳入歳出差引③（①－②）	951	538	0	-148	-301
財源不足額（行政改革目標額）					

歳入（百万円）

歳入科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市 税	9,974	10,005	9,849	9,881	9,912	9,763
地方譲与税	210	210	210	210	210	210
交付金	1,060	1,081	1,102	1,124	1,146	1,168
地方特例交付金	150	150	150	150	150	150
地方交付税	150	150	150	150	150	150
地方債	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
その他	4,377	4,277	4,177	4,077	4,077	4,077
歳入合計 ①	16,793	16,873	16,638	16,592	16,645	16,518

歳出（百万円）

歳出科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	4,311	4,250	4,179	4,098	4,039	4,020
扶助費	2,789	2,872	2,958	3,047	3,139	3,233
公債費	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
物件費	3,026	3,010	2,995	2,980	2,965	2,951
維持補修費	207	212	216	220	225	229
補助費等	1,105	1,116	1,127	1,138	1,149	1,161
その他	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
投資的経費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
うち一般財源	900	900	900	900	900	900
歳出合計 ②	17,238	17,260	17,275	17,283	17,317	17,394

歳入歳出差引③（①－②）	-445	-387	-637	-691	-672	-876
財源不足額（行政改革目標額）						

3 ◇ 組織制度の抜本改革

3-1 ● 経営戦略会議及び推進室による政策マネジメント機能の充実

第3次行政改革による大規模な機構の見直しに基づき実施された平成16年度の機構改革により、経営戦略会議及び経営戦略推進室が設置されました。

迅速な意思決定と多面的な視点を合議により集約する機能は、その後総合計画の策定、行政評価制度の総合評価、個別計画の策定、職員プロジェクトチームの提言の場等と広がりを見せています。

今後は戦略推進室の機能強化を図り、効果的な連携によって、全庁に集権と分権の戦略的なバランスを効かせることで、各現場においても横断的な感覚の元となる全体感を醸成し、もって選択と集中の判断が可能となるように充実を図っていきます。

3-2 ● 職員人件費の削減(集中改革プラン実施事項)

(手当ての総点検を始めとする給与の適正化)

国の方針や、集中改革プランに基づき諸手当の見直しを含めて総点検を実施しているところですが、行財政改革に係る削減効果を導く重要な領域として、踏み込んだ取組みを行います。

更に、給与等の状況の情報発信の充実を図り、行政改革に率先して取り組む姿勢を示し、市民への理解を促進します。

3-3 ● 定員管理の適正化(集中改革プラン実施事項)

国の方針や、定員管理適正化計画、更に集中改革プランに基づき長期の計画を定めて実施しているところですが、更に行財政改革に係る削減効果を導く重要な領域であることから、定員計画以内の配置を堅持し、かつ踏み込んだ取組みを行います。

更に、人材の質が行政サービスの維持に直結する資源であることから、人材育成基本計画に基づく実施計画の効果的な実施を進めていきます。

また、定員管理や人材開発に関する状況の情報発信の充実を図り、市民への理解を促進します。

3-4 ● 組織形態の見直し等

(副市長制への移行／指定管理者制度に対応／その他見直しを含めた機構改革)

地方自治法の改正により、可能となった特別職の見直しを行うとともに、機構の見直し

を図ります。

民間活力を活用し、且つ行政サービスの向上を図るために実施をする指定管理者制度や業務委託等、最適な民間委託の導入についても、コストの削減につながる踏み込んだ職員の配置となる機構の見直しを行います。

また、現場視点のサービス向上のために、柔軟に市民の利便性を考慮した組織や窓口の体制を整えます。

3-5●予算の編成及び配分システムの見直し

経営戦略会議及び経営戦略推進室による政策、施策の選択と集中が高まるなかで、より適切な集権と分権のバランスをシステム化していきます。部等における自己責任化を促し、現場においては迅速化を図る予算の枠配分制度等、多様な仕組みを研究し、組織規模に見合った仕組みをつくり導入します。

3-6●内部管理業務の効率化・合理化

内部管理業務についても、総点検を行い、コストの削減効果がどうすれば導けるのかをあらゆる角度から検証します。システムの最適化に至るために、行政内部での手続き等の業務処理のあり方、判断に公的関与が必要か、簡素化する余地はないか等の業務改善的な見直しから進めていきます。

4 ◇ 減量と効率化の推進

4-1●人件費の削減(再掲)

全体のコスト削減効果に対して大きなインパクトを担う人件費は抑制することから、更に計画的に削減に踏み込んだ取組みを行います。

4-2●事務・事業の再編・整理、廃止・統合(集中改革プラン実施事項)

課長補佐の管理によって作成され、全ての職員が係内の事務事業に割り振られる事務分担表をもとに、全ての事務事業の再編・整理、統合・廃止を総点検し非効率を排除し、省力化を図ります。

4-3●経費節減等の財政効果(集中改革プラン実施事項)

施策・事務事業のコスト面での総点検を行い、原則全ての施策・事務事業でコストの削減を図るようあらゆる角度から見直しを行います。

4-4●特別会計の経営健全化

現在、8つの特別会計が運営されていますが、原則全ての会計において経営志向による総点検を行い、長期に亘る経営計画の見直しを図ります。

4-5●業務改善運動による全ての現場でのコスト縮減運動の展開

事務事業の実施を担う職員の事業の遂行する環境の見直し、事務事業を構成する一つひとつの作業、動作の見直しを行い、学び合いをすることで、行政改革の裾野の質改善を図るため、平成17年度より実施している業務改善運動を、課の主体性のもと活発に展開し、豊明市の運動として定着化していきます。

4-6●地方税財源の充実確保

歳入の根幹を成す市税を始めとする税財源は、分権改革の進展とともに一層多様化し、また財政的な自主自立化を促していることから、諸制度の活用に努めるとともに、納

税者の納得感を高める情報の発信と、県下でも高い収納率の維持と向上に更に工夫をしていきます。

4-7●受益者負担の見直し

(補助金の整理合理化／使用料・手数料の見直し)

計画的に補助金の見直し効果が現れるよう検討を行います。また、受益者負担の適正化の観点から、全ての手数料、使用料を総点検し、負担額の見直しを図ります。

見直し等の検討の過程においては、市民に納得と理解が得られるよう、積極的に情報を発信していきます。

4-8●ストック(蓄積した社会資本)の有効活用による歳入増加への取組み

(既存施設等の活用／広告等新たな収入源の開発／知的資源の活用)

本市は、社会基盤整備の拡充が図られていることから、これまでの維持管理のあり方に加えて、少子高齢化など市民の要請の変化を見据えて、多様なニーズに有効な活用方法がないか総点検を行います。

また、民間活動等による有償でのハード施設の活用可能性も検討し、ソフト事業での広告等新たな歳入効果と併せて踏み込んだ取組みを行います。

第4次行政改革により市のマスコットキャラクターと定められた「のぶながくん・よしもとくん」の知的財産としての活用等、今後も柔軟な発想で取組みを行います。

5 ◇ 住民自治とガバナンス・民間活力の活用

5-1 ● 協働視座の環境整備

(担い手を住民とした業務の見直し／団塊力の活用)

多くの人材を公への貢献で担い手として結んでいくことが求められることから、事務事業の実施の中に、市民が関わる余地がないかを総点検していきます。公的な関与のみで実施した場合と比較し、コスト削減が図られる場合又は、長期にまちづくりへの効果が高い場合は事務事業のあり方を協働型に改めていきます。

5-2 ● 民間委託等の推進(集中改革プラン実施事項)

(指定管理者制度の導入／公共サービス改革法(市場化テスト法)を始めとする民間活力の活用)

今後自治体間で質の高い事業者の確保が競われることが予想されるなかで、指定管理者制度や業務委託を積極的に活用、導入することで、コスト削減と市民の利便性向上を図ります。

また、民間活力の活用の手法が行政サービス改革法を始めとして多様になっていることから、行政サービスの質的な改善を目指して諸制度の積極的な活用に取り組めます。

5-3 ● 電子化・電子自治体の推進(集中改革プラン実施事項)

本市は、電子自治体の推進に積極的に取り組み、整備を図ってきたことから、情報化推進計画に基づき、更に行政システムの最適化への取り組みを進め、業務の非効率を排除し、市民の利便性の向上を図ります。

5-4 ● 情報の積極的な発信

(公会計の整備／行政評価制度の有機的な推進／戦略的な情報発信)

民間活力が公的な領域で機能し、市民の活躍の場が適正に創出されていくなかで、従前の公共が行政改革によって変化していくことが望ましいが、それには統制機能を促すための情報の共有化が欠かせません。

本市は、会計情報をより分かりやすい情報としてこれまで公表してきましたが、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入を整備するよう国の方針に従い進めていきます。

また、第4次総合計画の策定により、従来の業務改善型の事務事業評価を改め、進行管理型の事務事業評価と、事務事業の適正な構成を測る施策評価に制度移行をしました。これと第5次行政改革の実施事項を連携することで効果的な進行管理を図っていきます。

更に、行政改革による全ての実施事項と、その過程での成果を積極的に市民に広く発信し、市の取組みを認識できる機会を創出していきます。

6 ◇ ブランド力のあるまちづくりを創造

6-1●広域的な中での豊明市の価値を構築していく取組み

(安全・安心のまちづくり／子育てしやすいまちづくり／花文化のまちづくり／歴史的な地域資源と多文化共生のまちづくり)

長期に亘り、まちへの愛着や、誇りを市民が実感できることが行政改革の目指すところでもあります。まちの魅力化は、人口の誘導を促し、様々な好循環を構築することから、第4次総合計画に政策的に規定された分野における独創的な取組みを仕掛け、本市全体のブランド力に寄与するものを育てていきます。

6-2●その他の改革への取組み

(市民満足度向上／顧客志向の業務遂行／職員の主体的な取組みの推進等)

行政改革の主要な担い手は職員であることから、このことを職員一人ひとりが認識し、市民の意向を顕在化し、共有化に努め、各現場で他の自治体に比して負けない市民満足度の向上に創意工夫をもって取組んでいきます。

従前の業務遂行のあり方を常に顧客志向で見直し、日々改善に努めます。

更に、経営戦略会議プロジェクトチーム制度を始めとする、職員の主体的な取組みを相互に支援し、拡充していきます。

7 ◇ 行政改革の進行管理

3-1から6-2にそれぞれ対応する各課の実施計画が3ヵ年ごとにアクションプランとして策定され、年度ごとに達成状況を測定し、進行管理を行っていきます。この全ての財政効果額を目標設定額に到達させることが第5次行政改革の目的となります。

8 ◇ 参考資料

策定時点における財政状況の分析資料

各会計決算総括表 平成17年度

単位(千円,%)

会計名	予算現額	歳入		歳出		差引残額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	
		収入済額	予算比率	支出済額	予算比率				
一般会計	18,251,550	18,642,014	102.1	17,703,513	97.0	938,501	0	938,501	
特別会計	国民健康保険	5,350,142	5,295,935	99.0	5,290,635	98.9	6,200	0	6,200
	下水道事業	1,446,233	1,440,183	99.6	1,389,859	96.1	50,314	15,000	35,314
	土地取得	210,600	20,366	9.7	20,366	9.7	0	0	0
	墓園事業	24,437	33,190	135.8	20,822	85.2	12,368	0	12,368
	老人保健	4,123,806	4,105,238	99.5	4,084,644	99.1	20,594	0	20,594
	農村集落家庭排水施設	105,211	100,666	95.7	98,197	93.3	2,469	0	2,469
	有料駐車場事業	57,200	53,507	93.5	53,161	92.9	346	0	346
	介護保険	2,364,004	2,326,417	98.4	2,285,507	96.7	40,910	0	40,910
	工業用地造成事業	890,525	890,543	100.0	887,496	99.7	3,047	0	3,047
	小計	14,572,158	14,266,945	97.9	14,130,697	97.0	136,248	15,000	121,248
合計	32,823,708	32,908,959	100.3	31,834,210	97.0	1,074,749	15,000	1,059,749	

一般会計決算収支状況の推移

単位(千円,%)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
歳入決算額	20,186,579	9.4	20,355,659	0.8	18,642,014	△ 8.4
歳出決算額	19,312,980	12.5	19,501,159	1.0	17,703,513	△ 9.2
歳入歳出差引残額	873,599	△ 31.9	854,500	△ 2.2	938,501	9.8
翌年度へ繰越すべき財源	5,600	△ 97.6	22,500	301.8	0	皆減
実質収支額	867,999	△ 17.4	832,000	△ 4.1	938,501	12.8
単年度収支額	△ 183,279	△ 166.8	△ 35,999	△ 80.4	106,501	△ 395.8

財政状況の推移

単位(千円%,ポイント)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
基準財政需要額	8,279,119	△ 8.0	8,180,208	△ 1.2	8,234,228	0.7
基準財政収入額	7,708,231	△ 4.2	7,673,250	△ 0.5	7,951,767	3.6
標準税収入額	10,201,963	△ 4.2	10,144,588	△ 0.6	10,444,834	3.0
標準財政規模	10,761,979	△ 7.2	10,651,546	△ 1.0	10,727,295	0.7
財政力指数 (3年度平均)	0.90	0.03	0.92	0.02	0.95	0.03
実質収支比率	8.2	△ 0.8	7.9	△ 0.3	8.9	1.0
公債費比率	8.4	0.1	7.7	△ 0.7	7.9	0.2

市債状況の推移

単位(千円)

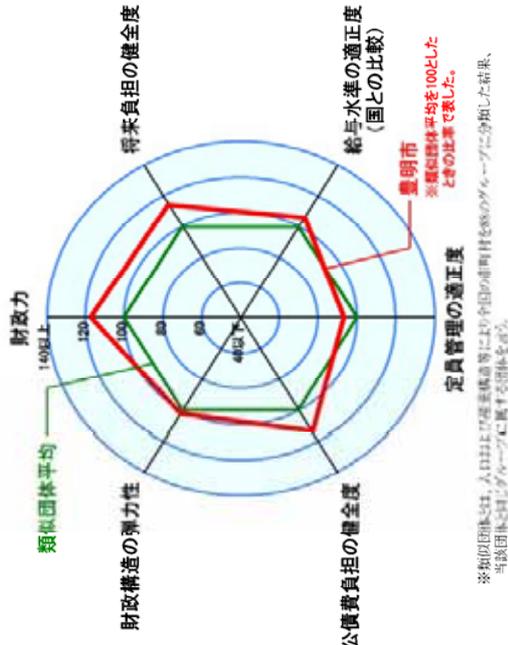
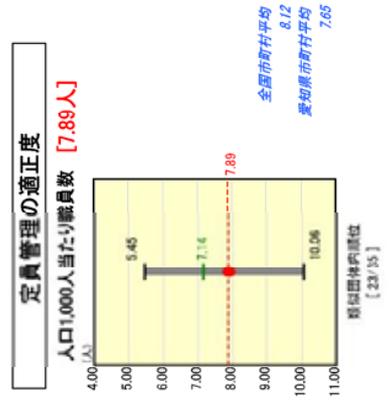
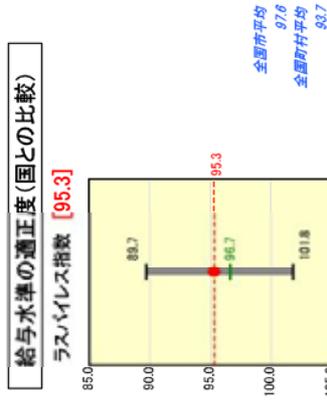
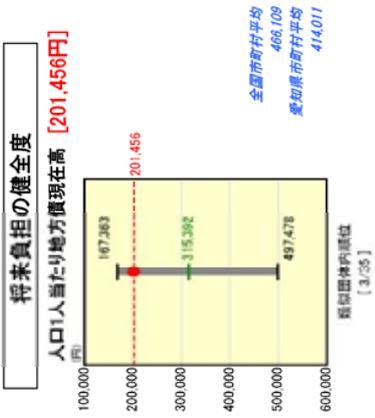
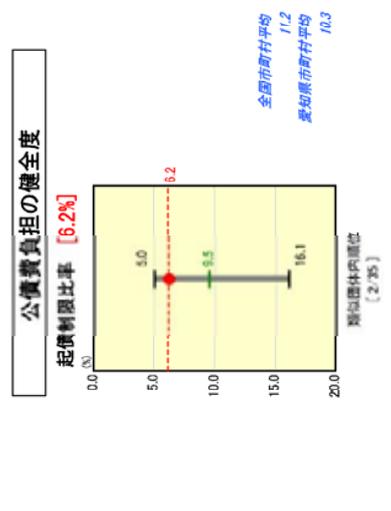
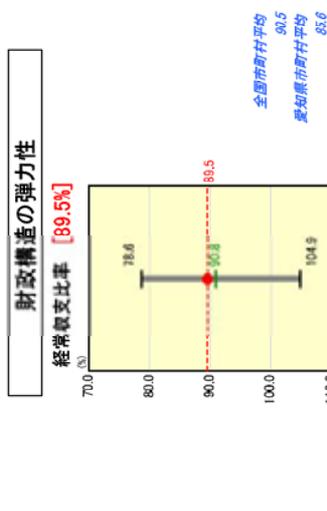
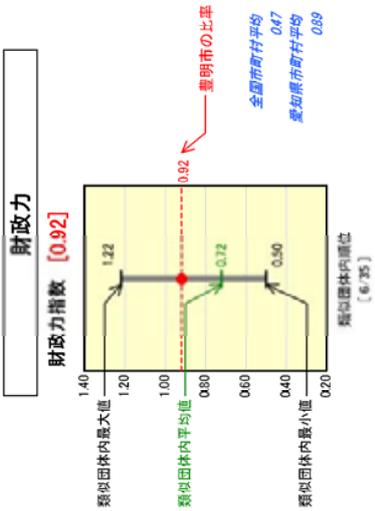
区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	17年度の内訳							
				一般会計	下水道事業 特別会計	土地取得 特別会計	墓園事業 特別会計	農 村 集 落 家 庭 排 水 施 設 特 別 会 計	有料駐車場 特別会計	工業用地造成 事業特別会計	
前年度末現在額	26,882,263	27,109,754	27,243,545	13,253,292	12,400,962	0	25,900	20,206	576,692	966,493	
本年度発行額	2,745,400	3,403,600	1,459,900	1,316,100	130,500	0	0	13,300	0	0	
本年度償還額	元金	2,517,909	3,269,809	2,258,390	958,885	386,851	0	5,000	3,260	32,804	871,590
	利子	739,104	702,694	668,641	263,967	390,131	0	333	252	11,028	2,930
	計	3,257,013	3,972,503	2,927,031	1,222,852	776,982	0	5,333	3,512	43,832	874,520
本年度末現在額	27,109,754	27,243,545	26,445,055	13,610,507	12,144,611	0	20,900	30,246	543,888	94,903	

平成16年度財政比較分析表(類似団体比較データ)

市町村財政比較分析表(平成16年度決算)

愛知県 豊明市

人口	65,916 人(17.3.31現在)
面積	23.18 km ²
産入総額	18,736,963 千円
歳入総額	17,873,570 千円
実質収支	840,893 千円



分析欄

財政力指数：速報した値を見せしており、0.92となっている。指数が1.0を超え、不交付団体となることも予想されるが、歳入の見直しを実施するとともに、税の徴収率の維持・向上を図り、財政の基盤の強化に努める。

経常収支比率：類似団体平均をやや下回り89.5%となっている。扶助費の増加によりやや上昇している。民間委託・指定管理制度の活用により、経常経費の削減に努め、経常収支比率を低下させ、財政の基礎を強化しないよう努める。

起債制限比率：過去からの償還事業の選択により、類似団体平均を下回り6.2%となっており、今後も慎重に留意していく。

人口1人当たり地方債残高：過去からの償還事業の選択により、類似団体平均を大きく下回り201,456円となっているが、臨時財政対策債の発行により償還率向上となっている。

ラス・ハイレース指数：類似団体の平均及び全国市町村平均をそれぞれ下回る水準にある。今後も給与の適正化に努める。

人口千人当たり職員数：人口急増期的大量採用により、類似団体平均を上回っている。団城世代の退職者増に伴う市民サービスの低下を招くことのないよう、さらには団員の年齢層の平均年齢を低下させるため一時職員の増員を計画中であるが、定年退職の山直しを図ることにより平成17年4月には、職員数491人(平成17年4月の職員数550人に対し59人10.7%削減する。)を目標とする定員適正化計画の達成を目指す。

過去の行政改革の取組み

第1次行政改革（昭和60年～平成元年）

- 地方競馬開催業務の一部事務組合化
- 健康都市推進協議会と健康づくり推進協議会の統合
- 母子健康センター運営協議会及び農業改良試験場運営協議会の廃止
- 審議会等の委員の削減（10審議会で実施）
- 給与の適正化（初任給、退職手当の削減）
- 定員管理の適正化（職員数22名削減）
- 0A化の推進（住民基本台帳、税等のオンライン化）
- 情報公開制度の導入（昭和63年度に条例化）

1. 第2次行政改革（平成8年～10年）

（1）行政経費の節減

- 公共工事コスト削減行動計画の策定（1億1,000万円）
 - 庁内LANによる委託費の削減 ⇒ 自庁処理化（5,000万円）
 - 職員数の削減（6名）（5,000万円）
 - 移動図書館車の廃止（900万円）
 - 経常経費の削減（6,000万円）
- 合計 2億7,900万円

（2）市民サービスの向上

- 市役所出張所の設置
- 余裕教室の利用（児童クラブ、集会所、図書館分室）

（3）市民参加の推進と市民活動支援

- ワークショップ方式導入（児童館、住宅マスタープラン、生ごみ堆肥化）
- 市民活動室開設（NPO支援）
- 監査委員に税理士登用

2. 第3次行政改革（平成12年度～14年度）

（1）逼迫した財政状況の改善

- レセプト点検の拡充（2,594万円）
- 口座振替済通知書の廃止（2,100万円）
- 公共工事コスト縮減に関する行動計画の推進（2億5,932万円）
- 敬老祝金支給事業の縮小（4,266万円）
- 消防職員の勤務形態の見直し（4,500万円）
- 樹木選定業務の業者変更（96万円）
- 退職職員等の有効活用（8,400万円）
- 学校の余裕教室の有効利用（民俗資料室の設置）（8,400万円）

合計 5億6,288万円

(2) 人的資源の有効活用による行政遂行能力の向上

- 人材育成基本方針及び実施計画の策定
- 定員管理適正化計画の策定 (H14.4.1現在542名)
- 職員倫理規程の制定

(3) 市民に開かれた市政の実現

- 情報公開条例及び個人情報保護条例の制定
- 市民主導・市民参加型の「環境フェア」の開催

(4) 市民サービスの向上

- 戸籍の電算化
- 図書館の開館時間の延長

(5) 時代に即応した重要施策の積極的推進

- NPOの育成とパートナーシップの推進
(映画「折り梅」製作ボランティアとの協働)
- 低年齢児保育の促進 (沓掛保育園、東部保育園等)
- 学校図書室の充実 (司書資格を持った臨時職員を小学校に配置)
- 防災訓練及び水防訓練の強化 (住民参加型の訓練の実施)

(第3次行政改革大綱では節減目標額を3年間で5億円と設定したが、約5億6千万円の節減を達成)

3. 第4次行政改革 (平成16年度～18年度 現在実施計画期間)

(1) 経営志向の追求

(2) 市役所改革

(3) 積極的な情報公開

(4) 顧客志向の追求

(5) 「とよあけ」ここにあり

(3年間で2億5,333万円の削減目標を設定)



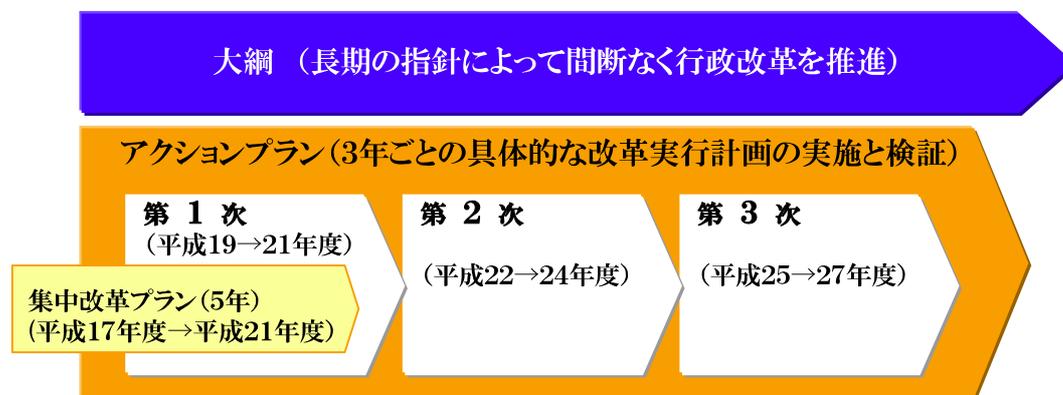
愛知県豊明市企画部企画政策課 0562 (92) 8318

kikaku@mb.city.toyoake.lg.jp
<http://www.city.toyoake.aichi.jp/>

第5次行政改革 第1次アクションプラン

平成19年3月16日
豊明市

第5次行政改革大綱は、本市において、昭和60年度より始まった4次の行政改革大綱と平成17年度末に全国の地方自治体で策定された集中改革プランまでの行政改革の流れに連続するもので、最も踏み込んだ改革への取組みを長期に亘り宣言したものです。この第5次行政改革大綱では、財政状況の現状分析と長期の財政推計を行い、危機的な状況を明らかにしています。これは、本市の財政状況が極めて深刻な局面にあることを意味しているとともに、魅力あるまちづくりを行っていくための転換点を創ろうというものです。この、第5次行政改革大綱に基づき、3ヶ年ごとに定める具体的な実行計画が、ここに規定しました第1次アクションプランとなります。アクションプランには、対象期間を平成17年度から平成21年度とする集中改革プランを包含し、同時に進行管理を図っていくように整理しました。このアクションプランは、市の附属機関である行政改革推進委員会の協力のもと毎年成果を検証し、市民の皆様に広く公表していきます。



- 対象期間 平成19年度～平成21年度
- 対象事業数 102事業
（行政改革大綱分野別事業数）
 - ◇ 組織制度の抜本改革 9事業（効果目標見込み額 275,155千円）
 - ◇ 減量と効率化の推進 65事業（効果目標見込み額 758,725千円）
 - ◇ 住民自治とガバナンス・民間活力の活用 21事業（効果目標見込み額 13,158千円）
 - ◇ ブランド力のあるまちづくりを創造 7事業（効果目標見込み額 57,957千円）
- 行政改革効果目標見込み額
第1次アクションプラン 1,104,995千円（平成19年度から平成21年度3ヶ年）

3-5 予算の編成及び配分システムの見直し

3-6 内部管理業務の効率化・合理化

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
9 財務会計システム事務の効率化	財務会計システムはすでにシステム化されて長い年月が経過しているものの伝票については紙ベースとなっているため伝票の記入漏れや決裁漏れも少なくないのが現状である。このような人為的なミスを軽減し、さらに効率的な財務会計システムを構築する必要がある。	財務会計システムの電子決裁化により、伝票を持ち運ぶ時間の削減、伝票の所在の明確化、ペーパーレス化による紙資源消費の削減を図る。		一部 実施	実施	→	収入役補助 組織	出納室	出納係	新規
目標見込み額計										

行政改革大綱4「減量と効率化の推進」
4-1 人件費の削減(再掲(3-2))

4-2 事務・事業の再編・整理・廃止・統合

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
10 防災訓練と水防訓練の同時開催	別々の時期に実施している訓練を同時開催することにより、地域の負担軽減と経費の節減を図る。	年間約1,000千円×3年=3,000千円	3,000	実施	→	→	総務部	防災安全課	防災安全係	集中改革プランの再掲
11 環境フェアの単独開催中止	NPO法人との共催による環境フェアの単独開催から、豊明まつりでの実施による開催方法への変更により、企画運営委託を廃止する。平成12年度より行政主導を脱却し、市民の視点に立った意識の向上に寄与することができた。当初の目的は達成され事業を縮小	年間約1,950千円×3年=5,850千円	5,850	実施	→	→	市民部	環境課	環境保全係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
12 太陽光発電システム補助金の廃止	太陽光発電システム導入の普及促進をめざして、平成13年度より実施してきた補助金制度(補助内容:1KW当り10万円・上限40万円)を平成17年度にて終了した。この5年間に120基、38,330千円の補助を行った。	技術革新により、導入単価(100万円→60万円/KW当り)が安価になり、補助の必要性がなくなり、市の補助金を廃止した。 年間約8,000千円×3年=24,000千円	24,000	実施	→	→	市民部	環境課	環境保全係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
13 生ごみ堆肥化促進事業補助金の廃止	生ごみを堆肥化するコンポスト、電動生ごみ処理機及びその他堆肥化容器の購入者に対し一定割合の補助金を交付していたが、当初の普及促進の目的を達成したため事業を廃止した。	年間約2,150千円×3年=6,450千円(集Pから算出) 平成17年度補助実績額2,062,900円(環境課提示)	6,450	実施	→	→	市民部	環境課	有機循環推進係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
14 家族介護ヘルパー受講費補助の廃止	介護保険法施行から経過し、在宅介護における介護給付のサービス利用も浸透したことにより、事業の所期目的が達成されたことから訪問介護養成講座の受講費補助を廃止する。	年間約300千円×3年=900千円	900	実施	→	→	健康福祉部	高齢者福祉課	介護保険係	集中改革プランの再掲 (平成18年度廃止に伴う)
15 在宅介護推進事業(お試し在宅サービス)の廃止	介護認定を受けながら介護サービスを受けたことがない方に対して、お試し在宅サービスを実施してきたが、民間事業所でも同様のサービスが受けられるので平成18年度にこれを廃止する。	年間約630千円×3年=1,890千円	1,890	実施	→	→	健康福祉部	高齢者福祉課	介護保険係	集中改革プランの再掲 (平成18年度廃止に伴う)
16 A型機能訓練事業の廃止	介護保険法の改正により、健康課で実施している事業と同趣旨の筋力トレーニング事業が実施されることとなったため廃止する。	年間約760千円×3年=2,280千円	2,280	実施	→	→	健康福祉部	健康課	健康推進係	集中改革プランの再掲 (平成18年度廃止に伴う)
目標見込み額計			44,370							

4-3 経費節減等の財政効果

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
17 研修費の経費削減	平成18年度より全国市町村海外派遣研修を隔年実施としたが、これを継続する。また前年度に受講希望調査を行い、希望者がいない場合は実施年度であっても派遣を見送ることとする。	制度改正前 予算1,000千円×3年=3,000千円 A 制度改正後 平成19年度(希望無し)0千円 平成20年度(実施非該当年度)0千円 平成21年度(実施年度)予算1,000千円 B A-B=2,000千円	2,000	実施	→	→	企画部	人事秘書課	人事係	新規
18 加除式図書の一部の加除を中止	インターネットの普及等により使用頻度が低下した加除式図書(職員用)について、その一部を中止する。	年間約800千円×3年=2,400千円	2,400	実施	→	→	総務部	総務課	行政係	集中改革プランの再掲
19 職員駐車場の有料化	市所有の有効活用を図るため、職員駐車場を有料化する。	年間約1,000千円×3年=3,000千円	3,000	実施	→	→	総務部	総務課	管財係	集中改革プランの再掲
20 中型バス新規購入中止	市所有の中型バスの新規購入を平成18年度において中止する。						総務部	総務課	管財係	集中改革プランの再掲
21 樹木剪定等委託料の削減②(庁舎)	庁舎花壇の一部に管理作業時間のあまりかからない地被類植物を植栽し、契約内容の見直しを図る。 (現状)庁舎・分庁舎樹木管理委託1,155千円 庁舎花壇管理委託602千円 合計1,757千円	(改革後)庁舎高木管理委託653千円 庁舎・分庁舎低木・花壇管理委託530千円 1,757千円-1,183千円=574千円 年間約574千円×3年=1,722千円 (目標見込み)	1,722	実施	→	→	総務部	総務課	管財係	新規
22 軽自動車導入を重視した公用車の更新	普通車の公用車は、燃料費が多かり、不経済でありそれを是正する。主に市内を行動範囲とする車両の更新は、購入価格が廉価で、距離当たりの燃費のよい軽自動車とするよう努める。			実施	→	→	総務部	総務課	管財係	新規
23 公用車へのETC採用	名古屋高速券の廃止に伴い、割引廃止と合わせ事務の煩雑さを招いている。マイクロバスに採用するとともに公用車の一部にETCの配備を検討することで割引制度を活用し通行料の軽減を図る。			実施	→	→	総務部	総務課	管財係	新規
24 清掃委託料の削減	市役所、福祉体育館、文化会館等公共施設の清掃委託料の見直しを図る。(10%削減)	年間約8,190千円×3年=24,570千円	24,570	実施	→	→	総務部	財政課	財政係	集中改革プランの再掲
25 樹木剪定等委託料の削減①(全体)	小中学校や保育園、児童館等の樹木の剪定、草刈について委託料の見直しを図る。(10%削減)	年間約2,470千円×3年=7,410千円	7,410	実施	→	→	総務部	財政課	財政係	集中改革プランの再掲

26	経常経費の見直し	経常経費のうち消耗品について削減する。(5%削減)	年間約10,000千円×3年=30,000千円	30,000	実施	→	→	総務部	財政課	財政係	集中改革プランの再掲
27	市民税等の前納報奨金の交付率の縮小	市民税及び固定資産税の全期分を第1期に納める際に、第2期以降の金額に乗ずる交付率を0.5%から0.3%に縮小する。限度額を5万円から3万円に引き下げる。	年間約25,000千円×3年=75,000千円	75,000	実施	→	→	総務部	収納課	収納係	集中改革プランの再掲
28	市長への手紙の(ハガキ)広報紙折込の廃止	例年5月号広報紙に料金受取人払いのハガキを折り込んでいるが、これを廃止し、ハガキを設置する公共施設を増やす。	年間約30千円×3年=900千円	900	実施	→	→	市民部	市民協働課	広聴市民相談係	集中改革プランの再掲
29	豊明まつりを見直し	春、夏、秋と開催する豊明まつりについて、意義・内容・運営方法などについて全体的な見直しを図る。	年間約1,440千円×3年=4,320千円	4,320	実施	→	→	市民部	市民協働課	市民活動推進係	集中改革プランの再掲
30	豊根村温泉券助成率の改定	友好都市豊根村の「湯〜ランドバルとよね」の入湯権の助成をして販売している。これを大人1枚100円、小人1枚50円から、大人1枚200円、小人1枚100円で販売する。	年間約150千円×3年=450千円	450	実施	→	→	市民部	市民協働課	都市・国際交流係	集中改革プランの再掲
31	統計書の印刷廃止	電子情報での情報発信に改め、経費の削減を図る。統計書の一部が必要情報である場合が多く、インターネットの普及により印刷の必要性は低下している。ホームページの充実を一層図り、パソコン環境にない方への工夫も考慮しつつ実施する。	統計書1,570円×300冊×1.05=491千円 ポケット版95円×950枚×1.05=94千円 年間約585千円×2年=1,170千円	1,170	検討準備	→	→	市民部	市民協働課	統計係	新規
32	無受診世帯表彰の見直し	国民健康保険加入者で、1年間又は3年間以上受診していない方を対象に記念品を配布しているが、これを見直す。	年間約600千円×3年=1,800千円	1,800	実施	→	→	市民部	保険年金課	保険係	集中改革プランの再掲
33	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の推奨	増加する医療費抑制のため、安価で新薬と同じ成分・効果を持つジェネリック医薬品の処方について医師、薬剤師、被保険者に対し呼びかけ、推奨していく。	年間約8,400千円×3年=25,200千円	25,200	実施	→	→	市民部	保険年金課	保険係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
34	国保税課税本算定方式の導入	国保税課税額は市民税の確定により決定するが、現在は課税額決定前に仮算定により通知し納付する方式のため制度が複雑で理解が得られにくい。本算定方式で納付書送付は年6回から2回となり事務の簡素化が図られ納付書送付時は納税者に対して分かりやすい。	納付書送付回数が増えることにより、年間500万円の経費が削減される。なお、初年度はシステム変更料約500万円必要となり21年度までには1,000万円の経費が削減される。 (目標見込み)	10,000	実施	→	→	市民部	保険年金課	保険係	新規

35	国保保健指導事業	訪問対象者をリスク選抜し適正受診へ誘導したり、健康手帳を活用してかかりつけ医への受診を促す等医療費の適正化を図る。なお、訪問指導事業は委託事業となるが全額国庫補助金で実施する。	訪問対象者を170人と設定すると削減される医療費は半年間で180千円となる。 半年間約180千円×6=1,080千円 (目標見込み)	1,080	検討 実施	→	→	市民部	保険年金課	保険係	新規
36	健康老人表彰の見直し	表彰基準を5段階に分け賞状と記念品を配布しているが、対象者の4割が辞退している状況にあるため、これを見直す。	年間約600千円×3年=1,800千円	1,800	実施	→	→	市民部	保険年金課	年金医療係	集中改革プランの再掲
37	老人保健個人別医療費通知の回数削減	個人別医療費通知を年4回から3回へ削減する。	年間約380千円×3年=1,140千円	1,140	実施	→	→	市民部	保険年金課	年金医療係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
38	福祉給付金支給方法の見直し	老人保健受給者の精神障害者医療助成において、償還払いから包括申請による自動給付払いに改める。	年間約250千円×3年=750千円	750	実施	→	→	市民部	保険年金課	年金医療係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
39	資源ごみ回収交付金の交付率の縮小	区町内会による行政回収及び子ども会による集団回収における回収奨励金の交付単価を平成17年度、平成18年度に1円ずつ引き下げた。平成18年度より年間基本額を4万円から2万円に引き下げる。	平成17年度実績 5,800千円 平成18年度実績 5,800+7,800千円 平成19年度より13,600千円×3年=40,800千円	40,800	実施	→	→	市民部	環境課	リサイクル係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
40	廃食用油の燃料化事業	廃棄処分の給食センター食用油をバイオディーゼル燃料として生成しバツカ=車の燃料として活用する。家庭用廃油の回収及び燃料化を検討していく場合に油の区分等課題がある。経費削減等の財政効果と循環型社会形成、地球温暖化防止効果を目指す。	燃料代(軽油)120円×10,800ℓ=1,296千円 バイオディーゼル燃料経費(消耗品費、処理手数料)778千円 (1,296千円-779千円)×2.5年=1,292千円 (目標見込み)	1,292	実施	→	→	市民部	環境課	リサイクル係	新規
41	収集運搬における経費の削減	ごみの収集運搬に係る経費の見直しを図り、委託料の削減を図る。	委託料の算定に際し、業務改善を促す。平成18年度132,825千円、平成19年度126,000千円、平成20年度120,000千円、平成21年度114,000千円 各年度の対平成18年度削減額6,825千円+12,825千円+18,825千円=38,475千円 (目標見込み)	38,475	実施	→	→	市民部	環境課	リサイクル係	新規
42	総合福祉会館の管理業務の合理化	会館業務委託の一部をシルバー人材センターから社会福祉協議会(職員の勤務時間帯である月～土9:00～17:00貸館業務を含み無償)に依頼する。	年間約1,500千円×3年=4,500千円	4,500	実施	→	→	健康福祉部	社会福祉課	社会係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
43	社会福祉協議会相談業務等事務の見直し	社会福祉協議会における相談業務等事務の見直しを図り、経費を削減する。	結婚相談業務の補助率を90%から50%に減額 平成18年度事業費1,047千円×90%=942千円 平成19年度事業費1,005千円×50%=503千円 942千円-503千円=年間439千円×3年=1,317千円 (目標見込み)	1,317	検討 一部 実施	→	→	健康福祉部	社会福祉課	社会係	新規

44	敬老祝金支給対象者の見直し	敬老祝金の支給対象者(88歳以上高齢者全員支給)の見直しを行う。節目の歳米寿(数え88歳)及び数え95歳以上に対して支給する。	年間約5,300千円×3年=15,900千円	15,900	実施	→	→	健康福祉部	高齢者福祉課	高齢者係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
45	高齢者安否確認訪問事業の見直し	ひとり暮らしの高齢者等に乳酸菌飲料を宅配するサービスを見直す。(現行65歳以上)			実施	→	→	健康福祉部	高齢者福祉課	高齢者係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
46	みんなの生活展の見直し	みんなの生活展での啓発資材の配布を廃止し、展示等啓発方法についても見直しを図る。	218千円×2年=436千円	436	検討	実施	→	経済建設部	産業振興課	商工振興係	新規
47	地域花いっぱい運動補助金の見直し	地域花いっぱい運動団体に対する補助金を、地域の事業内容により見直し、1団体30万円から10万円に減額する。補助対象地区数は増加させる。	年間約600千円×3年=1,800千円	1,800	実施	→	→	経済建設部	都市計画課	公園緑地係	集中改革プランの再掲 (平成18年度実施に伴う)
48	緑化啓発資材無料配布の見直し	緑化木・種子の無料配布を見直し、啓発方法の見直しを図る。花苗の無料配布の年2回を1回に改め、豊明まつりでの無料配布を1日に改める。	花の種1,000袋×100円×3年=300千円 花・苗2,000苗×70円×3年=420千円 (目標見込み)	720	実施	→	→	経済建設部	都市計画課	公園緑地係	新規
49	消防庁舎清掃委託の事業内容の縮小	清掃委託内容(日常清掃/12ヶ月・定期清掃/隔月)の見直しによる経費削減を図る。定期清掃の年間回数を見直し(18年度より実施)床面清掃年3回→年2回、床面ワックス年12回→年6回、カーペット年3回→年2回、ガラス(外面)年2回→年1回	見積参考6,149千円(平成17年度)→4,292千円(平成18年度見直し) 年間約1,857千円×3年=5,571千円 (目標見込み)	5,571	実施	→	→	消防本部	消防総務課	庶務係	新規
50	教職員海外視察研修事業の休止	教職員の海外視察研修事業について、事業効果の検討により平成18年度から休止をする。	年間約660千円×3年=1,980千円	1,980	実施	→	→	教育部	学校教育課	学校教育係	集中改革プランの再掲 (平成18年度休止に伴う)
51	開館時間延長時(木曜日)における時差出勤の導入	平成13年7月より木曜日の開館時間延長(17時～19時)を実施しており、正職員3名、臨時職員3名の勤務体制で対応している。開館時間延長は市民要望であり今後も継続していかねばならないが利用者数など事業効果を考え経費を抑制していく。	現在正職員3人については、時間外勤務として対応しているが、2時間の時差出勤を実施することによって超過勤務手当での削減を図る。 19,800円/日×48回/年×2年=1,900千円 (目標見込み)	1,900	検討 導入 準備	実施	→	教育部	図書館	図書係	新規
目標見込み額計				309,403							

4-4 特別会計の経営健全化

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
52 下水道使用料の改定	82円/㎡は県内51市町村の中で下から4番目に安く、維持管理に要する費用さえ賄えていないのが現状である。汚水処理に掛かる費用を利用者負担で賄えていない。また建設費用に充てた起債の償還も一般会計からの繰出金に依存をしている。	参考(単価は平成19年度に委員会等で決定予定) 110円の場合4,500,000㎡×(110-82)円/㎡×2年=252,000千円 130円の場合4,500,000㎡×(130-82)円/㎡×2年=432,000千円 (目標見込み)	252,000	検討	実施	→	経済建設部	下水道課	維持業務係	集中改革プランの再掲
53 農村集落家庭排水施設特別会計の経営健全化	施設設備の老朽化、利用者負担で運営ができていない現状から、農村集落家庭排水施設特別会計の長期経営計画の見直しを図る。平成19年度に委員会等で単価の改定を行う。	(以下は試算であり参考数値) 使用料110円/㎡の場合450,000×(110-84)=11,700千円 使用料130円/㎡の場合450,000×(130-84)=20,700千円 年間約11,700千円×2年=23,400千円(目標見込み)	23,400	検討	実施	→	経済建設部	下水道課	維持業務係	新規
目標見込み額計			275,400							

4-5 業務改善運動による全ての現場でのコスト削減運動の展開

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
54 業務改善運動の推進	職員主体、現場起点の改善運動を積極的に推進する。アウトカム志向の業務執行を常態化し、市民の視点に立った柔軟なサービス提供に努めていく。また運動をとおして学びの共有化を図っていく。現場でのコスト削減運動を展開する。			実施	→	→	企画部	企画政策課	政策推進係	新規
目標見込み額計										

4-6 地方税財源の充実確保

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
55 税の徴収対策	納税の公平性を保つため市税滞納者に面接、電話、文書等で催告し状況にあった納税指導を行う。納税者の利便向上を図り、時間外納税相談や納付機会の拡大を図る。納税意識向上への啓発を実施						総務部	収納課	収納係	集中改革プランの再掲
56 インターネット公売の実施	インターネットオークションを活用して公売を行うことで多くの入札者を確保し、換価性の高い動産を公売することで増収を図る。またせりによって高値が期待でき、従前売れなかったものも公売が期待できる。実施自体が納税者に対する啓発効果をもつ。			調査研究	検討	実施	総務部	収納課	収納係	新規
目標見込み額計										

4-7 受益者負担の見直し

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
57 使用料・手数料の料金改定	使用料負担の見直しを図り、適正な負担額に改定し、市財政の財源の確保を図るため、全ての使用料・手数料の見直しを図る。	100,000千円×3%×1年=3,000千円 (目標見込み)	3,000	検討	着手	実施	総務部	総務課	管財係	新規
58 補助金の削減	平成19年度早急に検討に着手し、平成21年度から10%目標に削減を図る。	約600,000千円×0.1=60,000千円 (目標見込み)	60,000	検討	→	実施	総務部	財政課	財政係	新規
59 防災モデル地区補助金の廃止	防災モデル地区の目的は達成したので補助金を廃止する。(平成18年度)今後は、自主防災組織の育成に重点をおいた事業展開を行う。	年間約150千円×3年=450千円	450	実施	→	→	総務部	防災安全課	防災安全係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
60 交通安全モデル地区補助金の見直し	交通安全モデル地区補助金を各地区の事業内容により見直し、減額を図る。(20万円から10万円へ)	年間約100千円×2年=200千円	200	検討	実施	→	総務部	防災安全課	防災安全係	集中改革プランの再掲
61 健診事業の受益者一部負担金の導入	国民健康保険加入者に対して実施している健診事業(基本健診を除く)について、ガン健診に係る費用が高額となっているので受益者に一部負担金を求める。これにより生活習慣改善事業を実施する。	年間約4,090千円×2年=8,180千円	8,180		実施	→	市民部	保険年金課	保険係	集中改革プランの再掲
62 草刈機の貸出有料化制度導入	雑草の除去作業に市として協力する草刈機の無料貸出(平成17年度総経費1,040,730円、利用件数523件、1台あたり約2,000円)を行ってきた。平成18年度より「あき地の保安全管理に関する条例」が施行され、地主にあき地の管理責任を明確化した。	応分の負担(4分の1:2,000円÷4=500円/1台当り)を利用者に求め、市の負担額の軽減を図り、健全な財政の運営に当たって行きたい。平成19年度500×100件 平成20年度500×200件 平成21年度500×200件 (目標見込み)	250	実施	→	→	市民部	環境課	環境保全係	新規
63 ごみ袋の有料化の検討	ごみそのものを抑制するため可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック、生ごみの市指定袋の有料化を平成21年度までに検討する。課題としては現在の自由販売制からの切替え、在庫補償、販売店の登録等の問題。市単独の有料化を実施をするのかを検討する必要がある。	ごみ処理にかかる費用負担を排出者責任とすることにより、ごみの発生抑制を期待できる。		検討	→	→	市民部	環境課	リサイクル係	集中改革プランの再掲
64 宅配給食サービスの利用者負担の見直し	ひとり暮らしの高齢者等に給食を宅配するサービスの利用者負担金を1食当たり300円から400円に引き上げる。	年間約2,900千円×3年=8,700千円	8,700	実施	→	→	健康福祉部	高齢者福祉課	高齢者係	集中改革プランの再掲 (平成18年度見直しに伴う)
65 延長保育利用の有料化	保育園で実施している早朝(7:15~8:15)、延長(16:15~19:00)保育の無料を、1日につき100円の利用徴収に改める。	年間約9,000千円×3年=27,000千円	27,000	実施	→	→	健康福祉部	児童福祉課	保育係	集中改革プランの再掲 (平成18年度実施に伴う)

66	保育料徴収基準額表階層区分の見直し検討	国の保育料徴収基準額表階層区分は7階層であるが、本市は17階層で運用している。階層を減らすなど受益者負担の適正化の観点から保育料についての検討委員会を設置して見直しを図る。			検討	実施	→	健康福祉部	児童福祉課	保育係	集中改革プランの再掲
67	児童クラブの有料化	現在児童館で実施している児童クラブ事業は無料であるが、受益者負担の観点から利用料を徴収する。			実施	→	→	健康福祉部	児童福祉課	児童係	集中改革プランの再掲
68	基本健診の有料化	老人保健法で定められている基本健診を無料としてきたが、これを見直し一部負担金を徴収する。	年間約1,300千円×3年=3,900千円	3,900	実施	→	→	健康福祉部	健康課	健康推進係	集中改革プランの再掲 (平成18年度実施に伴う)
69	前後駅南地下駐車場の料金改定等	前後駅南地下駐車場の利用実績、需要動向や周辺の民間駐車場の駐車料金などから、地下駐車場の駐車料金を改定する。前後駅前駐車場については増設により収益増を図る。	平成19年度4,700千円+平成20年度5,090千円+平成21年度5,090千円=14,880千円 (目標見込み)	14,880	実施	→	→	経済建設部	都市計画課	都市整備係	集中改革プランの再掲
70	公民館講座受講料の改定	公民館講座受講料の受益者負担を1回100円から200円に引き上げる。	年間約260千円×3年=780千円	780	実施	→	→	教育部	生涯学習課	生涯学習係	集中改革プランの再掲
目標見込み額計				127,340							

4-8 ストックの有効活用による歳入増加への取組み

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考	
				19	20	21					
71	ホームページ・広報紙への広告掲載	ホームページ・広報紙に民間企業の広告を掲載して収入増を図る。	年間約600千円×3年=1,800千円	1,800	H実施 広検討	→ 実施	→ →	企画部	人事秘書課	広報係	集中改革プランの再掲
72	未利用財産の売り払い等	公有財産の有効活用を図るとともに、未利用地のうち利用価値がないものは売却を検討する。						総務部	総務課	管財係	集中改革プランの再掲
73	ひまわりバスの有効活用	中吊り広告やバス停看板の広告、ネーミングライツ等路線と設備を有効活用し、市財政の財源確保に努める。広告募集を広報に留まらず商工会に依頼し、市内事業者のPR活動に寄与し商工振興に役立てる。	サイドステッカー550円/月×2枚×12ヶ月=26千円 バス停広告3,600円/年×50箇所=180千円 206千円×2年=412千円	412	検討	実施	→	経済建設部	産業振興課	商工振興係	新規
74	ひまわり広場の見直し	市の催事業内コーナーとしての利用から、今後は観光、史跡、特産物等の情報発信コーナー及び写真展を企画することで、有効活用を図る。賃貸料も減額交渉を行う。			検討	実施	→	経済建設部	産業振興課	商工振興係	新規
目標見込み額計				2,212							

行政改革大綱5 「住民自治とガバナンス・民間活力の活用」

5-1 協働視座の環境整備

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
75 地域協働の推進	地域における自主活動を支援し、市民自治力を高める。公共サービスについても多様な主体との連携、協働による役割分担を進め、市民協働推進基本計画の策定により基本的なルール作りを行い、行政主導型から市民協働型へ市民と職員の意識改革を進める。			実施	→	→	市民部	市民協働課	市民活動推進係	集中改革プランの再掲
76 子育て情報誌の市民参画型編集	市民参加型の編集により、きめ細かく市民起点の編集内容を確保し、かつ子育ての支援の輪を市民の中に構築する契機としていく。			実施	→	→	健康福祉部	児童福祉課	子育て支援係	新規

目標見込み額計

5-2 民間委託等の推進

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
77 民間活力の活用(指定管理者制度等の適正導入)	公の施設の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。情報の収集を積極的に進め、公共サービスの質向上に努める。公共サービス改革法(市場化テスト法)等の新たな公共サービスの提供手法も研究する。			実施	→	→	企画部	企画政策課	政策推進係	新規
78 公用車運転の業務委託拡大	一部委託を継続し、議長車、マイクロバスの運転を委託化する。			実施	→	→	総務部	総務課	管財係	集中改革プランの再掲
79 老人福祉センターの指定管理者制度導入検討	老人福祉センターの運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。(平成22年度導入予定)			検討	→	導入準備	健康福祉部	高齢者福祉課	高齢者係	集中改革プランの再掲
80 児童福祉施設の有効利用と指定管理者制度等の導入検討	児童福祉施設は地域の子育ての中心的な施設であり事業の多様化が求められる。複合的な役割ができるよう検討し、それに伴う指定管理者制度や業務委託等最適な民間委託を導入する。	(支援センター、ファミサポは平成22年4月、保育園・児童館は平成25年4月導入予定)		一部実施	→	導入準備	健康福祉部	児童福祉課	子育て支援係 保育係 児童係	集中改革プランの再掲
81 文化会館の指定管理者制度等導入検討	文化会館の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。			検討	導入準備	導入	教育部	文化会館	文化振興係	集中改革プランの再掲
82 福祉体育館及び体育施設の指定管理者制度等導入検討	体育施設の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。			検討	検討	導入準備	教育部	体育課	体育振興係	集中改革プランの再掲
83 図書館の指定管理者制度等導入検討	図書館の運営、管理について指定管理者制度や業務委託を検討し、最適な民間委託を導入する。			検討 導入準備	導入	→	教育部	図書館	図書係	集中改革プランの再掲

目標見込み額計

5-3 電子化・電子自治体の推進

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
84 統合型GISの構築	各部署で別々に管理されている地図情報の共有化を図る。また、インターネットで地図情報を公開する。			実施 拡大	→	→	企画部	企画政策課	情報化推進係	集中改革プランの再掲
85 電子申請・届出システムの構築	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入しているが、これをさらに拡大する。			実施 拡大	→	→	企画部	企画政策課	情報化推進係	集中改革プランの再掲
86 施設予約システムの構築	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入している。施設の電子予約、空き状況照会が可能になる。			実施 拡大	→	→	企画部	企画政策課	情報化推進係	集中改革プランの再掲
87 庁内ポータルサイトを中心とした共通基盤整備	グループウェア、イントラの再構築と各システムの管理を一元化し、共通基盤となる電子決裁を導入し、各職員毎のトップページを作成することで事務の効率化を図る。			導入	実施	→	企画部	企画政策課	情報化推進係	集中改革プランの再掲
88 地域安心安全情報共有システムの推進	パソコンや携帯電話を利用して情報発信するシステムを導入しているが、グループ単位での情報発信へ拡大を図る。			拡大	→	→	企画部	企画政策課	情報化推進係	集中改革プランの再掲
89 職員ポータルシステムの導入と出退勤ターミナルによる効率化	イントラネットと個人管理システム(ノーツ)を統合した職員ポータルサイトを構築し、電子決裁、ペーパーレスの推進を図る。また、職員の時間管理を一層効率化するため、出退勤ターミナルを設置し、効率的な事務事業推進を行い経費削減を図る。	平成18年度 15,780千円 平成19年度 11,394千円 年間約4,386千円×3年=13,158千円 (目標見込み)	13,158	実施	→	→	企画部	企画政策課	情報化推進係	新規
90 統合型文書管理システムの導入	文書管理システムを導入することで、電子決裁と連携し事務の効率化と情報の効率的な管理を行う。			導入	実施	→	総務部	総務課	行政係	集中改革プランの再掲
91 電子調達システムの構築	あいち電子自治体推進協議会が開発するシステムを利用して導入する。業者登録申請の電子化及び電子入札を実施する。			導入	拡大	→	総務部	財政課	契約検査係	集中改革プランの再掲

目標見込み額計 13,158

5-4 情報の積極的な発信

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
92 公正の確保と透明性の向上②(①は総務課)	市民から信頼される行政運営のため、パブリックコメント等の活用により情報公開を積極的に図る。			実施	→	→	企画部	企画政策課	政策推進係	集中改革プランの再掲
93 行政評価制度の推進	業務管理型から、総合計画の進行管理型に改編した事務事業評価及び施策評価制度を全庁でPDCAサイクルの自己管理に活用し、結果を情報発信していく。また予算編成等との連携を図っていく。			実施	→	→	企画部	企画政策課	政策推進係	新規
94 公正の確保と透明性の向上①(②は企画政策課)	市民から信頼される行政運営のため、行政手続き条例、情報公開条例等の活用により情報公開を積極的に図る。			実施	→	→	総務部	総務課	行政係	集中改革プランの再掲
95 広聴内容のホームページへの公表	市民からの問い合わせに対する回答や、要望、意見提言といった情報は市民の中で共有化されることが求められるので、ホームページを活用して情報発信する。			着手	検討	実施	市民部	市民協働課	広聴市民相談係	新規
目標見込み額計										

行政改革大綱6「ブランド力のあるまちづくりを創造」

6-1 広域的な中での豊明市の価値を構築していく取組み

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
96 有機循環都市をめざして	生ごみの収集運搬は委託収集業者が行っているが、今後地区拡大により、コストの増大が課題となる。収集運搬コストの見直しを図り、さらに市民団体等による収集運搬業務の参画を検討し、収集コストの削減と有機循環のまちづくりを創造する。	収集世帯数8,000世帯と仮定して計算(現実とは違います)平成19年度5,200千円÷1,835世帯×8,300世帯=23,000千円平成21年度市民団体等2団体で5,000世帯収集6,000千円×2団体=12,000千円委託業者3,300世帯収集8,000千円(目標見込み)	3,000	検討	検討	実施	市民部	環境課	有機循環推進係	新規
97 生ごみ堆肥の生産効率化	製品である生ごみ堆肥(土壌改良剤)の販売や、販売ルートの開拓等経費の削減と財源の確保を図っていく。	平成19年度約500千円+平成20年度約800千円+平成21年度約1,000千円=2,300千円(目標見込み)	2,300	実施	→	→	市民部	環境課	有機循環推進係	新規
98 生ごみ専用袋のコストダウン(生分解性プラスチック)	平成13年度から毎年購入している生ごみ専用袋の品質価格について見直す。平成18年度に他者メーカーのごみ袋で実験し品質価格面で検討した結果、従来品と性能的に遜色なく分解し、かつ1枚当たりの単価も安価であるため平成19年度から他者メーカー品の採用を実施する。これにより1トン当たり約1万円堆肥化コストが削減される。	平成19年度歳出削減約3,040千円 平成20年度歳出削減約5,270千円 平成21年度歳出削減約6,490千円(目標見込み)	14,800	実施	→	→	市民部	環境課	有機循環推進係	新規
99 北部児童クラブの学校内設置	動便台団地の建設に伴い、北部児童クラブの利用が増加している。放課後児童の健全育成には児童の安全確保が最大の課題であることから沓掛小学校校舎改築に伴い学校内に設置する。	北部児童クラブ(登録人数)平成16年10月1日35人平成17年10月1日46人平成18年10月1日61人大宮児童館建設経費73,156千円-北部児童館内装工事費35,299千円=3,7857千円	37,857	着手	実施	→	健康福祉部	児童福祉課	児童係	新規
100 観光情報の発信	ホームページの充実を図り、情報の収集と発信に特化した事業を推進する。桶狭間古戦場に特筆される内容と評価されるような魅力化と物語性を有した発信を行う。			検討	実施	→	経済建設部	産業振興課	商工振興係	新規
目標見込み額計			57,957							

6-2 その他の改革への取組み

事業名	改革内容	効果	目標額(千円)	実施年度			部	課	係	備考
				19	20	21				
101 人材育成の推進	新たな人事管理システムの確立/職員研修の見直し・充実強化/人を育てる職場環境づくり/その他人材育成を実現するための諸施策			実施	→	→	企画部	人事秘書課	人事係	集中改革プランの再掲
102 市民満足度向上のための顧客志向の接遇推進	接客技術の向上を図り、市民の満足度を窓口においても高めていく。スマイル接客運動を多角的に推進していく。平成16年度より354名がCS向上研修を受講し、平成18年度より実施のクレーム対応研修は平成19年度より2日開催とし組織のコミュニケーション能力向上と顧客志向への意識改革を目指す。			実施	→	→	企画部	人事秘書課	人事係	新規
目標見込み額計										
目標見込み額総合計			1,104,995							

豊明市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年5月25日

条例第13号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、豊明市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、豊明市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

平成21年度 行政改革推進委員会日程表

(H21.10.16現在)

会議	日時	場所	議題等
第1回	平成21年10月16日(金) 午前10時～	市役所 東館1階 会議室4・5	辞令交付、役員選出、第2次アクションプランの諮問 第1次アクションプランH20年度実績報告について 第2次アクションプランの策定について
第2回	平成21年12月15日(火) 午後2時～	市役所 東館1階 会議室4・5	アイデア五輪審査 パブリックコメントの説明 第2次アクションプランの策定について
第3回	平成22年1月19日(火) 午後2時～	市役所 東館1階 会議室4・5	第2次アクションプランの策定について
第4回	平成22年3月予定	未定	パブリックコメントの実施結果及び意見対応、第2次アクションプランへの反映について
第5回	平成22年3月予定	未定	第2次アクションプランの答申について

豊明市行財政改革アイデア五輪関係資料

平成21年度豊明市行財政改革アイデア五輪実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の行財政改革に市民の声を反映させ、簡素で効率的な行政運営を行うことにより、活力あふれる市政の推進に資するため、市民からの行政改革に関する提案(以下「提案」という。)の募集に関して必要な事項を定める。

(募集する提案の内容)

第2条 募集する提案は、市民の創意工夫による具体的かつ実現可能なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事務効率の向上及び経費の節減に関すること。
- (2) 市民サービスの向上に関すること。
- (3) 協働による行政運営に関すること。
- (4) 事業の改善及び改革に関すること。
- (5) 収入の増加に関すること。

2 市長は、提案の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、提案として取り扱わないものとする。

- (1) 個人的な不平不満、苦情、悪質な批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- (2) その他提案の内容としてふさわしくないもの

(提案をすることができる者)

第3条 提案をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 本市の区域内で活動する各種団体

(5) 本市の区域内に事務所又は事業所を所有する者

(6) 区長及び町内会長

(提案の奨励)

第 4 条 市長は、必要に応じて、市民に対し提案を奨励するとともに提案に関し助言及び補助するように努めるものとする。

(提案の時期)

第 5 条 提案期間は、平成 2 1 年 9 月 1 日から 1 0 月 3 0 日までとする。

(提案の方法)

第 6 条 提案をしようとする者(以下「提案者」という。)は、豊明市アイデア五輪提案書(別紙様式。以下「提案書」という。)を作成し、必要に応じ参考資料を添えて、提案者の所在地の区長(豊明市区設置に関する規則(昭和 5 0 年豊明市規則第 6 号)に規定する区)を通じて提出するものとする。

2 提案のあった区の区長は、前条の期限内に提出された提案書を速やかに市長に提出するものとする。

(提案の処理)

第 7 条 市長は、前条の提案書を受領した時は、審査に必要な資料及び意見等を付した審査資料を作成し、豊明市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の審査に付するものとする。

2 委員会は、提案書の内容を適正かつ公平に審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(採否の決定)

第 8 条 市長は、前条の報告に基づき採用の可否を決定する。

2 採用された提案者には、採用された旨を通知する。

(表彰)

第 9 条 採用された提案には、次の各号に掲げる賞を授与する。

(1) 金賞 市長表彰状及び記念品

(2) 銀賞 市長表彰状及び記念品

(3) 銅賞 市長表彰状及び記念品

(公表等)

第 1 0 条 市長は、選考結果を広報等により公表するとともに、委員会の意見

を踏まえて、採用された提案の実行のための指示を行う。

（進行管理）

第 1 1 条 採用された提案の案件については、改善への契機として活用するとともに、委員会の意見等を行政執行に活かすように努めるものとする。

（提案者の利益尊重）

第 1 2 条 市長は、提案者の利益を尊重し、提案者が提案による不利益を被ることがないようにしなければならない。

（提案に伴う諸権利）

第 1 3 条 この要綱による提案のすべての権利は、本市に帰属するものとする。

（委任）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

豊明市財公用語集

依存財源

国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする市の収入。[地方交付税](#)、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、[地方債](#)など。市独自で収入額を決められないので「依存～」と呼ぶ。

一時借入金

1つの会計年度中に[歳計現金](#)が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる資金。一時借入金は、一時的な資金の不足を解消するための支払資金なので、その年度の歳入をもって[出納閉鎖日](#)までに償還しなければならない。

例えば、4月に多額の支出をしなければならない場合、4月時点では市税などの収入がまだ収納されていないため、その支払いのために金融機関などから一時的にお金を借りて支払いに充てる場合などが考えられる。

また、一時借入金そのものは歳入歳出予算に計上することはないが、その限度額は[予算](#)で定め、借り入れに伴い発生する利子の支払いは[公債費](#)として歳出予算に定めることとなる。

一般会計

市の行政運営の基本的な経費を計上している会計。単一会計主義と言われるように、市の会計は、本来1つの会計で経理されることが望ましいが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに[特別会計](#)を設けている。

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。市税、地方譲与税、[地方交付税](#)、利子割交付金など。

会計年度独立の原則

予算の原則の1つで、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」という地方自治法第208条第2項の規定であり、本年度の歳出を翌年度歳入で支出したりすることを禁ずるもの。

ただし、これを厳格に適用するとかえって不利、不経済になる場合もあるため、次の例外を認めている。

[継続費の逐次繰越し](#)（自治法第212条、令第145条）

[繰越明許費](#)（自治法第213条、令第146条）

[事故繰越し](#)（自治法第220条第3項、令第150条第3項）

[過年度収入](#)・[過年度支出](#)（自治法第243条の5、令第160条・第165条の8）

[歳計剰余金](#)の繰越し（自治法第233条の2）

翌年度歳入の繰上充用（自治法第243条の5、令第166条の2）

過年度支出

債権者の請求がなかったなどの理由により支払いができなかった場合に、前年度以前の年度に属する経費を現年度の予算をもって支払うこと。

過年度収入

前年度以前の年度に属する収入を現年度の歳入として収納すること。

企業会計

地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。

基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。

平成21年度現在、豊明市が設置している基金には、財政調整基金、教育施設建設及び整備基金、公共施設建設及び整備基金、減債基金、福祉基金、国民健康保険財政調整基金、墓園管理基金、土地開発基金、介護給付費準備基金がある。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額。標準的な市税収入見込額の75%相当額と譲与税など税外収入の75%相当額（一部100%）が普通交付税の算定に使われる。実際の収入ではないことに注意。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額。算定式は

基準財政需要額 = 単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数) となる。これも実際の支出でないことに注意。

よく、「交付税措置」とか言われるが、これは基準財政需要額に含まれることで、実額が交付されるものではない。

義務的経費

市の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費がある。

繰上充用

会計年度経過後、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて不足額に充てること。

繰越明許費

事業の性質上、又は予算成立後の事由により年度内に支出を終わらない見込みのものについて、予算で限度額を定めることにより、翌年度に限り繰り越して使用することができる制度のこと。

形式収支

その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの。つまり、[出納閉鎖日](#)における当該年度に収入された現金と支出された現金の差額をあらわすもので、すでに債務が確定し翌年度に支払うべき経費などを考慮しない。

経常経費

毎年経常的に支出されるもの。具体的には人件費、[扶助費](#)、[公債費](#)などの[義務的経費](#)や経常的に支出される物件費、維持補修費など。

経常収支比率

人件費、[扶助費](#)、[公債費](#)などの[義務的経費](#)や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額（経常経費充当一般財源）が、市税、地方譲与税、[地方交付税](#)、利子割交付金など経常的に収入される一般財源の総額（経常一般財源総額）に占める割合。

$$\left(\text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額} \right) \times 100 (\%)$$

経常的に入ってくる歳入の何割が経常的に支出される経費に使われたかということ。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直していると言われることが多い。

継続費の通次繰越し

複数年度に設定した継続費の各年度の執行残額について、最終年度まで通次繰り越して執行すること。

決算(歳計)剰余金

その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの（[形式収支](#)）のことを指すが、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものを純剰余金という。

この純剰余金は、その1/2以上の額を積み立てるか、[地方債](#)の繰上償還の財源に充てなければならない。

決算統計

地方公共団体の決算に関する統計であり、正式には地方財政状況調査という。各団体の取りまとめ結果は地方財政白書としてまとめられる。取り扱う会計は、[普通会計](#)、公営事業会計に分けられる。

減債基金

[公債費](#)の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

健全化判断比率

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、「早期健全化段階」や「財政再生段階」になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなっている。

公債費

市が借り入れた[地方債](#)の元利償還金及び[一時借入金](#)利子の合算額。

公債費比率

似たものとして起債制限比率がある。どちらも、[公債費](#)の財政負担の度合いを判断する指標で、[地方債](#)の元利償還金に使われた一般財源の、[標準財政規模](#)（標準的な一般財源）に対する割合。一般的には公債費比率が10%を超さないことが望ましいとされている。

公債費負担比率

似たものとして起債制限比率がある。どちらも、[公債費](#)の財政負担の度合いを判断する指標で、[地方債](#)の元利償還金に使われた一般財源の、[標準財政規模](#)（標準的な一般財源）に対する割合。一般的には公債費比率が10%を超さないことが望ましいとされている。

歳計現金

市の歳入・歳出予算に属する現金。歳計現金に属するかどうかは、歳入歳出となるかならないかによって決められるため、[一時借入金](#)のように現金であっても歳入歳出予算に属さないものは歳計現金とはならない。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のこと。豊明市の場合、毎年、[決算剰余金](#)について、この基金に積み立て、予算編成において歳入予算が不足する場合、この基金から繰り入れて予算編成を行っている。

財政力指数

普通交付税の算定に用いる[基準財政収入額](#)を[基準財政需要額](#)で割った値のことで、通常は過去3ヵ年平均値を指す。

事故繰越し

年度内に支出負担行為を行い、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。

自主財源

市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがある。市独自で収入額を決められるので「自主～」と呼ぶ。

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から[翌年度に繰り越すべき財源](#)を控除した決算額のこと。

出納整理期間

前会計年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの2ヶ月間のこと。

出納整理期間は現金出納そのものの整理をする期間であるため、すでに経過した年度の歳入調定や支出負担行為を行うことはできない。

出納閉鎖日

出納整理期間の最終日である5月31日のこと。

性質別経費

市の経費をその経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類したもの。

通常、[決算統計](#)上の普通会計で使われる分類であり、予算・決算の節とは異なる。

総計予算主義

歳入歳出予算を混交・相殺しないで、収入のすべてを歳入予算に計上し、支出のすべてを歳出予算に計上すること。

地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のこと。

地方交付税には、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、あるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される普通交付税と、普通交付税で算定しがたい特別な理由により交付される特別交付税とがある。

地方債

市が資金調達のために1会計年度を越えて返済する債務のことで、地方債を起こすことを起債という。ちなみに、国が起こすのを国債、地方が起こすのを地方債と分けているが、市が起こすので市債とも呼ぶ。

なお、一時借入金は、当該年度内における一時的な歳計現金の不足を補てんするものであって、歳出の財源そのものではないので、地方債には含まれない。

投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。道路、橋りょう、公園、学校などの建設や大規模修繕などがこれの代表。

これに分類できる性質別経費として、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費がある。

特定財源

一般財源とは反対に、財源の用途が特定されているもの。国庫支出金、県支出金、建設地方債などや、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金などのうち用途が特定されているもの。

特別会計

一般会計に対する会計で、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものがある。

標準財政規模

標準税率で算定した税収入額と地方道路譲与税などの税外収入に地方交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額。起債制限比率、公債費比率など財政指標の計算に使われる。

標準税率

地方公共団体が税率を定めるにあたり通常よるべき税率のこと。特別の必要がある場合は、これによることを要しない。また、基準財政収入額の算定に用いられる。

市税の税率は市の条例で定めることとされているが、地方税法は市税の税目ごとに、市条例で

定める税率に規制を加えている。地方税法に規定する税率は、その規制の仕方によって、標準税率、制限税率。

扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。

普通会計

地方公共団体を統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことで、地方自治法等の法律で規定されているものではない。

豊明市の場合、[一般会計](#)に土地取得特別会計、墓園事業特別会計を加え、それぞれの会計間での重複金額（会計間での繰り出し、繰り入れなど）を控除して作成している。

普通建設事業費

[投資的経費](#)の代表的なもので、道路、橋りょう、学校などの建設・大規模修繕に要する経費のこと。[決算統計](#)上、補助、単独などに分類される。

補正係数

普通交付税の算定に用いる係数。[基準財政需要額](#)は、単位費用×（測定単位の数値×補正係数）で算定されるが、地方公共団体の行政運営経費は、その団体の規模の大小、面積の広狭、都市型と農村型、寒冷地と温暖地など種々の条件の違いによって差異が生ずる。

このため、各団体ごとに補正係数を定め、地域の実情に合わせた行政需要を算定している。

現在の普通交付税制度上、種別補正、段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正、数値急増補正、数値急減補正、財政力補正、合併補正がある。

翌年度に繰り越すべき財源

翌年度に繰り越した継続費逓次繰越、繰越明許費、事故繰越にかかる事業を行うために必要となる事業費のこと。

予算

予算は、一定期間における収入と支出の見積もりのことだが、内容としては

歳入歳出予算

[継続費](#)

[繰越明許費](#)

債務負担行為

地方債

一時借入金

歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めから構成されている。

予算を議会に提案する権限は市長専属のものであり、議会の議員、教育委員会など市長の補助執行機関などには認められていない。また、予算は議会の議決又は市長の専決処分により成立する。

臨時財政対策債

地方財政法の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる、いわゆる赤字地方債です。国の交付税特別会計の借入金が増大し、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な地方交付税の額を確保することができなくなったことから、それを補てんするものとして創設されたもの。この地方債の元利償還金相当額は、全額地方交付税により措置される。

平成19年度 節減額一覧表

	事業名	節減額(千円)	年度目標額				課	集中改革プランとの関係
			19	20	21	合計		
1	経営戦略会議の充実		0	0	0	0	企画政策課	新規
2	給与の適正化等	4,292 (10,419)	3,750	3,750	3,750	11,250	人事秘書課	集中改革プランの再掲
3	県内、県外旅費の見直し	3,350	2,400	2,400	2,400	7,200	人事秘書課	集中改革プランの再掲
4	超過勤務の削減	(44,590)	26,826	26,826	26,826	80,478	人事秘書課	集中改革プランの再掲
5	定員管理の適正化（純減への取組み）	42,526	23,627	54,393	98,207	176,227	人事秘書課	集中改革プランの再掲
6	定員管理の適正化（その他の手法）		0	0	0	0	人事秘書課	集中改革プランの再掲
7	定員管理の適正化（その他の手法）		0	0	0	0	企画政策課	集中改革プランの再掲
8	機構改革の推進		0	0	0	0	企画政策課	新規
9	財務会計システム事務の効率化		0	0	0	0	出納室	新規
10	防災訓練と水防訓練の同時開催	729	1,000	1,000	1,000	3,000	防災安全課	集中改革プランの再掲
11	環境フェアの単独開催中止	1,950	1,950	1,950	1,950	5,850	環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
12	太陽光発電システム補助金の廃止	7,810	8,000	8,000	8,000	24,000	環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
13	生ごみ堆肥化促進事業補助金の廃止	2,062	2,150	2,150	2,150	6,450	環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
14	家族介護ヘルパー受講費補助の廃止	270	300	300	300	900	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度廃止に伴う)
15	在宅介護推進事業(お試し在宅サービス)の廃止	328	630	630	630	1,890	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度廃止に伴う)
16	A型機能訓練事業の廃止	760	760	760	760	2,280	健康課	集中改革プランの再掲(平成18年度廃止に伴う)
17	研修費の経費削減	853	1,000	1,000	0	2,000	人事秘書課	新規
18	加除式図書の一部の加除を中止	3,454	800	800	800	2,400	総務課	集中改革プランの再掲
19	職員駐車場の有料化	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	総務課	集中改革プランの再掲
20	中型バス新規購入中止		0	0	0	0	総務課	集中改革プランの再掲
21	樹木剪定等委託料の削減（庁舎）	583	574	574	574	1,722	総務課	新規
22	軽自動車導入を重視した公用車の更新		0	0	0	0	総務課	新規
23	公用車へのETC採用		0	0	0	0	総務課	新規
24	清掃委託料の削減	10,413	8,190	8,190	8,190	24,570	財政課	集中改革プランの再掲
25	樹木剪定等委託料の削減（全体）	29,290	2,470	2,470	2,470	7,410	財政課	集中改革プランの再掲
26	経常経費の見直し	25,300	10,000	10,000	10,000	30,000	財政課	集中改革プランの再掲
27	市民税等の前納報奨金の交付率の縮小	26,162	25,000	25,000	25,000	75,000	収納課	集中改革プランの再掲
28	市長への手紙の(ハガキ)広報紙折込の廃止	220	300	300	300	900	市民協働課	集中改革プランの再掲
29	豊明まつりの見直し	3,097	1,440	1,440	1,440	4,320	市民協働課	集中改革プランの再掲
30	豊根村温泉券助成率の改定	0	150	150	150	450	市民協働課	集中改革プランの再掲
31	統計書の印刷廃止	491	0	585	585	1,170	市民協働課	新規
32	無受診世帯表彰の見直し	0	600	600	600	1,800	保険年金課	集中改革プランの再掲
33	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の推奨		8,400	8,400	8,400	25,200	保険年金課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)

平成19年度 節減額一覧表

	事業名	節減額(千円)	年度目標額				課	集中改革プランとの関係
			19	20	21	合計		
34	国保税課税本算定方式の導入	4,967	0	5,000	5,000	10,000	保険年金課	新規
35	国保保健指導事業		360	360	360	1,080	保険年金課	新規
36	健康老人表彰の見直し	525	600	600	600	1,800	保険年金課	集中改革プランの再掲
37	老人保健個人別医療費通知の回数削減	647	380	380	380	1,140	保険年金課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
38	福祉給付金支給方法の見直し	222	250	250	250	750	保険年金課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
39	資源ごみ回収交付金の交付率の縮小	3,936	13,600	13,600	13,600	40,800	環境課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
40	廃食用油の燃料化事業	340	258	517	517	1,292	環境課	新規
41	収集運搬における経費の削減	51,614	6,825	12,825	18,825	38,475	環境課	新規
42	総合福祉会館の管理業務の合理化	1,682	1,500	1,500	1,500	4,500	社会福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
43	社会福祉協議会相談業務等事務の見直し	503	439	439	439	1,317	社会福祉課	新規
44	敬老祝金支給対象者の見直し	4,266	5,300	5,300	5,300	15,900	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
45	高齢者安否確認訪問事業の見直し	2,250	0	0	0	0	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
46	みんなの生活展の見直し	195	0	218	218	436	産業振興課	新規
47	地域花いっぱい運動補助金の見直し	1,300	600	600	600	1,800	都市計画課	集中改革プランの再掲(平成18年度実施に伴う)
48	緑化啓発資材無料配布の見直し	110	240	240	240	720	都市計画課	新規
49	消防庁舎清掃委託の事業内容の縮小	2,394	1,857	1,857	1,857	5,571	消防総務課	新規
50	教職員海外視察研修事業の休止	660	660	660	660	1,980	学校教育課	
51	開館時間延長時(木曜日)における時差出勤の導入	0	0	950	950	1,900	図書館	新規
52	下水道使用料の改定	0	0	126,000	126,000	252,000	都市計画課	集中改革プランの再掲
53	農村集落家庭排水施設特別会計の経営健全化	0	0	11,700	11,700	23,400	都市計画課	新規
54	業務改善運動の推進		0	0	0	0	企画政策課	新規
55	税の徴収対策		0	0	0	0	収納課	集中改革プランの再掲
56	インターネット公売の実施		0	0	0	0	収納課	新規
57	使用料の料金改定	0	0	0	3,000	3,000	総務課	新規
58	補助金の削減	0	0	0	60,000	60,000	財政課	新規
59	防災モデル地区補助金の廃止	150	150	150	150	450	防災安全課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
60	交通安全モデル地区補助金の見直し	0	0	100	100	200	防災安全課	集中改革プランの再掲
61	健診事業の受益者一部負担金の導入	0	0	4,090	4,090	8,180	保険年金課	集中改革プランの再掲
62	草刈機の貸出有料化制度導入	22	50	100	100	250	環境課	新規
63	ごみ袋の有料化の検討		0	0	0	0	環境課	集中改革プランの再掲
64	宅配給食サービスの利用者負担の見直し	3,591	2,900	2,900	2,900	8,700	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度見直しに伴う)
65	延長保育利用の有料化	8,597	9,000	9,000	9,000	27,000	児童福祉課	集中改革プランの再掲(平成18年度実施に伴う)
66	保育料徴収基準額表階層区分の見直し検討	0	0	0	0	0	児童福祉課	集中改革プランの再掲

平成19年度 節減額一覧表

	事業名	節減額(千円)	年度目標額				課	集中改革プランとの関係
			19	20	21	合計		
67	児童クラブの有料化	12,407	0	0	0	0	児童福祉課	集中改革プランの再掲
68	基本健診の有料化	1,596	1,300	1,300	1,300	3,900	健康課	集中改革プランの再掲(平成18年度実施に伴う) 20年度から基本健診廃止(保険者による特定健診の開始/制度)
69	前後駅南地下駐車場の料金改定等	1,856	4,700	5,090	5,090	14,880	都市計画課	集中改革プランの再掲
70	公民館講座受講料の改定	0	260	260	260	780	生涯学習課	集中改革プランの再掲
71	ホームページ・広報紙への広告掲載	720	600	600	600	1,800	人事秘書課	集中改革プランの再掲
72	未利用財産の売り払い等	0	0	0	0	0	総務課	集中改革プランの再掲
73	ひまわりバスの有効活用	0	0	206	206	412	産業振興課	新規
74	ひまわり広場の見直し	0	0	0	0	0	産業振興課	新規
75	地域協働の推進		0	0	0	0	市民協働課	集中改革プランの再掲
76	子育て情報誌の市民参画型編集		0	0	0	0	児童福祉課	新規
77	民間活力の活用(指定管理者制度等の適正導入)		0	0	0	0	企画政策課	新規
78	公用車運転の業務委託拡大		0	0	0	0	総務課	集中改革プランの再掲
79	老人福祉センターの指定管理者制度導入検討		0	0	0	0	高齢者福祉課	集中改革プランの再掲
80	児童福祉施設の有効利用と指定管理者制度等の導入検討		0	0	0	0	児童福祉課	集中改革プランの再掲
81	文化会館の指定管理者制度等導入検討		0	0	0	0	生涯学習課	集中改革プランの再掲
82	福祉体育館及び体育施設の指定管理者制度等導入検討		0	0	0	0	体育課	集中改革プランの再掲
83	図書館の指定管理者制度等導入検討		0	0	0	0	図書館	集中改革プランの再掲
84	統合型GISの構築		0	0	0	0	情報システム課	集中改革プランの再掲
85	電子申請・届出システムの構築		0	0	0	0	情報システム課	集中改革プランの再掲
86	施設予約システムの構築		0	0	0	0	情報システム課	集中改革プランの再掲
87	庁内ポータルサイトを中心とした共通基盤整備		0	0	0	0	情報システム課	集中改革プランの再掲
88	地域安心安全情報共有システムの推進		0	0	0	0	情報システム課	集中改革プランの再掲
89	職員ポータルシステムの導入と出退勤ターミナルによる効率化	5,574	4,386	4,386	4,386	13,158	情報システム課	新規
90	統合型文書管理システムの導入		0	0	0	0	総務課	集中改革プランの再掲
91	電子調達システムの構築		0	0	0	0	財政課	集中改革プランの再掲
92	公正の確保と透明性の向上 (は総務課)		0	0	0	0	企画政策課	集中改革プランの再掲
93	行政評価制度の推進		0	0	0	0	企画政策課	新規
94	公正の確保と透明性の向上 (は企画政策課)		0	0	0	0	総務課	集中改革プランの再掲
95	広聴内容のホームページへの公表		0	0	0	0	市民協働課	新規
96	有機循環都市をめざして	0	0	0	3,000	3,000	環境課	新規
97	生ごみ堆肥の生産効率化	780	500	800	1,000	2,300	環境課	新規
98	生ごみ専用袋のコストダウン(生分解性プラごみ袋)	3,780	3,040	5,270	6,490	14,800	環境課	新規
99	北部児童クラブの学校内設置	0	0	37,857	0	37,857	児童福祉課	新規

平成19年度 節減額一覧表

	事業名	節減額(千円)	年度目標額				課	集中改革プランとの関係
			19	20	21	合計		
100	観光情報の発信		0	0	0	0	産業振興課	新規
101	人材育成の推進		0	0	0	0	人事秘書課	集中改革プランの再掲
102	市民満足度向上のための顧客志向の接遇推進		0	0	0	0	人事秘書課	新規
	合計	279,624	191,072	417,773	496,150	1,104,995		

大綱別集計表

事業名	節減額(千円)	年度目標額				備考
		19	20	21	合計	
3 組織制度の抜本改革	50,168					
3-1 経営戦略会議及び推進室によるマネジメント機能の充実	0	0	0	0	0	
3-2 職員人件費の削減	7,642	32,976	32,976	32,976	98,928	
3-3 定員管理の適正化	42,526	23,627	54,393	98,207	176,227	
3-4 組織形態の見直し等	0	0	0	0	0	
3-6 内部管理業務の効率化・合理化	0	0	0	0	0	
4 減量と効率化の推進	219,322					
4-2 事務・事業の再編・整理・廃止・統合	13,909	14,790	14,790	14,790	44,370	
4-3 経費節減等の財政効果	176,474	92,793	105,805	110,805	309,403	
4-4 特別会計の経営健全化	0	0	137,700	137,700	275,400	
4-5 業務改善運動による全ての現場でのコスト削減運動の展開	0	0	0	0	0	
4-6 地方税財源の充実確保	0	0	0	0	0	
4-7 受益者負担の見直し	28,219	18,360	22,990	85,990	127,340	
4-8 ストックの有効活用による歳入増加への取組み	720	600	806	806	2,212	
5 住民自治とガバナンス・民間活力の活用	5,574					
5-1 協働視座の環境整備	0	0	0	0	0	
5-2 民間委託等の推進	0	0	0	0	0	
5-3 電子化・電子自治体の推進	5,574	4,386	4,386	4,386	13,158	
5-4 情報の積極的な発信	0	0	0	0	0	
6 ブランド力のあるまちづくりを創造	4,560					
6-1 広域的な中での豊明の価値を構築していく取組み	4,560	3,540	43,927	10,490	57,957	
6-2 その他の改革への取組み	0	0	0	0	0	
合計	279,624	191,072	417,773	496,150	1,104,995	

平成19年度において新たに実施した行政改革事業

	事業名	節減額(千円)	年度目標額				課	集中改革プランとの関係
			19	20	21	合計		
1	システム再構築	1,813	1,813	1,813	1,813	5,439	情報システム課	新規
2	経常経費の見直し	215	215	215	215	645	消防総務課	新規
	合 計	2,028	2,028	2,028	2,028	6,084		

平成20年度以降に展開する行政改革事業

	事業名	節減額(千円)	年度目標額				課	アクションプランとの関係
				20	21	合計		
1	給与の適正化等(その2)	4,696		4,696	4,696	9,392	人事秘書課	改定
2	県内、県外旅費の見直し(その2)	6,191		6,191	6,191	12,382	人事秘書課	改定
3	パソコン使用期間の延長	3,000		3,000	0	3,000	情報システム課	新規
4	あいち国際女性映画祭事業の廃止	1,004		1,004	1,004	2,008	市民協働課	新規
5	尾張市町交通災害共済組合会費の高齢者負担金交付を廃止	3,822		3,822	3,822	7,644	防災安全課	新規
6	敬老祝金支給対象者の見直し	533		533	533	1,066	高齢者福祉課	改定
7	宅配給食サービスの利用者負担の見直し	1,706		1,706	1,706	3,412	高齢者福祉課	改定
8	年末見舞いに要する経費の見直し	378		378	378	756	高齢者福祉課	新規
9	高齢者住宅改修費補助に要する経費の見直し	871		871	871	1,742	高齢者福祉課	新規
10	福祉ベル要綱と日常生活用具要綱の見直し	208		208	208	416	高齢者福祉課	新規
11	花いっぱいコンテストの中止	122		122	122	244	都市計画課	新規
12	中学校海外派遣事業の縮小	687		687	687	1,374	学校教育課	新規
13	とよあけマラソン事業の休止	5,700		5,700	5,700	11,400	体育課	新規
	合 計	28,918		28,918	25,918	54,836		

平成19年度単年度発生効果額抽出表

	事業名	節減額(千円)	単年度効果額	年度目標額				課
				19	20	21	合計	
1	経営戦略会議の充実			0	0	0	0	企画政策課
2	給与の適正化等	4,292 (10,419)	4,292	3,750	3,750	3,750	11,250	人事秘書課
3	県内、県外旅費の見直し	3,350	3,350	2,400	2,400	2,400	7,200	人事秘書課
4	超過勤務の削減	(44,590)		26,826	26,826	26,826	80,478	人事秘書課
5	定員管理の適正化（純減への取組み）	42,526	42,526	23,627	54,393	98,207	176,227	人事秘書課
6	定員管理の適正化（その他の手法）			0	0	0	0	人事秘書課
7	定員管理の適正化（その他の手法）			0	0	0	0	企画政策課
8	機構改革の推進			0	0	0	0	企画政策課
9	財務会計システム事務の効率化			0	0	0	0	出納室
10	防災訓練と水防訓練の同時開催	729	729	1,000	1,000	1,000	3,000	防災安全課
11	環境フェアの単独開催中止	1,950		1,950	1,950	1,950	5,850	環境課
12	太陽光発電システム補助金の廃止	7,810		8,000	8,000	8,000	24,000	環境課
13	生ごみ堆肥化促進事業補助金の廃止	2,062		2,150	2,150	2,150	6,450	環境課
14	家族介護ヘルパー受講費補助の廃止	270		300	300	300	900	高齢者福祉課
15	在宅介護推進事業（お試し在宅サービス）の廃止	328		630	630	630	1,890	高齢者福祉課
16	A型機能訓練事業の廃止	760		760	760	760	2,280	健康課
17	研修費の経費削減	853		1,000	1,000	0	2,000	人事秘書課
18	加除式図書の一部の加除を中止	3,454		800	800	800	2,400	総務課
19	職員駐車場の有料化	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	総務課
20	中型バス新規購入中止			0	0	0	0	総務課
21	樹木剪定等委託料の削減（庁舎）	583	583	574	574	574	1,722	総務課
22	軽自動車導入を重視した公用車の更新			0	0	0	0	総務課
23	公用車へのETC採用			0	0	0	0	総務課
24	清掃委託料の削減	10,413	10,413	8,190	8,190	8,190	24,570	財政課
25	樹木剪定等委託料の削減（全体）	29,290	29,290	2,470	2,470	2,470	7,410	財政課
26	経常経費の見直し	25,300	25,300	10,000	10,000	10,000	30,000	財政課
27	市民税等の前納報奨金の交付率の縮小	26,162	26,162	25,000	25,000	25,000	75,000	収納課
28	市長への手紙の（ハガキ）広報紙折込の廃止	220	220	300	300	300	900	市民協働課
29	豊明まつりの見直し	3,097	3,097	1,440	1,440	1,440	4,320	市民協働課
30	豊根村温泉券助成率の改定	0		150	150	150	450	市民協働課
31	統計書の印刷廃止	491	491	0	585	585	1,170	市民協働課
32	無受診世帯表彰の見直し	0		600	600	600	1,800	保険年金課
33	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推奨			8,400	8,400	8,400	25,200	保険年金課

	事業名	節減額(千円)	単年度 効果額	年度目標額				課
				19	20	21	合計	
34	国保税課税本算定方式の導入	4,967	4,967	0	5,000	5,000	10,000	保険年金課
35	国保保健指導事業	0		360	360	360	1,080	保険年金課
36	健康老人表彰の見直し	525		600	600	600	1,800	保険年金課
37	老人保健個人別医療費通知の回数削減	647		380	380	380	1,140	保険年金課
38	福祉給付金支給方法の見直し	222		250	250	250	750	保険年金課
39	資源ごみ回収交付金の交付率の縮小	3,936		13,600	13,600	13,600	40,800	環境課
40	廃食用油の燃料化事業	340	340	258	517	517	1,292	環境課
41	収集運搬における経費の削減	51,614	51,614	6,825	12,825	18,825	38,475	環境課
42	総合福祉会館の管理業務の合理化	1,682		1,500	1,500	1,500	4,500	社会福祉課
43	社会福祉協議会相談業務等事務の見直し	503	503	439	439	439	1,317	社会福祉課
44	敬老祝金支給対象者の見直し	4,266		5,300	5,300	5,300	15,900	高齢者福祉課
45	高齢者安否確認訪問事業の見直し	2,250		0	0	0	0	高齢者福祉課
46	みんなの生活展の見直し	195	195	0	218	218	436	産業振興課
47	地域花いっぱい運動補助金の見直し	1,300		600	600	600	1,800	都市計画課
48	緑化啓発資材無料配布の見直し	110	110	240	240	240	720	都市計画課
49	消防庁舎清掃委託の事業内容の縮小	2,394	2,394	1,857	1,857	1,857	5,571	消防総務課
50	教職員海外視察研修事業の休止	660		660	660	660	1,980	学校教育課
51	開館時間延長時(木曜日)における時差出勤の導入	0		0	950	950	1,900	図書館
52	下水道使用料の改定	0		0	126,000	126,000	252,000	都市計画課
53	農村集落家庭排水施設特別会計の経営健全化	0		0	11,700	11,700	23,400	都市計画課
54	業務改善運動の推進			0	0	0	0	企画政策課
55	税の徴収対策			0	0	0	0	収納課
56	インターネット公売の実施			0	0	0	0	収納課
57	使用料の料金改定	0		0	0	3,000	3,000	総務課
58	補助金の削減	0		0	0	60,000	60,000	財政課
59	防災モデル地区補助金の廃止	150		150	150	150	450	防災安全課
60	交通安全モデル地区補助金の見直し	0		0	100	100	200	防災安全課
61	健診事業の受益者一部負担金の導入	0		0	4,090	4,090	8,180	保険年金課
62	草刈機の貸出有料化制度導入	22	22	50	100	100	250	環境課
63	ごみ袋の有料化の検討			0	0	0	0	環境課
64	宅配給食サービスの利用者負担の見直し	3,591		2,900	2,900	2,900	8,700	高齢者福祉課
65	延長保育利用の有料化	8,597		9,000	9,000	9,000	27,000	児童福祉課
66	保育料徴収基準額表階層区分の見直し検討	0		0	0	0	0	児童福祉課
67	児童クラブの有料化	12,407	12,407	0	0	0	0	児童福祉課
68	基本健診の有料化	1,596		1,300	1,300	1,300	3,900	健康課

	事業名	節減額(千円)	単年度 効果額	年度目標額				課
				19	20	21	合計	
69	前後駅南地下駐車場の料金改定等	1,856	1,856	4,700	5,090	5,090	14,880	都市計画課
70	公民館講座受講料の改定	0		260	260	260	780	生涯学習課
71	ホームページ・広報紙への広告掲載	720	720	600	600	600	1,800	人事秘書課
72	未利用財産の売り払い等	0		0	0	0	0	総務課
73	ひまわりバスの有効活用	0		0	206	206	412	産業振興課
74	ひまわり広場の見直し	0		0	0	0	0	産業振興課
75	地域協働の推進			0	0	0	0	市民協働課
76	子育て情報誌の市民参画型編集			0	0	0	0	児童福祉課
77	民間活力の活用(指定管理者制度等の適正導入)			0	0	0	0	企画政策課
78	公用車運転の業務委託拡大			0	0	0	0	総務課
79	老人福祉センターの指定管理者制度導入検討			0	0	0	0	高齢者福祉課
80	児童福祉施設の有効利用と指定管理者制度等の導入検討			0	0	0	0	児童福祉課
81	文化会館の指定管理者制度等導入検討			0	0	0	0	生涯学習課
82	福祉体育館及び体育施設の指定管理者制度等導入検討			0	0	0	0	体育課
83	図書館の指定管理者制度等導入検討			0	0	0	0	図書館
84	統合型GISの構築			0	0	0	0	情報システム課
85	電子申請・届出システムの構築			0	0	0	0	情報システム課
86	施設予約システムの構築			0	0	0	0	情報システム課
87	庁内ポータルサイトを中心とした共通基盤整備			0	0	0	0	情報システム課
88	地域安心安全情報共有システムの推進			0	0	0	0	情報システム課
89	職員ポータルシステムの導入と出退勤ターミナルによる効率化	5,574	5,574	4,386	4,386	4,386	13,158	情報システム課
90	統合型文書管理システムの導入			0	0	0	0	総務課
91	電子調達システムの構築			0	0	0	0	財政課
92	公正の確保と透明性の向上 (は総務課)			0	0	0	0	企画政策課
93	行政評価制度の推進			0	0	0	0	企画政策課
94	公正の確保と透明性の向上 (は企画政策課)			0	0	0	0	総務課
95	広聴内容のホームページへの公表			0	0	0	0	市民協働課
96	有機循環都市をめざして	0		0	0	3,000	3,000	環境課
97	生ごみ堆肥の生産効率化	780	780	500	800	1,000	2,300	環境課
98	生ごみ専用袋のコストダウン(生分解性プラごみ袋)	3,780	3,780	3,040	5,270	6,490	14,800	環境課
99	北部児童クラブの学校内設置	0		0	37,857	0	37,857	児童福祉課
100	観光情報の発信			0	0	0	0	産業振興課
101	人材育成の推進			0	0	0	0	人事秘書課
102	市民満足度向上のための顧客志向の接遇推進			0	0	0	0	人事秘書課
	合計	279,624	232,715	191,072	417,773	496,150	1,104,995	